小谷城主 浅井長政の謎

なぜ、信長に刃向かったのか

香水 敏夫 著

Union Press

小谷城主 浅井長政の謎

なぜ、信長に刃向かったのか

香水 敏夫 著

浅井長政の霊前に捧ぐ

目次

はじめに……5
第一章　長政反旗の諸説……9
第二章　信長の足取りと性格……29
第三章　長政の足取りと性格……45
第四章　足利義昭、将軍就任への道……83
第五章　義昭・信長の確執と長政の決断……93
第六章　浅井氏は「あさい氏」か「あざい氏」か……159
第七章　浅井氏の居住地……177
おわりに……187
参考文献一覧……189
索引……197

はじめに

北近江小谷城主浅井長政の姫たち三姉妹は、平成二三年のＮＨＫ大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」で名を馳せた。その名は、茶々・初・江。彼女らの母お市は戦国一の美女と謳われ、父もまた義兄織田信長に反旗をひるがえして歴史にその名を刻んでいる。

ときはあたかも戦国時代末、日本史の曲がり角にあった。信長が「天下布武」の旗印を掲げて近世へと向かうが、将軍足利義昭らは、旧来の時代を引きずりながら、信長の前に立ちはだかる。その中に忠恕と律儀を旨として義昭に従う武将がいた。長政である。

しかし長政は、妻お市の兄（異説あり。以下、お市は「信長の妹」と記す）であり、国力も兵力も桁違いの信長に、なぜ刃向かったのだろう。いつかは、このテーマに取り組んでみたいと考えていた。

数年前のこと。当地の郷土誌『東淺井郡志巻四』（資料編）を何気なく繰っていたとき、二通の長政書状に目を留めた。その一つは、義昭の家臣一色式部少輔にあて、「よろしくお執り成しにあずかり、将軍の御意を得たい」というものである。もう一つは、もと南近江六角氏の領

していた大石淀（大津市大石淀）に住する正田大炊助にあてた書状で、「南小松（大津市南小松）より軍役米六百俵、海老江村（長浜市湖北町海老江）へ着岸せよ」と命じている。南小松は六角氏の旧領地で海老江村は長政の領地内である。なぜかこれらの書状に惹かれてその背景を調べてみると、思いのほか多くの関連史料が見つかった。

さらに渉猟して関連史資料を収集してゆくと、時間の経過とともにその量も想像を超えて増え続けた。これらの史資料を表題のメイン・テーマに取り入れるとき、要約しなければならない部分があるのは当然のこと。しかし、それが正しく要約できれば問題ないが、要約の仕方によっては、史資料との些細な差異を生じる場合がある。

例えば、ルイス・フロイスの『日本史』に、信長の父信秀の亡くなるとき、信長の取った行動が記されている。

秋田裕毅氏はその記述を、「信長は、僧侶に祈祷を願うとともに、父が回復するかどうかをたずねた。僧侶は回復すると保証したが、信秀は数日後に死去した。信長は怒って、僧侶を監禁し、数人を殺したという」と要約されている（『神になった織田信長』）。

これに対して、松田毅一・川崎桃太氏訳の『完訳フロイス日本史2』には、「彼は父の生命について祈祷することを仏僧らに願い、父が病気から回復するかどうか訊ねた。彼らは彼が回復

するであろうと保証した。しかるに彼は数日後に世を去った。そこで信長は仏僧らをある寺院に監禁し、（中略）そして彼らを外から包囲した後、彼らのうち数人を射殺せしめた」と記されている。

両者の表現の相違点は、「僧侶」と「仏僧ら・彼ら」である。前者は末文から「複数の僧侶」と判断できる。後者は、①「複数の仏僧」、②「複数の仏僧及び祈祷師」とも読め、両者の表現に微妙な差異が感じられる。

どちらが正しいかわからないが、執筆にあたって筆者は、自身の愚考や思い込みなどから、史資料の誤訳・曲説・欠落を生じさせてはならないと案じた。また要約すると、原文の表現から得られる微妙なニュアンスや状況シーンを感じ取れない場合もある。

このため、必要に応じて史資料から「引用」の方法を多く取り入れた。読みづらい点もあろうと思われるが、ご了承いただきたい。

そして、文中に引用した古文書・古記録は、原則として「読み下し文」としルビを振った。

本題については、従来から用いられてきた史料のほか、あまり陽の当たらなかった史料についても別の角度から光をあててみた。あわせて信長と長政の性格や軌跡、そして将軍義昭の行動、さらに義昭と信長・長政の親疎などの背景を考察しながら、長政の「決断」に迫った。

こうしたとき、「浅井は『あさい』と訓ずる」とか、「浅井氏の居住地は、小谷城の大広間だった」などの説が脳裡を過ぎり、果たしてそうだろうかと反問する。

浅井氏に関して論ずるとき、これらのことは基本的な事項であり、見過ごして仕舞うわけには行かない。そこでこれらを論じ後段に収録したので、最後までお目通しいただければ幸いである。

なお、出典については、該当箇所の末尾に括弧内に記したが、頻度が多く出典名が長文になる『東淺井郡志一～四』は「郡志一～四」、奥野高広氏著『増訂 織田信長文書の研究』は「信長文書」と省略して表記した。

第一章　長政反旗の諸説

「小を以て大に敵せず」というが、永禄三年（一五六〇）五月、信長は二千の将兵を結集し、桶狭間で今川義元の兵二万五千と戦い勝利している。奇しくも同年八月、長政は一万一千の兵を以て、南近江六角義賢が率いる二万五千の兵を野良田（彦根市）で破っている（『江濃記』）。

勝利の要因は、地の利・時の運ともいえようが、それぞれ戦力のほか知略、戦略・戦術に起因するところが大きい。つまり、その結果は偶然というより必然なのであり、長政の背反も小谷落城もまた同じといえよう。

元亀元年（一五七〇）四月、越前朝倉氏を討つため出陣した信長に、長政は「突如」、反旗をひるがえした（『信長公記』）。

『桶狭間・姉川の役日本の戦史1』によれば、このとき長政の国力は三十九万石、兵力九千七百余人。対する信長は二百四十余万石・兵力六万人を上まわるという。

奥野高広氏は、「織田信長の本国であった尾張は五七一、〇〇〇石、美濃五四〇、〇〇〇石、伊勢五六七、一〇五石で、合計一、六八〇、〇〇〇石に達し、全国の一〇％を占める。これだけの生産量を本国にもった戦国大名は、織田信長以外にない」といわれる（『武田信玄』）。

計数の違いはあるものの、このような桁違いの国力を持つ信長に、長政はなぜ刃向かったのか。先達の諸説を次に掲げ、筆者の見解を添えることとする。

なお、以下「〇〇説」の名称は、筆者が独自に称したものである。

一．越前朝倉氏への旧恩説

旧恩説の歴史は古い。それは、多くの史書や物語に記され広く人口に膾炙してきた。その因は、小谷落城（天正元年、一五七三）から約百年後、寛文年（一六六一～七三）の末ごろ、其阿雄山（遊山）の著した軍記物『淺井三代記』が、元禄二年（一六八九）以降に版行を重ね、広く江戸時代を通じて読まれたことによると思われる。

では、同書に「旧恩」がどのように語られているのか、近刊の『復刻淺井三代記』から抜萃してみよう。

「今度信長ハ此方へ一言ノ案内ニモオヨバズシテ越前へ責入、手筒ノ城ヲ責取タルと聞エタリ、イズレモ其段聞ツラン、越前ヲ責取其引足ニテ定テ當國へミダレ入、一門顔ニテ當城へ馳来責メルベシトノ儀ナルベシ、トカク越前ノ國ノ堅固ナル内ニ越前ト一味シテ、信長ヲ討ツベキ也ト（長政の父久政が）申シ出サレケレバ、子息備前守（長政）ヲ初マイラセ並居タル面々

トカク言語モナクシズマリ返テ居タリケル。久政重テ申サレケルハ、信長ノケイハクモノハ、先年長政ノ縁者ニ成時ニ天下平均ニ治ル共、越前ノ國ノ義ハ浅井ガ指圖ニマカスベシト、カタク誓詞ヲカ、ルレドモ、ソレヲモ事共シタマハズ越前へ踏込デ今カク責ラル、人ナレバ、頼ガヒナキ次第ナルゾ前越守、ト申サレケル。（中略）進藤喜右衛門尉進出テ申ケルハ、（中略）越前ノ國ハ先代ニ恩有國ノ事ナレバ、誰成トモ人持衆ニ御人數添ラレ一千計モ御加勢候ヒテ、其上ニテ無事ヲ御ツクロイ成サル事然ルベキト申推參ス」

この物語には、お市の輿入れに際して、浅井家の家臣、安養寺三郎左衛門尉が、信長に「越前ノ朝倉ハ浅井ガ家へ少子細御座候間、越前ノ義ハ御カマヒナク立オカセラレ候ハヾ、辱存ベシトゾ申ケル。（中略）恐乍其段御書一通下置カルベシ」と言い、信長は「頓而誓紙ヲ成サレ、浅井ガ使者ニ下サレ」たと記している。

しかし、黒田惟信氏は「三代記のいへる如く、信長より求めて婚を通ぜしものに非ず、随って浅井氏より斯る誓約を要求せらるゝの理なかりしなり」と「誓紙」の存在を否定される（『郡志二』）。だが、「誓紙」の存否については、婚姻に由来するのではなく、「越前の國は先代に恩有國」なのか否かが基本であろう。

「先代に恩有」とは、『浅井三代記』が「（永正一四年）九月二十一日ヨリ（六角氏が）江南江北數萬ノ軍兵ヲ引率シ、當城小谷山ヲ稲麻竹葦ニ取圍候ノ条、急御加勢ヲ頼上候、（中略）朝倉太郎左衛門兼テ用意ノ上ナレバ此一左右ヲ聞ト、ヒトシク八千餘騎ヲ引率シ、永正十四年九月二十七日江北椿坂柳瀬（長浜市余呉町椿坂・同柳ヶ瀬）ニ着陣シ、（中略）六角氏ヲシタヒ行ク（追って行く）程ニ今濱マデ追討ニ討取」と綴り、さらに項を改めて「浅井備前守越前へ参朝倉殿へ御禮申上ル事」と題していることを指す。

これは、京極家の一家臣であった亮政が、京極家の内訌に乗じ台頭してきたため、佐々木宗家の六角義賢が、小谷城に来攻したとき（実際は、永正一四年ではなく、大永五年）のことである。

この件は「小谷の浅井亮政は、越前の朝倉義景に援助を請い、朝倉教景が来援して六角氏を追いやった」という筋書きである。このことが、浅井氏の朝倉氏に対する「旧恩」といわれる所以である。

しかし、同書の内容はあくまで物語であって、史実と異なる点はあるものの、ずっと「史実」のように喧伝されてきた。

ところで、この物語に対して史実を証したのは佐藤圭氏である。同氏は、平成三年（一九九一）、

「大永五年朝倉教景の小谷攻城」、さらに同八年（一九九六）には「朝倉氏と近隣大名の関係について―美濃・近江・若狭を中心として―」と題し、論文を発表されて一躍脚光を浴びた。右の「大永五年朝倉教景の小谷攻城」から、その論旨を抜萃すれば次のとおりである（『福井県日本史の会』第三號）。

「永禄十二年（一五六九）に成立した朝倉氏の最も信頼性の高い家伝史料である『朝倉家伝記』には『宗滴（朝倉教景）は、師奉行として六角（六角氏）合力のため、江州北郡浅井小谷城これを攻め、浅井は以て出城（小谷城から出ること）の扱い、越兵は帰陣也』と記されており、教景出兵の意図が六角合力にあり、小谷城を攻めに行ったことが明記されている。さらに近年福井県史中世史部会によって紹介された『古文状』所収（大永六年）七月十日付六角定頼書状写によれば、六角定頼は教景の江北出陣に感謝し、永々在陣した労に報いるため、その使者を越前に遣わしている。この書状により朝倉氏は六角氏と連合して浅井氏を小谷城に攻めるために出兵したことが史実として確定したと思われる」

念のため右にいう「古文状」を次に掲げる。

去年江北之儀、教景出陣に就き本意に属し候、尤も以て祝着に候、唯今礼として浄光院を差し下し候、永々在陣之儀辛労悦と爲し候、仍って太刀一腰持ちまいらせ候、尚進藤新助申すべく候、恐々、

七月十日　　定頼判

朝倉勘ケ由左衛門殿

この佐藤氏の卓説によって、いわゆる「旧恩」の存在が否定された。さらに同氏は、浅井氏と朝倉氏の良好関係が築かれる時期に言及して、次のとおり述べておられる（『朝倉氏と近隣大名の関係について―美濃・近江・若狭を中心として―』）。

「永禄三年（一五六〇）冬ころから若狭の逸見・粟屋両氏が松永久秀の弟の丹波八木城主松永長頼と結んで武田義統に対して叛乱を起こした。翌永禄四年（一五六一）は正月朔日から若狭和田で激しい合戦が行われた。この影響は小浜に及び、義統は朝倉義景に合力を依頼し、義景はこの要請を容れて敦賀郡司景紀に出兵を命じた。景紀は五月二十八日に出陣し、八月

十六日帰陣するまで四月にわたって若狭に在陣して逸見昌経の拠る砕導山城をはじめとする大飯郡の城を攻めた。その陣中に小谷城の浅井久政は景紀にたびたび書信を送り互いに連絡した。『脇坂文書』にその貴重な朝倉景紀書状の原本が残っている。（中略）敦賀郡と近江伊香郡・浅井郡は接しており、両者に密接な交流があったことが想像される。朝倉・浅井の連合も大体このあたりから始まったのであろう」参考までに、右の『脇坂文書』を次に示す。

当陣の儀に就き、度々御懇信の間、敵陣敗れ候段、啓せしめ候処、態飛脚を以て示し給い候、重々の御気遣い謝し尽し難く候、先書に申し候以後、篠尾の要害・十年嶽・高浜・同城下・並びに青郷迄、悉く焼き払い候、是は本手の衆のなしたる放火に候、但し山城は相残り候、逸見駿河守落所、慥かに相聞こえずの由に候、国中先ず此の如き儀は、存じ依らざる次第に候、今度は既に小浜難儀に及ばるの由、切々懇望に就き、一旦此の姿に候、併せて義景聊爾の儀に候歟、猶追而申し述ぶべく候、恐々謹言、

六月廿二日　　景紀（印）

浅井下野守殿

御返報

「越前朝倉氏への旧恩説」は、このように論破され壊滅的打撃を蒙るのだが、少なくなったとは言え『淺井三代記』の物語に縋りつき、今なお人の大脳皮質に生き存えている。

二．小谷攻略不安説

信長は、父信秀から与えられた那古野城を本拠とするが、天文二四年（一五五五）四月、清洲城を奪って居城とする。次いで永禄六年（一五六三）七月、居城は小牧山に移している。

そしてやや遡るが、永禄三年（一五六〇）六月、美濃に侵入して斉藤氏と戦い、年月を経て、同一〇年（一五六七）八月、美濃斎藤龍興の稲葉山城を攻めて陥れ、岐阜城と改称し移城する。

このように信長の本拠地移転は、上洛志向を顕著に示している。次の拠点とすべきは、「隣国北近江の小谷」で、ここに照準を合わせる。これは至極当然の成り行きであろう。

奥野高広氏は、「ここに農業生産力の高い尾張・美濃両国を制圧した第一級の戦国大名の出現したことは、境国を接する近江小谷城の浅井長政にとっても油断のできない事態といえよう」と記される（『日本歴史』第二四八号）。

また、前記『復刻淺井三代記』も、奥野氏と同じ様に「油断のできない事態」を指摘している。この他、諸書にも次のとおり同様の意見を載せている。

① 淺井日来（ひごろ）の存念は、越前平均せば、江北肝要の巷たる間、淺井も追立てらるべきかの旨嫌疑に及び、先年敵對しけるとかや、惣別（総じて）信長大心第一之將たる間、左様之儀之有間敷處、淺井運の窮まる所乎（『当代記』）。

② （『当代記』の記述について）是蓋當時の巷説に基けるものにして、寧ろ事實の眞を得たるものなるやも知るべからず（『郡志二』）。

③ こゝに淺井下野守久政は此由を怒って、子息備前守長政、其外一門家老を集め僉議して、信長先年起請文の約束を背き、只今朝倉退治の爲に越前へ發行の事、前代未聞の表裏なり、斯様に手の裡を返すごとくにては、越前より帰りがけに當城へ押し寄せ、我等父子をも攻めらるべき事、鏡にかけて明かなり（『織田軍記』）。

右に記すとおり、浅井氏に不安があったことは否定できないと考えられる。だが、信長にその気があったのだろうか。

信長に仕え、「弓三張之人数」に抜擢された太田牛一は、長政の背反に対する信長の心中を次のとおり著している。

「木目峠打越し、国中御乱入たるべきの処、江北浅井備前手の反覆の由、追々其注進候。然共、浅井は歴然御縁者たるの上、剰江北一円に仰付けらるゝの間、不足これあるべからざるの条、虚説たるべきと思食候処、方々より事実の注進候。是非に及ばず、の由候て」（『信長公記』）

また、信長自身も、「彼等（久政・長政）の儀、近年別して、家来せしむるの条、深重、隔心（心に隔たり）なく候き、不慮の趣、是非なき題目に候」と、長政を家来にしていることを認めているものの、長政の離反を予期していなかった（『毛利家文書』）。ここには、浅井方の不安をよそに、信長が浅井氏を討つ意思のなかったことをうかがわせている。

だが、長政の信長に対する疑心と警戒心は、次の事実（第二章五「伊勢の攻略」参照）からも裏付けられる。

①永禄一一年二月、信長は北伊勢を攻略し、三男信孝を豪族神戸具盛の養子にさせた。元亀二年正月、具盛を近江日野城に幽閉し信孝に家督を継がせた（『信長公記』、池上裕子著『織田信長』）。

②永禄一一年二月、伊勢有力国人、長野氏の同族争いに乗じて安濃津を攻めた。弟信包を長野氏の猶子として送り込み名跡を継がせ幕下に収めた（池上裕子著『織田信長』）。

③永禄一二年八月、南伊勢の北畠具教を攻めた。九月には、二男信雄に家督を譲る約束をさせ、翌月北畠家を乗っ取った（『信長公記』）。

三．天下支配の野望説

浅井氏の「野望説」などという言葉は、筆者が初めて用いるのかも知れない。が、次に紹介する書は、如何にも長政に天下支配の野望があったかのように描かれている。江戸初期に著したとされる川角三郎兵衛著『川角太閤記』を紐解くと、そこには短文ながら次のとおり綴られている。

「永禄元年午の年、但信長公廿五の御年尾張一國やうやう御方付成され候、去り乍岐阜と伊勢

抔と御せり合い成され候へば、尾張の内も時々は御せり合い成され候時の事にて、御坐候、浅倉殿は越前より天下の望み、江州小谷より是も天下の望み」（『川角太閤記』）。

これに対して宮島敬一氏は、「戦国大名の全てが『国盗り』を目標としたとは考えていない。それは信長の政権構想（「天下論」）だけで、それに付いていけたのは豊臣秀吉以外にはいなかったのではないだろうか。朝倉、浅井、明智氏等、そして義昭は信長の政権構想への反対者と言える」と記し、長政の天下取りを否定される（『浅井氏三代』）。

後述するように、足利義昭を雲上の主と仰ぎ、忠恕と律儀を旨とする長政は、地域社会と融和しつつ共生を目指していたと考えられる。とすれば、長政が「天下支配」を意識して謀反に走ったとは考え難い。

四．地位確保と目的相違説

これは、浅井氏が従来保ってきた地位の確保、あるいは長政と信長の目的に着目した説である。太田浩司氏は、「同盟を結んだ際には対等であった関係が、永禄十一年の信長の上洛により、

両者の間に上下の格差を生んで（中略）信長との同盟を続ければ、信長家臣団の一部に包摂され、一大名としての存在が否定されると危惧していたに相違ない」長政の叛意はここにあると主張される（『歴史読本』二〇〇一年四月号）。

この主張に対して、宮島敬一氏は、「私は、このこと（長政が、信長の一家臣であること）が必ずしも離反・叛旗の原因とは考えない。その契機ではあっても、これは極論すれば長政の個人の問題・名誉の問題であり、浅井軍（長政とその家臣・国衆）が信長と戦う目的とはならないと考える。両者の、そして周辺諸勢力を巻き込んだ長期にわたる合戦の原因はもっと深く別にあると考える」と反論される（『浅井氏三代』）。

では、「もっと深く別にある」理由とは、「（長政が）信長を知った時（永禄二～四年）、永禄一一年八月に出会った信長、そして同一三年の今とでは、長政の信長像にはるかな相違があったと考えられる」と前置きし、「浅井軍は信長に絶え間なく従軍させられており、信長の政権構想から来る軍役動員に疲弊していったのではないか。長政は、これまでと異なる合戦、目的の違う合戦をしていると考えたのではないだろうか。信長は軍事制圧・制覇を目的としており、長政はそのことが目的ではなく、新たな地域秩序の確立を目的としたと考えられる。さらに、信長は主従関係（所領給与）で人との関係を持ち、長政に北郡を与えれば十分と考えた。しかし、

長政の人間関係（家臣団構成）は、これまで述べて来たように『国衆（一揆）の論理』である」と論述される（『浅井氏三代』）。

しかし、江北一円を仰せつかる一家臣となったことが、長政個人の問題・名誉の問題であろうか。また、浅井軍は信長に絶え間なく従軍させられて、疲弊していたのであろうか、やや疑問を抱く。

信長の一家臣であれば、ときには長政や浅井軍の意思に反して、信長の命令に従って行動しなければならない。これは長政個人の問題や名誉の問題だけではない。浅井軍構成員すべての生死、「家」の存廃に関わる問題であろう。

また、永禄一三年（一五七〇年四月二三日から「元亀」と改元）ごろ、信長に従った浅井軍が、信長に反逆しなければならないほど疲弊していたとは考えにくい。確かに、長政は、軍役の他、永禄一二年（一五六九）正月から二条城の修築にも従事させられている。

だが長政は、第三章四（四）に記すとおり六角氏の衰退を見て、永禄九年（一五六六）及び同一一年二月に江南（こうなん）（甲賀市）山中俊好の招降を試み、また同六（五）に述べるとおり同一一年一二月には湖西（こせい）（高島市）朽木元綱の所領保全を約すなど、ずっと翼下拡大の積極姿勢を貫いている。この事実からして、信長に楯突かねばならないほど、浅井軍が疲弊していたとはい

えないのではなかろうか。冒頭にも述べたとおり、信長の国力・兵力は浅井氏のそれを圧倒する。その格差をものともせず、長政が、「個人の問題・名誉の問題、あるいは主従の人間関係がもとで、疲弊した兵を以って信長に立ち向かった」とは推論し難い。重ねて言うまでもないが、疲弊した兵力で桁違いの兵力をもつ信長に抗することはできない。

五．浅井家臣の不満説

長政は、信長の上洛に協力したにもかかわらず、信長から何ら恩賞を受けなかった。小和田哲男氏は、「長政本人はそれに理解を示していても、重臣たちは不満をもち、長政にその不満をぶつけていたことは十分可能性がある。当時、戦国大名本人と重臣との力の差はそんなに大きくなく、重臣たちの声に押されて、長政もしかたなく謀反におよんだものと私はみている」と忖(はか)られる（『信長 徹底分析十七章』）。

長政に恩賞がなかったことに、家臣たちの不満があったであろうことは容易に想像し得る。しかし、だからといって国力・兵力の差が桁違いに大きい信長に対して、謀反に走るのは「愚挙」といわねばならない。長政は、第三章二「長政の人となり」に観るとおり、家臣に心を配る天

賦の才とあわせ、凜とした威厳と風格をもつ将であったと推察する。したがって恩賞がなかったことのみを理由に、軽率な行動をとることはなかったと考える。

六．独裁者不要説

浅井氏は、例えば地域社会の相論について、当事者を小谷城に招き、双方の言い分に耳を傾けて裁定をくだすなど、地域住民との関係を重視してきた。

これを証す浅井氏の書状は、第七章三「小谷城」に述べるとおりである。そのような点に着目してか、北村圭弘氏は、「生産力が高く、力ある土豪がひしめく近江に信長のような独裁者はいらない。地域の意見を受け入れ、断腸の思いで長政は信長と袂を分かつ決断をした」と断じられる（平成二二年三月一二日付、朝日新聞）。

信長に反抗するのは、地域社会と一蓮托生の行為である。当時は、地域の意見を取り入れて、一大事を決するというような民主主義社会ではないが、長政は民の心を慮りつつ、補佐する重臣たちと協議のうえ一大決心に至ったのであろう。

七．足利義昭陰謀説

信長に反旗をひるがえしたのは長政だが、その陰で長政にそうさせたのは足利義昭であるとの説である。先学の諸氏は次のとおり論じられる。

桑田忠親氏は、「思い余った末に、義昭は、ちょうど、兄の義輝などがやったように、当面の実力者である信長にはかくれて、諸国の目ぼしい大名たちに密書を送り、京都の足利将軍や幕府の現状について訴え、将軍政権挽回のための事前運動を行ないはじめたのである」と判じられる（『流浪将軍 足利義昭』）。

堀新氏は、「義昭は諸国の戦国大名に密かに御内書を送り、反信長包囲網を形成する」といわれる（『信長公記を読む』）。

池上昭一氏は、「義昭は、自分が浅井・朝倉をそそのかして信長に敵対させていることにはとぼけて知らぬ顔をし、信長も義昭の策動を知りながら、そ知らぬ顔をして、義昭を責めようとはしなかった」と明記される（『織田信長事典』）。

高木叙子氏は、「元亀元年（一五七〇）四月、信長が上洛命令に従わない朝倉義景討伐を実行したのを機に、江北の浅井氏や全国の一向宗門徒の頂点に立つ大坂本願寺、比叡山延暦寺、後

には甲斐の武田信玄がこぞって信長の敵に回る『元亀争乱』と呼ばれる状況に突入する。実は、これらの勢力に対して陰で信長を討つべく指示を出していたのが、紛れもない義昭だったという」と記される（『室町期の将軍―足利義昭と織田信長』）。

そして、小島英記氏は、「反信長同盟を画策したのは足利義昭である」と結論づけられる（『城と戦国武将 信長はなぜ叛かれるのか』）。

これらの説に対して神田千里氏は、「当初から義昭と信長との対抗関係を想定して、義昭が朝倉、浅井らの蜂起の背後で糸を引いていた、という穿った見方もなくはないが、勘繰り過ぎだと思われる」と懐疑的である（『織田信長』）。

残念ながら、諸氏が指摘する、諸国の大名たちに送られた「密書」、「檄文」、「信長を討つべき指示」が直接記された御内書等証となるものは、筆者が探し求めても管見に入らない。

それはまた当然のことであろう。というのは、秘密事項を書面に記すことは極めて危険なこと。伝えるべき秘密事項は、「委細某申すべく候」などと記し、詳細は密書を持参した者に口頭で伝えさせるのが常であったからである。

当時、特に永禄一二年（一五六九）九月から翌年一月における義昭・信長の行動、そして長政と義昭の関係などその背景をつぶさに観察してみる。するとそこには、それぞれ史実を語る

史料が存在し義昭陰謀の可能性は具体性を帯びてくる。

以上、述べてきたように、管見に入る諸説は、「小谷攻略不安説」や「足利義昭陰謀説」などいくつか首肯すべきものがあり、その根拠等については第五章に詳述する。

では次に、独裁者といわれる信長の足取りを辿り、彼の性格の一端をうかがいつつ、後述する長政のそれと比べ、両者の性格の相違を感じていただくことにしたい。

第二章　信長の足取りと性格

信長の足取りの一部は、前章にも少々触れたが、その概略を整理してみよう。

信長は天文三年（一五三四）、那古野城で産声をあげた。まさに戦国争乱たけなわの時期である。父信秀から与えられた那古野城を本拠とするが、天文一五年（一五四六）、一三歳で元服した翌年、三河の吉良大浜（きらおおはま）で初陣を飾る。天文二一年（一五五二）三月、信秀亡きあと家督を継ぎ、天文二四年（一五五五）四月、清洲城を奪って居城とする。永禄二年（一五五九）三月、尾張国上四郡を支配する岩倉城の伊勢系織田氏を攻め尾張国を統一する。翌三年五月、桶狭間に今川義元を敗死させ、次いで永禄六年（一五六三）七月には居城を小牧山に移す。そしてやや遡るが、永禄三年（一五六〇）六月には、美濃に侵入して斉藤氏と戦い、年月（とき）が流れて、同一〇年（一五六七）八月、稲葉山城を攻めて斎藤龍興を敗走させ、岐阜城と改称し移城する。

このように順調に成長・進展して行く信長であるが、太田牛一が著した『信長公記』や信長の事跡から彼の性格を覗ってみよう。

一・信長の御形儀

『信長公記』首巻の「上総介殿形儀の事」の一部を左に引用する。

「爰に見悪事あり。町を御通りの時、人目をも御憚なく、くり・柿は申すに及ばず、瓜をかぶりくひになされ、町中にて立ちながら餅をまいり、人により懸り、人の肩につらさがりてより外は御ありきなく候、其比は世間公道なる折節にて候間、大うつけとより外に申さず候」

信長が一六～一八歳ごろのことであろうか、冒頭に「爰に見悪事あり」と題し、信長の立ち居振る舞いを記して、「大うつけとより外に申さず候」と結び、家臣の身であるにもかかわらず太田牛一は信長を酷評している。

二．父信秀の病気快癒祈願と葬儀

天文二一年（一五五二、他に同一八年説、二〇年説がある）三月三日、信長の父、備後守信秀が四二歳で病没した。ルイス・フロイスは信秀が瀕死になった時のことを次のとおり書き留めている（『完訳フロイス日本史2』）。

「彼（信長）は父の生命について祈祷することを仏僧らに願い、父が病気から回復するかどうか訊ねた。彼らは彼が回復するであろうと保証した。しかるに彼は数日後に世を去った。そこで信長は仏僧らをある寺院に監禁し、外から戸を締め、貴僧らは父の健康について虚偽を申し立てたから、今や自らの生命につきさらに念を入れて偶像に祈るがよい、と言い、そして彼らを外から包囲した後、彼らのうち数人を射殺せしめた」

信長が、祈祷した仏僧らに嫌悪感を抱いたとしても、この誅罰行為は常軌を逸する。また、太田牛一は、信秀の葬儀と信長のうつけが評判になっていると次のとおり述べている（『信長公記』）。

「信長御焼香に御出、其時信長公御仕立、長つかの大刀・わきざしを三五（わらしべ）なわにてまかせられ、髪はちゃせんに巻立、袴もめし候はで仏前へ御出であって、抹香をくはっと（くわっと、かっと）御つかみ候て、仏前へ投懸け御帰り。御舎弟勘十郎は折目高なる肩衣・袴めし候て、あるべきごとく御沙汰なり。三郎信長公を例の大うつけよと執々評判候なり」

ここに、信長の異様な服装と行動が、弟の折り目正しさと比較され、大うつけの評判になっていたことが確認される。

こういった信長の「お形儀」に対して、長政の「見悪事」は管見に入らない。やや間道にそれるが、長政が賢政と名乗った永禄二年（一五五九）から四年までの間、年齢は一五～一七歳のころのことである。その賢政が江北の三殊院に出した礼状（写真）が遺っている。内容は林檎を頂戴した礼状であり特筆すべきものではないが、参考として左に掲げる。

林檎一籠御意に懸けられ候、祝着の至りに候、誠思しめしを寄せられ御懇儀申し尽くしがたく候、猶以て賞翫申す事に候、委曲北庄源七郎申し入るべく候、恐惶謹言

六月十九日　　賢政（花押）

三殊院　御同宿中

この書状について荻野三七彦氏は、「内容と考えあわせて彼の自筆に相違ないと推定するところであって、さながら禅僧墨跡にも紛うような雅味溢れる筆跡である。また壮年期のものとなれば彼長政の教養とか、ひととなりなどを偲ぶ資料となろう」と評される（『古文書研究』第三一号）。

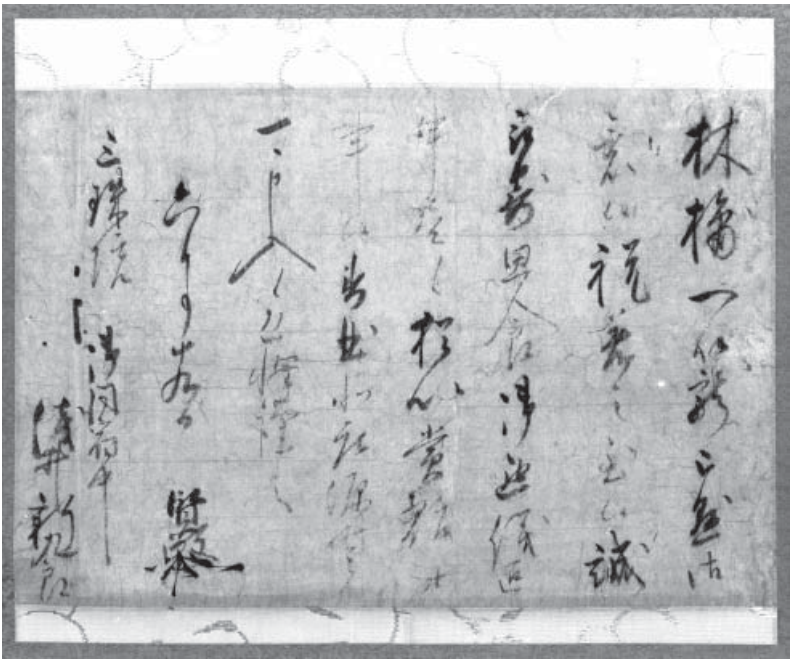

浅井賢政書状（滋賀県立琵琶湖文化館提供）

これらのことは、ほぼ同世代である信長と長政の性格の違いが顕著にあらわれる好例といえよう。今しばらく、信長の言動を注視していくこととする。

三．謀略による家中の争いと西進

天文二三年（一五五四）七月、尾張国守護斯波義統（しばよしむね）が、守護代の織田彦五郎信友と、その家臣坂井大膳らによって殺害された。

翌二四年四月、信長はこの事件を名分として、信友の清洲城を攻めて切腹させ、坂井大膳を追放した。この信友切腹に至る経緯は、信長の策謀によるといわれる。

その策謀とは、「叔父の織田孫三郎信光が、信友の信長打倒に参画したかのように装い清洲城に入る。信光は城内を制圧して信友を切腹させる」というものであった。この前に、「信友を倒せば尾張下二郡を信光に分与する」との密約が、信長との間で交わされていたという。

しかし、信長の謀略はこれに止まることではなかった。信光に約束した尾張下二郡の分与を反古（ほご）にしたばかりか、信光を那古野城に移し、その家臣坂井孫八郎をして暗殺させてしまう。こうして信長は、居城を那古野から清洲へ移し、尾張下四郡を手中に収めたのである（『信長記』）。

この間、信長の弟喜六郎秀孝が、守山城主織田孫十郎信次の家臣の矢に当たって斃れ信次が逐電する。さらに信次のあとに守山城主となった弟（一説には庶兄）が家臣に弑逆されるという事件が起きた。

弘治二年（一五五六）八月、末盛城にいた信長の実弟信行が、林通勝、柴田権六（信行方宿老、後の柴田勝家）らとともに信長に反旗をひるがえす。が、生母土田御前の執り成しによって和解する。

そして、永禄元年（一五五八、他に弘治三年説がある）のことである。信行の再度の謀反計画が、柴田権六の寝返りによって露顕し、信長は策を弄して信行を危める。小瀬甫庵は、その模様を次のとおり活写している（『信長記』）。

「かくて柴田（権六）、清洲へ夜中に参じ、武蔵守殿（信行）こそ又謀叛にて候へとて、企の用意を潜に申し上げければ、我（信長）虚病（仮病）して命限りなる由申送らん間、同道して来るべしと、堅く約し給ひて、柴田をば則ち夜中に帰し玉ひけり。（中略、信行に）時刻を移さず、清洲に著かせ玉ひしかば、やがて信長卿の御寝所へ、とくとくと申すに依って参らせ給ふ。討手の人々には山口飛騨守、長谷川橋介、河尻青貝、彼等三人に兼て定められければ、

小志津といふ業より刀を青貝に下されて、初太刀を仰せ付けらるゝに、少しはやって伐ったるにや、（信行が）母公の御方指して退き給ふを、廊下にして池田勝三郎得たりとて引捕へ、三刀つづけてうつ伏しにして撞き伏せける」

このころ、柴田権六は、信行方に属していたにもかかわらず信長方に付いた。そして信長の実弟を成敗した彼には、忠節の報償として越前国を与えるという。このような行為が、当時の常識だったのであろうか。

四．信長の天下布武

ここでやや脇道にそれるが、主題にも影響する信長の戦略的方針ともいうべき「天下布武」に触れておきたい。

信長が、斎藤龍興を倒して稲葉山城に入城するのは永禄一〇年（一五六七）八月一五日のことである。そして約三ヵ月後の一一月から、信長は「天下布武」という朱印を使い始める。「天下布武」は、臨済宗妙心寺派の禅僧沢彦宗恩の撰であるといわれる（『信長徹底分析十七章』）。

では、意味するところは何か。諸書に目を通してみると、次の解釈が目に止まった。

① 小和田哲男氏は、「信長が印文にも彫り、自己のスローガンとした『天下布武』は、この三権門（公家・寺家・武家）とのかかわりからみていかなければならない。というのは、『天下布武』を、ただ、『武力によって天下を取ってやろう』という意味でとらえてしまっては、信長のめざしたものがみえてこないからである。『天下布武』は、公家でもない、寺家でもない、武家こそが天下の権をにぎる、つまり、純粋武家政権樹立をめざした信長のスローガンそのものだったと思われる」との見解を示される（『信長徹底分析十七章』）。

② 宮城谷昌光氏は、「『武』とは、古い説では、『戈』を止めるという意味なのです。私は、信長はこれを知っていて、『天下に平和を布く』と宣言したと思うのです。そもそも戦国時代というのは日常的に武力で殺し合っている世界ですから、わざわざ『武力で統一する』なんて宣言する必要がない」と説かれる（『文藝春秋』二〇一三年二月特大号）。

③ 池上裕子氏は、「信長の『天下布武』の『天下』は、空間としては京都あるいは京都を中心とする五畿内と考えなければならない。信長は武力で天下（畿内）を平定し、義昭を将軍として天下静謐の状態を保持し、他方でみずからの分国を拡大していくという構想をもってい

た」と述べられ、さらに「信長の支配は一門・譜代以外の武士に安心・安定の居場所を与えず、不安の中に置くことで武篇道に駆り立て征服地を増やしていくやり方であった」と論じられる（『歴史読本』二〇一一年七月号）。

「天下布武」の解釈は、そのほかにも種々論じられているが、筆者は池上裕子氏の説に惹かれる。そして「信長の支配は一門・譜代以外の武士に安心・安定の居場所を与えず」の部分は、本主題の核心に触れる一文ともいえよう。

ここで対比したいのは、「元和偃武」である。徳川家広氏（日本政治経済評論家・作家・翻訳家。徳川宗家次期当主）は、これを「『元和』は『和』を『元める』、『偃武』は『武を偃める』。戦国の余塵収まらない当時、これは未来に向けた平和宣言、公約でした」といわれる（『文藝春秋』二〇一六年七月号）。

文字通り解すればそのとおりで、江戸幕府は戦国時代以来続いた戦乱の終結を宣言し、『武家諸法度』『禁中并公家諸法度』『諸宗諸本山諸法度』の制定をみるのである。

それはまた、「将軍権力は数次にわたる上洛示威を背景に天皇・公家・寺社への優越を実質化し、諸大名に軍役・普請役を課し、参勤交代を義務づけて、史上最強の武家専制権力としての地位

を確保した。（中略）大名統制においては、家康の四十一名と同数（ただし同一大名の二回改易は二名とする）の改易を断行、外様はもとより、徳川一門・譜代への統制をも強化し」幕府権力を強化することになった（『國史大辭典5』）。

これらの方針に対し、時代が異なるとはいえ、後述するように長政の方針と性格は、信長の「支配は一門・譜代以外の武士に安心・安定の居場所を与えず」、家康の「天皇・公家・寺社への優越」と共鳴するものではなかった。

五．伊勢の攻略

永禄一〇年（一五六七）八月一五日、信長は稲葉山城の斎藤龍興を追い落とすと、時を移さず北伊勢の楠城（四日市市）、高岡城（鈴鹿市）を攻撃する。翌一一年春再び攻め入り高岡城・神戸城（鈴鹿市）を攻めるが謀を廻らし和睦案をもちかける。それは神戸具盛には子息がないことに乗じて、信長の三男三七丸（信孝）を神戸氏の養嗣子にするという条件である。神戸氏はこれを受け入れる。さらに長野家当主具藤には、弟の信良（のちの信包）を養子とすることで和睦する。のち具藤を追い出してしまう。

そして同一二年八月、信長は南伊勢に出兵して四方を諸将に囲ませ、「九月九日、滝川左近仰付けられ、多藝谷国司を初めとして、悉く焼払ひ、作毛薙捨て、亡国にさせられ、城中は干殺になさるべき御存分にて御在陣候処、俄に走入候者、既に端々餓死に及ぶに付いて、種々御詫言候て、信長公の御二男お茶筌（のちの信雄）へ家督を譲り申さる御堅約にて」一〇月四日、大河内城を城開させた（『信長公記』）。

このときのことは、義昭と信長の不和が表面化するきっかけとなるので、第五章二「義昭の陰謀と長政の趣」に詳述する。

六．小谷落城後の残虐行為

小谷落城後のことになるが、信長の異常ともいえる仕打ちは人々の胸を打つ。その例を少々次に掲げる。

①元亀元年（一五七〇）五月、千種山中において信長を鉄炮で狙撃した杉谷善住坊は、天正元

年（一五七三）九月、磯野丹波守に捕らえられ信長に進上された。信長は菅屋九右衛門・祝弥三郎に命じて、彼を立埋みのうえ七日間かけて首を鋸でひかせた（『総見記』・『信長公記』）。

② 信長は、浅井久政の御内儀阿古の指十本を数日の間に切って生害させた（『島記録』）。

③ 天正二年正月朔日のこと。京都隣国の将士は岐阜城に招かれて正月を祝した。信長は彼らに酒を賜り外様衆退出の後、お馬廻り衆に向かい、「古今承り及ばざる珍奇の御肴」として、薄濃にした朝倉義景・浅井久政・浅井長政の首を公卿（食膳）に据えて出した（『信長公記』）。

④ そして後のこと。天正九年（一五八一）四月一〇日、信長が安土城から小姓衆を召し連れて、長浜城から船で竹生島に渡り参詣した。安土城の留守居の衆は、遠いところへ行かれたので、長浜に御逗留なさるだろうと思い、女房たちは二の丸まで出られ、あるいは桑実寺へお参りしていた。かかるところへ信長が帰ってきた。留守居の衆は、「御城内は行きあたり、もだえ焦がれ、仰天限りなし」という。怒り狂った信長は、女房たちとともに、助命を嘆願する長老をも殺害した（『信長公記』）。この信長の激情的性格を、太田牛一は、「御狂これあり」、「御くるひなされ」と信長の異常さを露わに表現している。戦国の世とはいえ、このような行為は信長の性格が為せる業とでもいえようか。

七．信長の策謀と策士たち

さらに後のこと。『本能寺の変４３１年目の真実』の著者で明智光秀の末裔といわれる憲三郎氏によれば、「本能寺の変」は、次に引用するとおり長宗我部討ち、家康討ち、信長討ち三つ巴の謀略があり、細川藤孝父子・秀吉が漁夫の利を狙っていたといわれる。

①信長は三男の織田信孝を総大将とする長宗我部征伐軍を編成、

②（天正一〇年五月一一日前後に）信長と光秀が安土城の密室での家康討ちを密談。光秀、長宗我部征伐回避を信長に迫り、拒絶されて謀反を決意、

③（天正一〇年五月）一七日までの間に、光秀と家康が謀反（信長討ち）の談合を行い、（斎藤）利三と（細川）藤孝が同席、

④藤孝・忠興父子は本能寺で光秀の謀反が起きることを謀反加担者として知っていながら、その実行には加わらないことを事前に決め、

⑤山崎の合戦も終えた七月一日付で藤孝父子宛てに秀吉が書いた起請文、そこには、「今度信長御不慮につきて、比類なき御覚悟を持ち、頼もしく存じ候条、別して入魂（じっこん）（ママ）申し上ぐるは、

表裏抜公事無く、御身上見放ち申すまじき事」と記す。

このように虚々実々の乱世には、策士たちの策謀が幾重にも交錯する。天正一〇年（一五八二）六月二日、信長は明智光秀に突如襲われて横死する。

しかし管見の限り、長政にはこの戦国の世にあっても、このような「策謀」の跡が見えない。このことは信長と長政の性格・思考の違い、あるいは戦略・戦術の違いであろうが、後々この「違い」も長政の決断に関係することになった。

第三章　長政の足取りと性格

長政の父久政が、六角氏の傘下に入ったのは、天文二二年（一五五三）のことである（『西村文書』『阿部文書』『南部文書』）。

永禄二年（一五五九）正月、久政の長子猿夜叉は、元服して新九郎と称し、六角義賢の偏諱を受けて賢政と名付けられる。そして六角氏の重臣平井定武の娘を妻とする。

しかしこの偏諱・結婚は、もとより久政が義賢と講和する条件であったとも伝えられる。賢政（のちの長政）は、六角氏の風下に立つことを欲せず、永禄二年四月、意を決して六角氏と断ち独自の道を歩むことになる。その形跡を追うこととする。

一．浅井賢政の改名

浅井氏は、初代小谷城主亮政のときから南近江の六角氏と戦い続けてきたが、先述のとおり二代目城主久政の代に至って六角氏に従属することになる。

これを快しとしない賢政は、平井定武の娘と離縁し、永禄三年（一五六〇）八月、野良田（彦根市）において義賢と戦い初めて六角氏に勝利する。この賢政が「長政」と改名した時期は、現存する書状から判断することができる。

「浅井新九郎賢政」と署名している最後の書状（『竹生島文書』）は、永禄四年（一五六一）四月二五日付で、「浅井備前守長政」と署名する書状（『垣見文書』）の初見は同年六月二〇日付である。したがって永禄四年のこの間に改名されたことになる。

後者の書状は、仮名「新九郎」が受領名「備前守」に、名乗り「賢政」が「長政」に変わっている。

この改名について太田浩司氏は、「（長政の）『長』は織田信長の一字と解することができる。浅井長政の改名は、長政と信長の妹お市との婚儀、すなわち浅井―織田同盟の成立による改名であった」と解され、信長から偏諱があったといわれる（『戦国大名浅井氏と北近江』）。

また、信長の偏諱をうけて長政としたとする意見は、黒田惟信氏が「今日固より之を明らむるに由なしと雖も、疑うらくは是れ織田信長の偏諱を受けて、斯く長政と改名せる者には非ざる歟」と述べられ（『郡志二』）、宮島敬一氏も「首肯できる見解である」と肯定される（『浅井氏三代』）。

偏諱とは、「貴人などの二字以上の名の中の一字。将軍あるいは大名などが、家臣の功ある者、または元服の際などに名の一字を与えた。これを『偏諱を賜う』といい、その時に与えられる文書を名字状という」と『広辞苑』に記される。

仮に太田氏らのいわれるとおり、長政が信長から「偏諱を賜った」とすれば、長政は、その時点から信長の家臣、あるいは配下になったと解される。

信長から一字を拝領するのは、ほかにも例がある。桐野作人氏は、「信長の偏諱で『長』を与えるのは家臣に対する事例が多い（丹羽長秀、菅屋長頼など）。一方、『信』を与えるのは、徳川信康・長宗我部信親など大名の子弟、近衛信基・鷹司信房など摂関家の子弟という傾向が見られる」、しかし「信長と長政の関係が永禄四年段階で、偏諱の授与を伴うほどの上下関係にあったとは思えない」といわれる（『織田信長』）。これについて太田氏も、「同盟を結んだ際には対等であった」との見解を示しておられる（『歴史読本』二〇〇一年四月号）。

だが、信長と長政は義兄弟としての上下関係が存在する。その上下関係は、長政・お市の結婚により生じたのであるから、「その結婚時期がいつか」が課題となる。この課題は本章三「長政とお市の結婚時期」で述べるが、その時期が永禄四年ではないとすれば、太田氏らの「偏諱説」はあやしくなってしまうのではなかろうか。

もし、長政の長が信長からの偏諱ではなかったとすれば、なぜ長政と名乗ったのだろうか、筆者はこの解を得る史料に恵まれない。ただ想像に想像を重ねれば、初代小谷城主亮政（幼名等は不詳）は、別家浅井直種（あざいなおたね）の二男で浅井宗家に婿入りし蔵屋（くらや）と結婚している。岳父は直政であり宗家においては「直」か「政」を通字としたのであろう。

仮に「政」がそうであったとすれば、亮政の長男は久政、久政の長男が長政で、通字の「政」

を下字に用いている。上字は、亮が「あきらか・まこと・すけ」、久は「ひさしい・ながくする」、長は「ながい・とこしえに・おさ」の意がある。浅井宗家を支え長久に栄えさせる願いが込められていたと思いを巡らす。これは証拠のない付会であるとしても、ひょっとしてとの考えが頭を掠める。

二．長政の人となり

今なお、在りし日の長政を慕い全国から長政の居城跡を訪ねる方々が絶えない。敗者の歴史に長政の魅力を垣間見ることができるからであろうか。その一端を紹介することにしよう。

（一）心を配る天賦の才

天文一九年（一五五〇）以後、四年もの間、浅井久政と南近江の六角義賢は鎬（しのぎ）を削ってきた。だが、天文二二年（一五五三）一一月に至って、浅井氏は六角氏に屈した。

しかし永禄二年（一五五九）、浅井久政の息新九郎賢政は、先に記したように、六角氏の風下に立つことを欲せず、結婚したばかりの妻と離別し実家に送還した。

このような事態に、妻の実父平井定武はいうに及ばず、六角義賢は大いに怒り、ただちに伴中務少輔に佐和山城（彦根市）攻略を命じた。

これに対して賢政の防備は詳らかではないが、わずかに遺る史料によれば、その一例は、天文二一年（一五五二）二月、義賢と絶ち、北近江の守護京極高広に与した今井定清をいたわり掌中に収めたことである。

今井氏は、江北の名族。『江北記』によれば、京極氏に仕え、浅井氏らとともに「根本当方被官」に数えられている。本拠は近江の南北を扼するところ（米原市）にあって、その付近に類族が繁衍していた。

遡ること大永四年（一五二四）、今井秀信（定清の父）が六角氏に通ずるとの情報を得た京極高清（高広の父）は、浅井亮政（長政の祖父）に命じて秀信を神照寺（長浜市）に誘殺する。このため秀信の子息尺夜叉（のちの定清）は、家臣とともに六角氏の庇護下に入った。

定清は天文二〇年（一五五一）、京極高広に誘降されて同心するものの、父秀信が謀殺されたこと、その後六角氏の庇護を受けてきたこと、加えて嫡子を六角氏に預けていることから、永禄二年（一五五九）に至るまで進退に苦慮していた。

この機会に至って賢政は、定清を小谷城に招き、彼の意を察しつつ当方へ与すべき事情をつ

ぶさに語った。そして厚遇を約束するとともに、自らが用いる具足を与えた。定清はこれに感激して賢政の麾下に入ったという。

定清の心中は、家中の島秀安にあてた左の書状により推察することができる（『島記録』）。

態申し候、今度は登城せしめ候ところ、父子共色々懇ろの様体とも候キ、殊に新九郎具足到来候、外聞實儀祝着に候、弥各もたしなみの事、専一と申す事に候、一昨日具足来たり候えども、日次にあしく候つる間、皆々見度きよし候えども、延引候、明日は見せ申すべく候心中に候まゝ、何様に隙入る候とも、越され候て見らるべく候、其ために申し候、委敷く使者申すべく候、かしこ、（以下略）

五月廿五日　　定清 判

島四郎左衛門 尉殿

進 候

ここに注目すべきことは「弥各もたしなみ（窘み＝苦しみ）の事、専一」と、定清の心状を慮る賢政の思い遣りである。定清は賢政の心に惹かれたにちがいない。

さらに、賢政着用の具足を拝領するにおよび、歓を極め「皆々見度きよし候えども、延引候、明日は見せ申すべく候」、「何様に隙入る候とも、越され候て見らるべく候」と喜びを隠せず、具足の内見を促している。賢政は、未だ一五歳にもかかわらず、定清を「掌の玉」とする。これ天賦の才か。

なお、ここでは余談のことになるが、この年、賢政は六角氏と袂を分かち、父久政とも対立したのではないかと推測されるが、この書状には「父子共色々懇ろの様体とも候キ」と記されていることから、その推測は杞憂であったとも解される。

（二）凜とした威厳と風格

永禄四年（一五六一）五月、六角（承禎）氏と三好（長慶）氏の講和条約は、締結から三年におよんで漸く弛緩を来し、七月には両氏の戦いが始まろうとする。この形勢を看破した長政は、六角氏の虚に乗じて太尾城（米原市）を奪い取るよう赤尾清冬らに攻撃させる。清冬は兵力の不足を憂い、傍輩垣見助左衛門尉の同族、新次郎を与力として抱え戦闘に向かった。

これを知った助左衛門尉は、清冬が断りなく新次郎を使役したことに、傍輩笑みがたく長政に抗議する。長政は六月二〇日、その事実を認めた上で、書状をしたため、「すぐさま（新次郎を）

返付さるゝべき旨、達て申すべき候と雖も、此の表一途の間、拙者え預け置かれ候わば、別して祝着たるべく候、此の一陣相済み候わば、申すに及ばず、前々の如くこれまいらせ返すべく候」と返信している（『垣見文書』）。

助左衛門尉は、このときから一七年前の天文一三年（一五四四）、長政の父久政から感状を与えられている。その助左衛門尉に対し長政は、「この表一途の間、拙者に預けよ」と腹を据える。そして如何なることがあろうとも、この戦いに勝利するという固い決意を示した。

ここに長政の軍事的才器と凛とした威厳・風格が読み取れる。果たしてこの戦いは勝利し、これを契機に長政は、家臣団掌握・領国経営の面でも急成長を遂げて行くのである。

（三）天与の将

長政が、信長に反旗をひるがえしてから三年有余の星霜を経た天正元年（一五七三）八月八日、小谷の支城山本山城主阿閉淡路守貞征は、突如信長に寝返る。欣喜雀躍したのは岐阜城に居た信長。翌九日、勇躍して虎御前山砦に着陣する。この報せに接した長政は、痛恨の極みに地団駄を踏み、質として預かる貞征の実子を殺害して余憤を漏らした。

信長は一二日、小谷山の北面に構える焼尾砦の浅見対馬守を変心させ、小谷山最高所の

大嶽城を攻めて落城させる。

次いで一三日には丁野山城・中島城を降して越前に向かい、二〇日には宿敵朝倉義景を自刃させ、二六日に虎御前山砦に凱旋する。さらに間髪を入れず、羽柴秀吉に小谷城総攻撃を命じる。

同日夜、小谷の京極丸を守備する浅井七郎井規・三田村左衛門尉・大野木土佐守茂俊らは、密かに信長に通じ、翌二七日夜中に秀吉軍を京極丸に迎え入れる。

このように江北の名家にしても、その家声を墜とし敵に降る者あり。一方においては、名節を重んじ最後までその志を変えぬ諸士あり。長政の諸将のうち、一命を賭して武士たらんとする忠臣の一人は、前（二）に記した垣見助左衛門尉である。

長政から助左衛門尉への宛行状は、垣見文書第六号から八号に見える（『郡志四』）。そのうち八月一八日付のものには、「今度城籠相届けられ謝しがたく候、仍って今村跡、並びに八幡に於いて、河毛次郎左衛門知行分・同孫三郎分跡、小堀京亮跡、何れも以てこれまいらせ候」と記している。

ここには今村といい、河毛といい、小堀といい、みな信長に降ったものである。にもかかわらず助左衛門尉は死を覚悟しつつ、落城間近い小谷に向かった。助左衛門尉の心を動かしたのは、「この若き将に一命を捧げても悔いなし」とする決意であった。その決意の内には、かねて人としての、将としての長政に惹かれる心を宿していたにちがいない。そしてもう一人は、左の「長

政最期の感状」（『成簀堂文庫文書所蔵文書』）を拝領する片桐孫右衛門尉である。

今度當城不慮に就き、此丸一つ相残り候處、始末自餘に混ぜず籠城候にて、忠節抽ん出られ候儀、比類無き御覚悟謝し難く候、殊に皆々抜け出で候處、無二の様子申すを得ぬ次第に候、中〳〵書中に申すに及ばず候、恐々謹言、

元亀四

八月廿九日　　長政（花押）

片桐孫右衛門尉殿

御宿所

長政は、同月八日付で西野弥二郎、一二日付で上坂八郎右衛門尉・垣見助左衛門尉、二六日付で寺村小八郎にも感状を与えている。そこにはそれぞれ、「いよいよ御粉骨肝要に候」（『西野文書』）、「いよいよ無貳の御覚悟簡要に候」（『加藤文書』）、「いよいよ御粉骨管要に候」（『垣見文書』）、「猶以て馳走有るべき事簡用に候」（『武州文書所収文書』）と慣例的に反対給付を記している。

しかし、「最期の感状」には、慣例的とはいえ反対給付の記述はひとかけらも見えない。「忠節抽ん出られ、比類無き御覚悟」に謝し難く、「無二の様子」に申す言葉もないと、感謝の意が満ちあふれる。「殊に皆々抜け出で候」と記すが小者たちの業にちがいない。

また、「御宿所」という宛名の表記は、相手方に十分敬意を払ったものと解される。さらに、長政が自らの死を目前にして彼等に与えた宛行状・感状は、感謝の意を表すのみであろうか。太田浩司氏はこれらを、「武士としての再仕官の際に、有効な履歴書となるという実利的な面もある」と評される（『浅井長政と姉川合戦』）。筆者はさらに、長政の推薦状・人物保証書を意味するものであると解する。ここにも「臣はわが股肱耳目たり」とする長政の律儀さが窺える。

助左衛門尉が死地に赴き、孫右衛門尉は最初から最後まで籠城する。そのほか数多の烈士は、「自ら反みて縮くんば、千万人と雖も吾往かん」と忠節を尽くす。「長政、まさに天与の将たれば、臣、もとより忠臣たり」といえよう。至忠の兵七百余人の御霊は今、小谷城址「桜馬場」に祀られている。

三．長政とお市の結婚時期

長政とお市の結婚時期は諸説があって、永禄四年（一五六一）といわれるのも有力な説の一つである。さらに一つ有力な説は、小和田哲男氏、奥野高広氏らが主張される永禄一〇～一一年（一五六七～八）説であり、とりわけ北村圭弘氏が「浅井長政と市の結婚時期について」で明らかにされた永禄一〇年九月一五日から同年一二月一七日説は傾聴し賛意を表したい。長政とお市の結婚時期に関係するとされる史料二通と、北村氏の論旨（「まとめ」）を次のとおり紹介する。まずは、九月一五日付、浅井長政書状で文面は次のとおりである。

史料A（『古文書編纂所収文書』）

未だ申し述べ候わずといえども、啓達に候、尾張守殿え書状を以て申し候、宜しくお執成しに預かるべく候、仍って太刀一腰・馬一疋進覧に候、向後申し承るべき便迄に候、尚氏家方・伊賀方伝説有る可く候、恐々謹言、

九月十五日　　長政（花押）

市橋伝左衛門尉殿
御宿所

書状の注目点の一つは、「無年号」となっていることである。

奥野高広氏は、「（永禄一〇年八月一五日）隣国美濃の政治情勢が急転し、大大名織田信長の出現した現実に対して、浅井氏のまず手を差し述べたことが確認される。長政は急いで以前の六角氏のルートとは違う独自のルートで信長に握手を求めた。九月十五日付の長政書状は永禄十年に比定されよう」と判断される（『日本歴史』第二四八号）。この「永禄一〇年に比定」の見解に異論はないと思われる。

二つ目は、宛先の市橋伝左衛門尉である。

同氏は、「市橋は美濃揖斐郡池田町の大字で、この地にあたる市橋荘に石川源氏の市橋氏が土着した。守護土岐頼芸（ときよりなり）が斎藤利政（さいとうとしまさ）（道三）に追放されてのち、市橋利尚（いちはしとしひさ）は斉藤氏に仕えた。その子長利（ながとし）がすでに信長の幕下になった初見は、永禄六年四月二十日である」とされ、書状の宛先である市橋伝左衛門は、「市橋長利」であると判断されている（同右）。

これに対して谷口克広氏は、「宛名の市橋伝左衛門は、信長の側近の市橋長利とは別人のようである。伝左衛門は信長の若年時から『信長公記』にその名がみられる。尾張一国時代からの家臣である」と指摘される（『浅井長政のすべて』）。

北村氏は、後者の意見に賛同され、文意を「いまだ（ご挨拶を）申し述べたこともございませんが、書状を差し上げます。信長殿に書状を送りますので、よろしく御取成に預かりますようお願いします。よって太刀一腰・馬一疋を贈呈します。今後、音信を承り申すべきまでです。なお、氏家と安藤が説明を伝えるでしょう」とわかりやすく意訳されている。

次に、一二月一七日付、和田惟政の書状を記す。

史料B（『福田寺文書』）

御書畏みて拝見せしめ候、仍って浅井備前守と信長の縁変（辺）、入眼候といえども、先ず種々申し延（述）べ、信長別儀なく候、なお以て自心（身）切々調略候の条、油断なく疎意に存ぜず候、きっと罷り上り、御意を得べく候、委細山岡美作守え申し渡し候の處、これらの趣よろしく御披露に預かるべく候、恐々謹言、

十二月十七日　　惟政（花押）

三雲新左衛門尉殿

三雲対島守殿

この書状は無年号のため適応する背景によって文意を異にする。例えば黒田惟信氏は、元亀元年の「志賀の陣」をその背景に、「信長の弟信與戦死せりとの報ありたれば、信長益焦躁の念に堪へず、如何にしても坂本の戦局を収拾せんと欲し、終に浅井長政と和して、舊好を復せんとするの意を示した」ものであるとし、文中の「先種々申延べ、信長別儀なく候」は、「此提議信長の意志より出で、而して長政容易に應ぜず、種々口實を設けて遷延し居るの狀を彷彿すべし」と解される（『郡志二』）。

しかし後述（第五章五（三）「『志賀の陣』の和睦」）するように、坂本における合戦以後の戦況と終局に至る状況からして、信長が長政と旧交の念を回復するため、和田惟政に仲介させたとは考え難い。

また奥野高広氏は、「十二月十七日付で惟政が披露を求めた相手は、主君の六角承禎であるが、この上限は永禄八年である。惟政は承禎の命令をうけて近江瀬多城主山岡景隆とともに信長と浅井長政との縁談を斡旋し、恐らくは小谷の城下に滞在しており、督促をうけた。『応諾はしたが、長政は種々と申述べているので、なおしきりに奔走している。委細は山岡景隆から聴取して申上げてほしい』と督促をうけた三雲定持・成持父子に依頼した。三雲氏は、甲賀郡三雲荘から

起り、和田氏と親密な関係にあった甲賀武士である」との見解を示される（『日本歴史』二四八号）。

黒田・奥野両氏の解釈に対し北村氏は、その背景を「惟政は永禄八年以降、義昭の上洛供奉を信長に説得する役目を負うなかで、信長との関係が密接になり、永禄十年十二月一日には信長の意を受けて佐久間信盛とともに大和へ赴き、興福寺衆徒や岡因幡守（松永久秀家臣）らに信長の意志を伝えている。そうしたなかで、大和に近い自身の出身地甲賀郡の諸侍にも働きかけていた（中略）ことが知られている」と解かれる。

そして史料Bの年紀は永禄一〇年、文意は、「御書を畏みて拝見しました。よって浅井備前守と信長との縁組（「縁辺」）は成就しましたが、（私は）まず種々と（問題があると考え）申し述べます。信長は別儀（「別義」）ないとするのですが、なお（私）自身（「自心」）は切々と調略することを油断なく疎意なくいたしております。きっと罷り上がり、御意に沿うようにします。委細は山岡景隆に申し渡しましたので、これらのことをよろしくご披露に預かりたくお願いします」と訓まれる。

これらのことから同氏は、長政とお市の結婚時期について、次のとおり「まとめ」られる。

「浅井氏と信長との交渉は永禄十年九月十五日以降、尾張の市橋伝左衛門を媒介として、長政

から太刀と馬を贈って低姿勢で信長に接近して始まった（史料A）。そして、永禄十年十二月十七日の時点では、すでに長政と信長との縁組みが成就しており、和田惟政はこれを背景として、信長が義昭を奉じて上洛することに協力するよう、旧知の三雲父子を媒介に六角氏と交渉している（史料B）。つまり、市（いち）の長政への輿入れは史料AとBとが発給された間、すなわち永禄十年九月十五日～十二月十七日に限定できる。浅井氏と信長とは美濃斉藤氏をめぐって、それ以前から友好関係にあったとしても、姻戚関係を伴う同盟は永禄十年九～十二月に成立したことになる」（『淡海文化財論叢第五輯』）。

さて、ここで思い起こすことは、足利義昭が上洛するため越前から岐阜に向かう途次、浅井氏の館に立ち寄ったことである。それは永禄一一年七月のことであったから、お市が長政に輿入れして一年も経ていない、いわば新婚家庭への訪問であった。

長政とお市にとって、近い将来将軍に任ぜられるであろう義昭は、浅井家守護神の出現であったと思われたのではなかろうか。しかしその後の現実は、妄想の守護神が魔神に変身してしまうことになる。

そしてもう一つ。長政が賢政から改名したことについては本章一「浅井賢政の改名」で触れた。

長政の「長」は信長からの偏諱である説に異論を挟んだが、信長と長政の間における「主従の、あるいは上下の関係」が確立したのは、まさにこの永禄一〇年、長政とお市の婚儀が成立してからのことであろう。

四．長政の江南攻略

永禄三年（一五六〇）、野良田合戦で六角氏に勝利した長政は、その後も六角氏との戦いは続く。そうしたなか、六角氏には思いも寄らぬ事件が起こった。それは六角氏衰退の序曲「観音寺騒動」であった。これを契機に長政は江南攻略を進める。

（一）観音寺騒動と長政

永禄六年（一五六三）一〇月一日、南近江の六角義弼（よしすけ）が、権（ごん）の臣（おみ）後藤但馬守賢豊（ごとうたじまのかみかたとよ）父子を殺害する。いわゆる「観音寺騒動」である。このため義弼の父承禎は大いに驚くが考える術なし。変報は周囲に聞こえ、重臣の永田景弘（ながたかげひろ）・池田秀雄（いけだひでかつ）・平井定武（ひらいさだたけ）・進藤賢盛（しんどうかたもり）らは、浅井氏に通じ公然として義弼に反旗をひるがえした。

この機に乗じて長政は、本営を高宮（彦根市高宮町）に据える。七日、賢豊の一族および浅井氏に好を送った諸将はそれぞれ兵を挙げて観音寺城（近江八幡市）を攻め、長政は兵を愛知川（愛知郡愛荘町）・四十九院（犬上郡豊郷町）に遣わして声援を送る。八日、義弼は日野（蒲生郡日野町）の蒲生氏に、九日、承禎は三雲氏（湖南市）に走った。

この状況下に蒲生定秀が間に入り、一〇月二〇日前後に講和の成立をみる。その講和の条件は、次のとおり『続応仁後記巻八』に記されている。

浅井備前守は圍を解きて江北え帰陣し、其跡に後藤但馬守綱宣（賢豊カ）が次男喜三郎綱明（高治カ）を彼の家の跡目とし、但州・対州が所領残らず知行し後藤一家を相続して元の如く累代六角家の臣下たるべし。且つまた承禎・義弼は父子共に隠居し承禎の二男中務丞高保（高盛カ）を家督とし、六角の家を相続して元の如く江南の主君と仰ぐべしと此の如く議定して既に和平成就せしむ。

つまり、長政は小谷城に帰り、後藤但馬守の次男高治は後藤家の跡目を継いで六角氏の家臣となること、また六角承禎と義弼は隠居して、次男の高盛が家督を相続して江南の主君とする

こと（実際に義弼が家督を高盛に譲ったのは、これより後のことである）で、和平が成就したというのである。

しかし、六角氏の諸将が元のように結合することは困難であったと見え、一二月二八日付、六角氏の家臣進藤賢盛が浅井氏の家臣下坂伊與守に宛てた書状には、「今度長政江御礼申され候間、一段満足この事に候」と記すなど（『下坂文書』）、依然として長政と意思疎通をはかっている。

講和成立後の長政は、当然のことながら境界の警備に努めている。その一端を記す永禄八年（一五六五）一二月二〇日付、沖島惣中あて書状には、「船の上下、聊かもその煩いあるべからず候、今度矢銭の儀、理の旨に任せ、免許せしめ候、向後用所等馳走あるべき事、肝要に候」と命じている。意訳すれば、「浅井氏管内の諸港に船の出入りする許可を与え、六角氏のときと同じく矢銭（軍資金）の課役を免じるが、将来船役を勤めるべきである」という（『沖島共有文書』）。

ここで注意すべきことの一つは、沖島が愛知川より南西に位置し、佐々木信綱が六角氏の所領として与えた愛知川以南六郡の一画を長政が支配していたということである。次に、六角氏が「観音寺騒動」により弱体化したとはいえ、長政は六角氏を滅亡させるには至らなかったことを略述する。

（二）蒲生野合戦

布施城山は、蒲生郡（東近江市布施町）に在って、布施公雄の修築した所である。観音寺騒動以来、公雄も六角氏に叛いていた。永禄九年（一五六六）七月、六角氏が大挙して布施山城を攻撃する。公雄ら城兵は長政に援助を要請し、長政はこれに応えるべく兵を送った。

しかし山中文書に、「（七月二九日）申の刻に、四十九院え、浅井は打ち入り候、磯野丹波はは ちめ（犬上郡豊郷町八目）に在陣、その外諸勢は愛智川辺」と記している（『郡志四』）ことなどから、浅井軍は攻めきれず退却したものと推測される。

（三）肥田城の合戦

蒲生野の合戦により南北の和議は破棄され、浅井氏と六角氏の戦いは九月にもおよび肥田城（彦根市）の争奪が決戦となったものと推測される。この戦いにおいて肥田城の城将高野瀬秀澄兄弟が、南軍の主将三雲賢持とともに戦死し、六角氏は敗れてここに終戦を告げることとなった。

甲賀の山中大和守俊好は、敗戦の原因を観音寺騒動以降、諸将の人心統一が欠けていたと説く。戦後の九月二十日、承禎は俊好に書を与えて、「堺目の儀堅固に候間、安心かるべく候、相替（異変）の儀に於いては申すべく候、其時馳走祝着たるべく候」と述べ末段に、「帰陣の時、対面

せしめ申すべく候」と記している（『郡志二』）。このことから戦後一〇日余経てもなお、俊好らが帰陣せず対抗していることが窺える。

（四）山中俊好を招降

承禎は先の戦いに敗れたものの、翌永禄一〇年（一五六七）四月、解体した諸将を再び結合しようと、条目を定めて相互に誓約を結び気風の引き締めをはかった。しかし、安国寺質入係争事件（後藤高治と進藤賢盛との係争）が起こり、その処置が公平さに欠け衆心を統一することはできなかった。このため当主義弼は、領国を弟の高盛に譲ることとした。

このような状況の下に、長政は山中俊好に書を与えて招降する。山中文書にその招降の条件が次のとおり記されている。

申し談ず御知行方之覚

一　野洲・栗本両郡（野洲市と近江八幡市の一部・守山市、栗東市と大津市の一部・草津市）之事、

一　桐原七郷（近江八幡市）之事、

一　馬淵跡職（近江八幡市馬淵町）並びに吉田跡職（犬上郡豊郷町）之事、
一　志賀郡（一部を除く大津市）之事、
一　蒲生に於ける下郡（近江八幡市と日野町の一部カ）壹萬石之事、
一　賀茂・田中井・ゑかしら・仁保・野村一圓（近江八幡市）之事、
一　河井（東近江市川合町）在所之事、
一　かばた庄（東近江市綺田町）諸入方□々之事、
一　横山（東近江市横山町）在所之事、
一　石道寺（東近江市石塔町）・鈴村（東近江市鈴町）・蓮華寺（蒲生郡日野町）・大塚（東近江市大塚町）諸入方事、
一　保内八郷（甲賀市土山町）之事、
一　御園三郷（栗東市）之事、
一　神郷（甲賀市甲賀町）之事、
一　甲賀境より上は、蒲生堂川を限り、下は鏡宿を限り、北は蒲生堂川を限り、其内諸入方共、去々年誓紙を以て申し合せし筋目、相違あるべからず之事、
一　今度和田伊賀守誓紙を以て申し談じ、兵糧米知行分、彼仁相違に於いては、貴所えまい

らすべく候、但し御同名卜雲軒知行分、右之内これ在らば遣わさるべく候事、

永禄十一　　浅井備前守

二月廿七日　　長　政（花押）

山中大和守殿

参

これは俊好が浅井氏の傘下に入り、その後の功績によって右の地域を与えようというものである。また文中「去々年誓紙を以て申し合せし筋目」とは、永禄九年肥田城合戦が終結しても、なお留まって六角承禎に意見を述べている俊好に対し、長政が誓紙を以て申し入れたことを指し、再びこのような条件を以て誘降しているのである。

俊好がこの長政の誘いに応じた形跡は見当たらない。だが、元亀三年（一五七二）七月一九日、六角氏の家臣と考えられる槙千介は、「衆越前の先勢は、萬ばかりも大谷（小谷）へ昨日着陣の由に候、なお以て米取寄せ給われ候事、然るべきと存じ候、御才覚仰せらるべく候」と山中家中に伝えている（『山中文書』）。これによれば、俊好は反信長包囲網の一員として、長政に援助の手を差し伸べていたと思われる。

ついでのこと。元亀三年九月二二日付、江北十ヶ寺の書状には、「越州到来の兵粮米の儀、請執候」と小松原孫三郎へ返報している（『誓願寺文書』）。信長がくり返し江北一帯を焼き討ちしたためであろうか、この年に至り小谷へ各地から兵糧米が送られている様子が窺える。

横道にそれたが、右の書状に列挙された地域は、おおよそ現在の大津市・栗東市・草津市・守山市・東近江市・近江八幡市、そして甲賀市・蒲生郡日野町の一部地域である。

長政がこの段階で、これらの地域すべてを傘下に収めていたとは考え難い。俊好が長政に与し忠勤の次第（切り取り次第）により宛がうということであるが、ただ、前（一）に記した永禄八年一二月二〇日付長政書状によれば、「桐原七郷」の一地域である沖島は長政の掌中にあり、他にも一部地域は傘下に収めていたと推測される。

なお、義昭が上洛の功労者信長に対して「近江など五カ国の中から望み次第」の恩賞を与えようとした。しかし信長はこれを辞して近江大津・草津・和泉堺に代官を置くことを求めた。その時期はこの一一年一〇月のことである。

次は、江北の惣村菅浦に対する長政の関わりはいつごろからだったのか史料を追ってみる。

五．長政の菅浦惣村への浸潤

琵琶湖の北端葛籠尾の西麓に菅浦という集落（長浜市西浅井町菅浦）がある。かつては「守護不入自検断の所也」と自負する集落であった。

守護不入とは、室町時代には段銭（社寺造営などの費用にあてるための段別に徴収する金銭）・守護役の徴収使の入部をも禁じる特権である。自検断とは、支配者の干渉を排除し、刑事裁判権、警察権を自治的集団である村や町などが行使する権利のことである。

浅井氏は、このような集落をも配下にしてきた。その過程について太田浩司氏の論考、「中世菅浦『惣村』の変遷」（『菅浦文書が語る民衆の歴史』）によれば、「浅井氏初代の亮政は、菅浦に対して徳政条目（債権・責務の破棄令）や隠しごとをしてはならないと記した掟書を下すが、二代目久政の時代からは、浅井氏一族の浅井井伴が、代官として直接年貢を徴収するようになる。さらに、浅井氏は船の徴用命令を下す他、軍資金を徴発、それを支払えない菅浦は、浅井氏に借銭を負うようになる」と記される。では、三代目当主の長政の時代には、どのように菅浦惣村を傘下に取り入れていったのか、次の史料で確認してみよう。

史料1．浅井井伴下知状（『菅浦文書上巻』）

申し合せ候如く、源三郎親子来秋の還住に別儀あるべからず候、然れば家同屋内諸道具以下、当座取り散らぬ物共は、相渡さるべく候、そのほか源三郎父子自分の諸一職（職、以下同じ）は別儀なく渡さるべく候、

一　又渡す間敷き分の事、

一　神明庵一職の事

一　清應軒徳分并に一職の事

右貳ケ条は、渡され間敷く候、仍って件の如し、

永禄十一年四月八日　浅井木工助

井伴（花押）

阿弥陀寺

善應寺

菅浦

惣中

史料2．善應寺阿弥陀寺連署誓狀案（『菅浦文書上巻』）

源三郎父子往還に付て次第の事

當秋めしなをし候、其家につき同屋内諸道具別儀なく渡し申すべく候、此外源三郎親子自分の一職の儀は、別儀なく相渡し申すべく候、右の分別儀あるべからず候事、

又渡し申す間敷分の事

一　神明庵一職の事

一　清應軒徳分并に一職の事

右貳ケ条は渡し申す間敷く候、仍て出狀件の如し、

永禄十一年四月八日　　阿弥陀寺

善應寺

淺井木工助殿参る

史料3．菅浦惣中誓約狀案（『菅浦文書下巻』）

今度は不慮に相届けず緩怠仕り、御折檻なされ候處に、御詫言申すに付て御免なされ忝く存じ候、然ば、向後御耳へ入れ申し、子細においては、地下として糺明申す事有る間敷く候、

御異見次第たるべく候、それに就きて、清徳庵親類の者共四人、今度の子細に付ては、地下より違亂申す間敷く候、仍て出狀件の如し、

永祿十一年　　菅浦惣中

八月十八日

木工助殿へ出狀の跡書也、

淺井木工助殿参る

史料1は、浅井長政の被官となった源三郎親子が菅浦惣中から追放されていた。ところが、長政の指示があったのであろう代官の浅井木工助（井伴）が、源三郎親子の還住と没収された家屋敷や諸道具等を無難に渡すよう阿弥陀寺・善応寺・菅浦惣中に命じている。

史料2は、その命令に阿弥陀寺・善応寺が従う旨を約している。

史料3は、源三郎親子の処罰につき、菅浦惣中が「相届けず緩怠仕り」と詫びを入れているものである。

これらの史料により、浅井氏はこれまで菅浦惣村から年貢徴収・軍資金徴発、船徴用を行っ

てきたが、長政の代には菅浦在住者を家臣として採用し、惣村の連帯を弱体化させたことが読み取れる。

六．長政の湖西攻略

長政の近江経略は、ただ江南の地のみならず、湖西の地もまた同じく侵攻する。しかし、これを詳らかにする史料は乏しく、限られた史資料を頼りつつ追ってみることとする。

（一）打下の闘争

永禄七年（一五六四）二月のこと。長政は高島郡の打下城を攻め、河原崎彌太郎を討ち取った伊藤當菊に、太刀一腰と馬一匹を与えている（『伊藤家古記録所収文書』）。

なお打下城は、現在の高島市勝野の山頂にあり、城主は林次郎左衛門員清である。元亀元年（一五七〇）に信長の傘下に入り、同三年七月には、信長の命令により堅田の猪飼野甚介らとともに囲舟から海津浦・塩津浦などを攻撃している（『信長公記』）。

（二）善積郡等の地

永禄七年一一月のことである。長政は家臣の渡邊甚助（統）に次の宛行状を与える（『渡邊文書』）。

五分の一の易地として、善積・河上並びに酒波寺領を以って、六石まいらせ候、然らば毎年高頭に応じ、有米を以って代官より請け取らるべく候、酒波寺領の事は、惣別五分の一の筭用を遂げられ、直ちに相所務たるべく候、恐々謹言、

十一月廿七日　　長政（花押）

渡邊甚助殿

御宿所

中世のいわゆる善積郡（高島市今津町南部）の地を六角氏から奪い、善積・河上（高島市今津町北部）・並びに酒波寺領内（高島市今津町）のうち五分の一の易地（替地）として、知行六石を渡辺甚介に与え、酒波寺領については所務（年貢徴収とそれに伴う田地管理）を行わせている。

（三）堅田の舟役と狩猟の禁止

永禄八年（一五六五）二月。長政家臣の中島宗左衛門尉直親と磯野丹波守員昌が連署して、堅田衆には前々からの舟役を命じ、諸浦には狩猟禁止の指示を出している。その書状は左とおりである（『堅田郷土共有文書』）。

堅田衆に對し、役義の事、前々の如く其沙汰有る可く候、射獵仕えらるゝ段、停止たる可き旨、長政申し付けられ候、其心得成さる可く候、恐々謹言、

（永禄八年カ）二月七日　　中島宗左衛門尉　直親（花押）

磯野丹波守　員昌（花押）

諸浦

地下人中

この書状から高島郡の諸浦は、浅井氏の下知に従うこととなっていると読み取れる。

（四）西林坊以下の山徒を招降

永禄九年（一五六六）四月、長政は比叡山延暦寺の衆徒千手坊をして西林坊・定林坊・寶光坊を招降し、饗庭庄（木庄津とも、高島市新旭町北部）のうち萬木正覺寺跡・河上六代官のうち、朽木氏分・善積八坂名（高島市今津町・新旭町）を与える（『来迎寺文書』）。

右の三坊は山門の代官饗庭彌太郎の子息で、長子西林坊は日爪村（高島市新旭町饗庭）に、次子定林坊は霜降村（同じ）に、末子寶光坊は五十川村吉武城（高島市新旭町旭）にそれぞれ分住していた（『増補 高嶋郡志全』）。彼らの背後には叡山の勢力があり、長政にとって湖西攻略を有利に進めることとなった。『今津町史第一巻』は、「このとき既に、浅井氏はそれまでの六角氏の勢力を完全に高島郡から排除していたとみてよい」と記している。

なお、千手坊に対する宛行状は次のとおりである（『来迎寺文書』）。

今度三坊申し談ずるに付て、種々御馳走、本望に候、仍って河上六代官の内、田中殿分、
これまいらせ候、向後彌御忠節管（肝）要に候、恐々謹言、

永禄九年　　浅井備前守

卯月十八日　　長　政（花押）

千手坊
御宿所

（五）朽木元綱を招降

長政はここに至って、高島郡の全域を傘下に収めようと、父久政と連署して誓書を朽木元綱に送って招降する（『朽木文書』）。誓書の前書は左のとおりである（これに添えた誓紙一通は省略する）。

敬白霊社上巻起請文前書の事

一　今度御身上の儀につき、仰せ越さるゝとおり、その意を得候、然る上は、申し談ずる旨、向後表裏抜公事等、一切これ無く、諸事入魂せしむべき事、

一　高島郡内に於いて、領知方の義、穿鑿を遂げ、明所出來次第、新知として千石、永代まいらせ置くべく候、但し少々出入の儀、御堪忍然るべく候、右のほか御本地、別儀有るべからず候、次いで保坂役所の儀は、双方今迄の如きたるべき事、

一　朽木谷、往古より守護不入の由に候、自今以後、いよいよ別儀有るべからず候、元綱御

上身の義、何方よりも、悪様に申す族に於いては、則ち（すぐさま）尋ね申し、其に随うべく候、又此方に對し悪行の義、聞召され子細候わば、きっと仰せ越さるべき事、
右條々僞り申すに於いては、

永祿拾壹年十二月十二日　　淺井備守前
　　長　政（花押）
　　淺井下野守
　　久　政（花押）

朽木彌五郎殿
　　參る

ここに元綱は浅井氏の傘下に入ったかと思われた。しかし、後述するように元亀元年（一五七〇）四月、信長が朝倉義景を討つため越前に侵入したとき、後方から長政が挙兵して信長を挟撃する。信長は朽木谷道を走って京を目指す。このとき元綱は変心して信長を助け、三〇日に京へ無事帰陣させてしまう。

同年一〇月、浅井・朝倉軍が志賀郡（大津市）・京都まで出陣した際、元綱はさきに浅井氏と

結んだ盟約を重んじ、浅井氏らに味方した。しかし、翌二年七月、信長に好を送る。ここに長政との契りは破れ、信長からは左の朱印状を与えられた（『信長文書』）。

今度使者を差し越され、内存の通り承り届け候、別して忠節の至り祝着に候、須戸庄請米の事、前々の如く申し談ずべく候、幷に新知方の儀、磯野に申し含め候、相違あるべからざるの状件の如し、

元亀弐　　信長（朱印）

七月五日

朽木弥五郎殿

永禄一二年ごろの長政は、江南・湖西を経略し、江北から両翼を拡げて近江国を翼下に収めるほどの絶頂期にあった（図参照）。

しかし、さらにその上に地はなく下る道も霞んでしまう。この年、長政の辿る運命は、すでに都の義昭と信長がその扉を開いていたのである。その模様を次章から述べる。

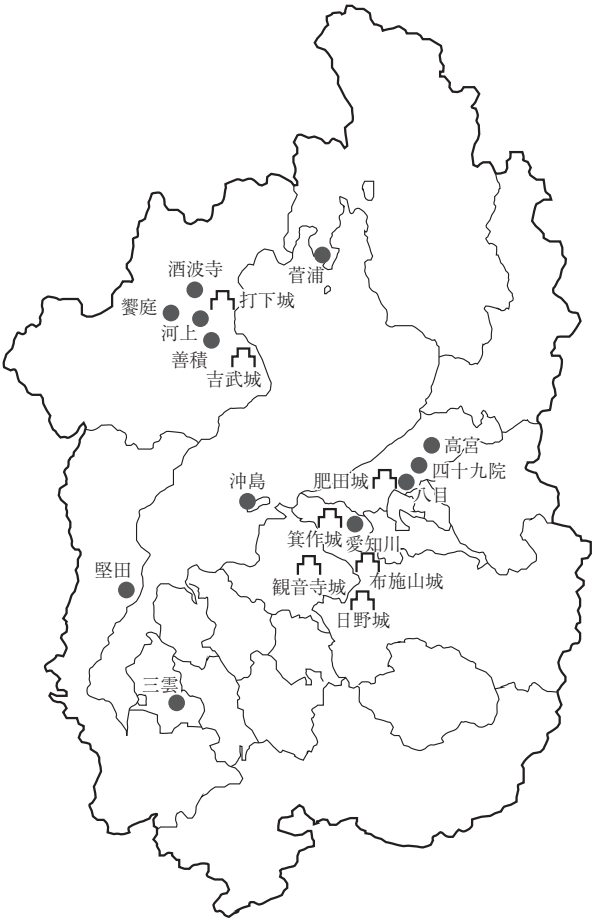
酒波寺
菅浦
打下城
饗庭
河上
善積
吉武城
高宮
四十九院
沖島
肥田城
八目
箕作城
愛知川
堅田
観音寺城
布施山城
日野城
三雲

浅井長政政略地

第四章　足利義昭、将軍就任への道

本章では、覚慶（のちの義昭）が一乗院を脱出してから、信長が義昭を供奉して上洛し、将軍へ就任させるまでの道程を辿る。

一．義昭、越前朝倉氏館へ移徙

室町幕府第一三代将軍足利義輝は、永禄八年（一五六五）五月一九日、三好三人衆らにより二條御所で弑逆される。義輝の弟、南都一乗院の門主覚慶は、危険を感じて七月二八日、一乗院を脱出し甲賀（甲賀市）の和田惟政の居城に依拠する。一一月二一日、矢嶋（守山市）の少林寺に移り仮寓し、翌九年二月一七日、還俗して名を義秋と改め、馬と太刀を御所に献上し（『御湯殿の上の日記』）、次いで四月二一日、左馬頭に叙任された（『言継卿記』）。

義秋は和田惟政の扶助を受けつつ、足利幕府再興に協力するよう諸国の有力諸氏に御内書を下した。その先を渡辺世祐氏は、「遠く薩摩の島津義久、肥後の相良義陽、豊後の大友義鎮、安芸の毛利元就、若狭の武田信景、越後の上杉輝虎、上野の由良成繁等に内書を下して足利氏復興の計画を告げ出兵を促した。（中略）この他丹波の荻野悪右衛門、尾張の織田信長、相模の北条氏康・氏政、甲斐の武田晴信、越前の朝倉義景、山城・摂津・大和・河内の諸氏へも覚慶よ

り内書を下すか、義俊より内書を出すか、もしくは近江の六角政頼、同新次郎等の手より覚慶の奉書にて出兵催促の書状を出した事実は『上杉古文書』の文で明らか」と記される（久野雅司編著『足利義昭』）。

しかし、諸氏それぞれが抱える事情もあって、ただちに義秋の上洛を供奉する余裕はなかった。八月三日夜、三好三人衆が義秋を襲撃しようとする。これを知った義秋方は、江州坂本（大津市）に迎え打ち難を逃れたが、三〇人ばかり討たれたという（『言継卿記』）。

このようなことから八月二九日、義秋はにわかに矢嶋を去り若狭の武田義統を頼ろうと御座を移す（『言継卿記』）。だが、ここもまたその子元次との間に争いがあり（『多聞院日記』）、九月八日、敦賀郡司朝倉景紀の金ヶ崎に座を移した（『上杉家文書』）。

義秋は、さらに翌一〇年一一月二一日、一乗谷の安養寺に着御する（『加越闘諍記』）。

義秋は一乗谷に移ってからも義景を頼るほか、諸国の大名に上洛への協力を求めている。

二．義昭、岐阜へ出向

一方信長が、一〇年八月に稲葉山城を陥落させたことはすでに記した。

翌一一年二月、信長は北伊勢を平らげ三男信孝を神戸具盛の、弟信包を長野工藤の継嗣とする。このことが翌一二年一〇月、義昭との不和の伏線に繋がるのだが、まだその兆しはさしていない。

三月下旬、義景は義秋とその近習を南陽寺に招いて歌会を行った。このとき、義秋は「もろ共に月も忘るな糸桜年の緒長き契りと思はゞ」と詠み、義景は「君が代の時にあひあふ糸桜いともかしこきけふのことの葉」と応えて主従の絆を確かめ合ったという（『続応仁後記』）。

四月一五日、義景は前関白二条晴良を加冠役とし、朝倉館において義秋の元服を行う。そして義秋は名を義昭と改めた。

信長は上洛の通路を確保して七月八日ごろ義昭に対し、「濃州へ御座を移されるにおいては、御入洛の御供早速申すべく候」と申し出た（『伊佐早文書』）。これに対し義昭は、「近日発足候、義景もいよいよ無別の条、無二の覚悟に候」と返書している（『謙信公御書集』）。

そして信長は、義昭を迎えるため和田伊賀守（惟政）・不破河内守（光治）・村井民部（貞勝）・嶋田所之助を越前に差し向けた（『信長公記』）。七月一六日、近臣を従えて一乗谷を発した義昭は、近江小谷の浅井館に立ち寄って四日間逗留し長政の饗応を受けた（『多聞院日記』）。

この浅井館への訪問については、義昭の自主的な判断によるものだったのか、あるいは信長の助言があったのか、はたまた「御入洛計画」の知らせに接した長政からの願望だったのか史

料に欠ける。

しかしいずれにせよ義昭は、長政の妻お市が信長の妹であるからこそ、浅井館に立ち寄ったにちがいない。さらには長政をわが親衛隊の一員として、抱えておきたい意図があったと考えられる。

義昭はまだ将軍に就任していないとはいえ、第一三代将軍足利義輝の実弟であり、すでに記したように永禄八年四月には左馬頭に任じられ、元服に当たっては前関白二条晴良がわざわざ京から越前に下向して加冠役を務めるほどの貴人なのである。長政にとって義昭の来訪は、御成（宮家・摂家・将軍など貴人が外出することや訪ねて来ることの尊敬語）を迎えるほど感に堪えなかったと推察される。それは左のことからも証されよう。

『續群書類従・第二十三輯下』に収録される「御成記」は、大永四年細川（高国カ）亭御成記、永禄四年三好（義興）亭御成記、文禄三年前田（利家）亭御成記、天正一八年毛利（輝元）亭御成記である。

それぞれその当時、細川高国は従四位下、室町幕府管領。三好義興は従四位下、室町幕府御供衆・相伴衆。前田利家は従三位権中納言、主君豊臣秀吉。毛利輝元は従四位下・参議、室町幕府相伴衆である。彼らに対して長政は、無位無官の一地方大名に過ぎない。

そのころ、「将軍の御成を迎えることは最高の名誉であったから、大名側の饗応は善美をつくし、続いて茶湯・猿楽などが催された。客殿などが新築されることも多かったが、注目されるのは、各大名邸ともに金銀をちりばめ、精巧な彫刻をほどこした絢爛豪華な御成門を造営した」といわれる（『國史大辞典2』）。

また「御成記」には、将軍の送迎は丁重・堅固を極め、お迎えする邸内は御成門造営のほか御庭・御座敷（御成の間）を整えるなど、式三献・進物交換など贅を尽くす内容が事細かに記されている。

長政は、ちかぢか上洛し征夷大将軍に就任する義昭の来訪が、浅井一族にとって稀代のただならぬ栄誉であると受け止めたものの、「絢爛豪華な御成門を造営する」ような時間的余裕はなかった。しかし、心の限りを尽くし義昭をもてなしたに相違ない。そして義昭と長政は、互いに何を語り合ったのであろうか。

義昭は、信長らに供奉され上洛のうえ、遠からずして征夷大将軍に任じられること、その後の夢、長政に対する協力要請と処遇・恩賞など、熱っぽく語った筈である。義昭の趣に応える長政は、この来訪が恩義とさえ感じとり、恭順の意を表したことに疑う余地はない。このときから相互に信頼関係の紐帯が結ばれる。だが、後述するようにこの恩義と紐帯が足利・浅井両

家滅亡の端緒となるのであるが、誰もこのときは想像することさえなかった。

同二二日、義昭は小谷を後にして岐阜城外の西庄に至る。

八月七日、信長は曽我兵庫頭助乗に御内書を持たせ、朝倉義景に対し義昭の上洛に供奉するよう告げ、六角承禎には人質を出して上洛の路次確保に協力するよう求めたという（『永禄記』）。しかし、義景、承禎ともにこれを拒否した（『信長公記』）。

三．義昭の上洛

九月七日、信長は上洛に向けて大軍を催し、徳川家康の援軍をも従えて岐阜を発った。長政も祖母蔵屋の忌中にもかかわらず兵を率い、高宮（彦根市高宮町）で信長に会し、のち信長・家康軍に加わった。

信長は、義昭の供奉を拒否した六角氏を退けるため、同氏の居城観音寺城（近江八幡市）を攻撃する。その直前、意表を突いて支城の箕作城（東近江市）を攻めた。このときのことについて、小瀬甫庵は「（信長が長政に）彼の両城（観音寺城・箕作城）の夾に割入りて押し候へ」と命令したが、「浅井も家老の者共召寄せ、評定ありけるが、何とやらんとかう御返事申し煩う

たる気色」であったといい、信長は「彼の大ぬる者の浅井が所存にては、両城何れもやはうけ候べし」と応えたと記す（『信長記』）。

しかしこの記述について、黒田惟信氏は、「果たして拠る所あるや否やを知らず」（『郡志二』）と、その出典が定かでなく、内容も訝しいと見ている。

この六角氏攻めについて、長政の積極的な行動があったか否か、確かな史料は管見の限り見当たらないが、『言継卿記』九月二七日の条には「江州北郡衆・高島衆八千計り、神楽岡（京都市左京区吉田神楽岡町辺り）陣取り、又南方へ越し了ぬ」と記している。このことからも長政は、信長とともに義昭の上洛に供奉していたことはあきらかである。

信長は、江南を平定すると、義昭を迎えるため、濃州西庄立政寺へ不破河内守を遣わした。九月二六日、信長は義昭を奉じて入洛を果たすと、畿内の平定に乗り出した。そして朝廷に奏請し、一〇月一八日、義昭を征夷大将軍に就かせる。

同二二日義昭は、細川邸に信長を招いて饗応し、久我通俊・細川藤孝・和田惟政を遣わして「副将軍か管領職に就き、佐兵衛督の官途を受領して斯波家の家督を継ぐよう」要請した。このことについて太田牛一は、「然りといへども、此時に至ては御斟酌の旨仰上げられ御請これなし」と記している。信長は義昭の直接的な家臣となることを回避したかったのであろう。

そして二四日に義昭は、信長の殊勲を称えて次の御内書を与えている（『信長公記』）。

今度国々の凶徒等、日を歴ず時を移さず、悉く退治の条、武勇天下第一也、当家再興これ過ぐるべからず、いよいよ国家の安治、偏に憑み入るの外他になし、尚藤孝・惟政申すべき也、

十月廿四日　　御判

御父織田弾正忠殿

御追加

今度大忠に依り、紋桐・引両筋遣し候、武功の力受くべく祝儀なり、

十月廿四日　　御判

織田弾正忠殿

義昭はこのように、国家の安治を頼み信長を「御父」と仰ぐばかりか、朝廷から拝領した足利家の紋「桐」と足利家に伝来する紋「二引両」を与えている。

さらに前章四にも触れたとおり義昭は、「今度討取った国々、近江、山城、摂津、和泉、河内、已上五カ国を望み次第知行すべし」と勧めたが、信長はこれを辞して近江大津・草津・和泉堺

に代官を置くことを求め容認された（『細川両家記』）。

このころ、義昭と信長の間に軋む音は、微音すら発していなかった。しかし年明け早々、そう遠くもない彼方から清音とも濁音とも判然としない微かな響きが義昭に迫ってきた。

第五章　義昭・信長の確執と長政の決断

その微かな響きとは何か、信長の動きとその真意は何か、それに対する義昭と長政の反応を追い、小誌本題の解に迫ることとする。

一．殿中御掟

永禄一二年（一五六九）正月一四日のことである。信長は次の九カ条の「殿中御掟」、次いで一六日には七カ条の「追加」を発して幕府の基本理念ともいうべき掟を示した（『仁和寺文書』）。

御袖判（義昭）殿中御掟

一、不断に召仕わるべき輩御部屋衆・定詰衆・同朋以下、前々の如くたるべき事、
一、公家衆・御供衆・申次は御用次第に参勤あるべき事、
一、惣番衆の面々、伺候あるべき事、
一、各召仕う者、御縁へ罷上儀、当番衆として罷下るべきの旨、堅く申し付くべし、若し用捨の輩に於ては、越度たるべきの事、
一、公事篇の内奏御停止の事、

一、奉行衆の意見を訪ねらるる上は、是非御沙汰あるべからざる事、
一、公事を聞召さるる式日は、前々の如くたるべき事、
一、申次の衆当番を閣き、毎事別人に披露あるべからざる事、
一、諸門跡の坊官・山門衆徒・医・陰の輩以下猥に伺候あるべからず、付り、御足軽・猿楽は召に随って参るべきの事、

弾正忠判

永禄十二年正月十四日

追加

一、寺社本所領・当知行の地謂なく押領の儀、堅く停止の事、
一、請取沙汰停止の事、
一、喧嘩・口論の儀、停止せられ訖んぬ、若し違乱の輩あらば、法度の旨に任せて、御成敗あるべき事、付り、合力人同罪、
一、理不尽に催促を入るる儀、堅く停止の事、
一、直の訴訟は停止の事、
一、訴訟の輩在らば、奉行人を以て言上を致すべき事、
一、当知行の地に於いては、請文を以てする上は、御下知なさるべき事、

永禄十二年正月十六日　　弾正忠判

この殿中の掟について、渡辺世祐氏は、「信長が義昭の手足を拘束し、十分にその活躍を禁圧せり」（久野雅司編著『足利義昭』）と、奥野高広氏は、「幕府の内部に対して信長の与えた掟であり、将軍の手足を縛ったものである」（『足利義昭』）と解されている。

これに対して白井進氏は、「ともに室町幕府が有していた以前の規定を幕府再興に当り信長の構想した幕府を目指して改めて条文として再確認して規定したものであり、殿中掟は織田信長と将軍義昭が相互に約諾したものであると見ることができるのではあるまいか」と論じられる（久野雅司編著『足利義昭』）。

ただ、義昭にとってみれば、副将軍か管領職に就くことや、近江、山城、摂津、和泉、河内の五カ国を望み次第と信長に告げたにもかかわらず、近江大津・草津・和泉堺に代官を置くことだけを求めた信長から、「幕府はかくあるべし」と示されて、いささか懐疑心を覚えたのではなかろうか。

二　義昭の陰謀と長政の趣

義昭と信長の蜜月時代に陰りが見え始めたのは、同年十月ごろからである。それはどのような経緯からなのであろうか。関連する書状とその背景からみてみよう。

（一）信長の大河内城攻めと義昭の御内書

同年八月二〇日、信長は大軍を率いて岐阜城を発し南伊勢北畠氏の大河内城（おかわちじょう）に向かった。この戦いは信長の大軍をもってしても苦戦を強いられたようである。しかし一〇月三日、講和が成立して大河内城は信長方に渡されることになった。

この講和・開城の条件について、谷口克広氏は、「どの史料にも明記されていないが、以後の状況より推測すると次の三点にまとめられる。

一、大河内城を信長に明け渡し、北畠具教（きたばたけともの）・具房（ともふさ）父子は他の城に移ること。

一、信長の二男の茶筅丸（ちゃせんまる）（のちの信雄（のぶかつ））を北畠家の養嗣子とすること。

一、田丸城（三重県度会郡玉城町）など北畠方の周囲の城々を破却すること。」と記される（『信長と将軍義昭』）。

もう一つ、この講和について『朝倉記』には、「内裏・公方様より和睦の御曖いを成され」とあり、その和睦について義昭の御内書は、次のとおり記している。

史料a（『古簡雑纂』）

その表の儀、信長堅固存分に候、然ればその城既に難儀に及ぶ由、聞こし召さるるに就き気つかわせしめ候、この度意見に応じられ、まず無事然るべく候、委細（飯川）信堅（水原）祐阿申すべくの状件の如し、

十月五日　　義昭判

北畠中納言殿

しかしこの御内書の日付は、講和が成立した翌々日となっている。果たしてこの講和勧告が功を奏したのであろうか。

ともあれ信長は、同年一〇月一一日に上京、その戦勝状況を義昭に報告し、四・五日在洛したという。

さてこのとき、信長は単に戦況を報告しただけだったのであろうか、また義昭もその報告を聞いていただけであったのだろうか。渡辺世祐氏は、「この時において義昭の態度信長の意に充たざりしものありしか」と疑問を示しておられる（久野雅司編著『足利義昭』）。

（二）長政の書状とその背景

ここで、次の史料bを検討することとしたい。

史料b（『古証文所収文書』）

御内書下し成され候、謹みて拝見致し候、さて御鷹弟行（弟鷹カ）鳥屋一本頂戴、満足仕り候、併せて面目の至り、勝計すべからず候、委曲法光坊え申し入る、趣、宜しく御執り成しに預かるべく候、御意を得べく候、

十月十三日　　浅井備前守

長政（花押）

一色式部少輔殿

人々御中

この書状には年号が記されていない。

奥野高広氏は、その年紀を永禄八年に比定しておられる（『日本歴史』第二四八号）。

論拠は、永禄八年（一五六五）五月一九日、室町将軍義輝が三好三人衆らによって弑逆され、義輝の弟興福寺一乗院門主覚慶は脱出して、室町将軍の家督を承継すべく大名たちに出兵を求めた。その大名の一人が長政で、御内書と鷹を与えたと推測されたのであろう。

文中、「勝計すべからず（お礼申し上げることは、数え切れません）」と記されているが、このころ覚慶（のちの義秋・義昭）と長政は、まだ一度も会ったことがない。にもかかわらず鷹を賜与されてなお、「勝計すべからず」と長政が記すとは考えられない。

さらに長政は、永禄六年（一五六三）の観音寺騒動に際して六角氏を攻めながら、完勝することはできなかったほどに国力も兵力も乏しく、覚慶を供奉して上洛できる実力はなかった。甲賀和田惟政の居城で逃避生活を続ける覚慶が、長政にだけ鷹を賜与するなどの余裕があったのかと疑念を抱く。したがって、覚慶が長政に鷹を与えて上洛の協力を求めたとは考え難い。

なお第四章一「義昭、越前朝倉氏館へ移徙」に、渡辺世祐氏が指摘される「義秋が御内書を出した諸国の有力諸氏」は、『上杉古文書』に記されているといわれるが、その中に長政の名は

見えない。

これに対し黒田惟信氏は、「足利義昭が、越前を去りて美濃に赴ける時より、上洛して征夷大将軍に任じ、新しく二條御所に移り住むまで、淺井長政が、織田信長の姻戚とし、又與黨として、盡したる功勞は、それ〴〵褒賞せられしならんも、今日世に傳はれる記録なければ、之を知るに由なし。されど此等の由縁にて、義昭が長政を忘れざりしことを示すに足るべき文書、（中略）是れ長政が、義昭より鷹を賜りしに答へたるものなり」として、年紀は永禄一二年（一五六九）と解される（『郡志二』）。

この年であれば、義昭が鷹を賜与するに十分な余裕があることは当然のこと、そして史料bの文中に「勝計すべからず候」との記述、さらに義昭の事情・背景等を踏まえても的を射た年紀であると考えられる。

しかし史料bの内容が、黒田氏のいわれるように「鷹の賜与に対する答礼」だけなのであろうか。文面だけを簡単に整理すると次のとおりである。

① 先に義昭から長政に御内書が下されている。

② 長政は鷹の賜与に謝意を表している。

③長政が法光坊に託した趣を、一色式部少輔から義昭に取り次いでもらいたいとしている。
④その趣について、義昭の御意をいただきたいとしている。

このように要点をみた場合、黒田氏は、②の謝意の表明を重視し、①の御内書にも、鷹の賜与が記されているに過ぎないと解されているようである。

しかし、③と④をあわせて考察してみれば、①の御内書には「鷹の賜与」に関することだけではなく、行間に秘事が内包されているように思われる。おそらく御内書の末尾には「委細某述ぶべく候」などと記され、御内書を届けた某使者に詳しいことを述べさせていたにちがいない。

では、その「委細」なるものは、どのような内容だったのか、史料等により推考を重ね後述する。

同月一六日、再び義昭と信長が会して話合われたが、翌一七日、信長は突然岐阜に帰国する。このときのことを一〇月一九日付『多聞院日記』は、「(信長)、上意トセリアヰテ下了(くだりおわんぬ)ト」と記している(この義昭と信長の口論を、以下「セリアヰ」という)。ここに義昭と信長の不協和音が表面化したことは明らかである。

その原因を奥野高広氏は、「それ以後(将軍職に就いてから)の義昭の行動は、上杉氏・大友氏・毛利氏に対し講和を督促したことと、幕府の造営を決意し『殿料』(幕府を支えてゆく経費)

を諸国にかけたことが目立つ。しだいに将軍としての権威を身につけようとした政策であるし、ことに新居が完成したばかりであるのに、さらに幕府造営を実行しだした義昭の行動性にたいして、信長は警戒の必要を認めたにちがいない」と分析される（『足利義昭』）。

だが、さらに広く史料を探究してみると、この「セリアヰ」の原因に関係しそうな史料c・d・e・fが見える。

史料c（『正田文書』）

南小松より軍役米六百俵、手寄りの舟に申し付け候て、海老江村へ着岸肝要に候也、

□月二十日　　淺備

長　政（花押）

正田大炊助殿

御宿所

この書状には、年紀ばかりか「月」も欠けている。しかし年紀は次の点から推測できる。

宛先の正田大炊助は、現在の大津市大石淀の住人であった。そこには書状を所有しておられ

たご子孫が住まわれていたことが判明する。

かつてここは南近江の六角氏が領する地域であったが、義昭の将軍就任時期（永禄一一年一〇月一八日）と文面を併せて考えれば、この書状の年紀は永禄一二年に比定できる。黒田惟信氏も同様に判断されている（『郡志二』）。

次に「月」であるが、六百俵もの大量の米は、ちょうど収穫して郷蔵に収納されたばかりであろうか。『多聞院日記』永禄九年（一五六六）九月三・四日条に次のとおり記されている。

三日、月待沙汰、曇て之拝せず、
一木津へ田毛見ニ少太郎・孫下了、
四日、木津へ田を苅分マコ（孫）下了、

内容を意訳すれば、「三日、月の出るのを待っていたのだが、空が曇っているのでよく見えない。木津へ稲田の毛見を行うため、少太郎と孫を差し向けた。四日、木津の田の稲刈りをした後、小作人との配分を決めるため孫を遣わした」というものである。

なお、「毛見」は稲の刈り入れ前に、幕府または領主が役人を派遣して作柄を検査させ、その

年の年貢高を定めることである。

木津は、京都府の南端に位置する現在の木津川市である。史料ｃの南小松は、現在の滋賀県大津市南小松で、同市のほぼ北端、琵琶湖の西側に位置する。そのころ、地球の北半球は小氷期に入っている。また、南小松は木津より五〇数キロメートル北のところである。したがって比叡おろしの吹く南小松は、木津よりも早く冬が訪れ、稲刈時期も早目に行われていたにちがいない。『多聞院日記』に記される木津の稲刈りが九月四日であるから、南小松では八月中旬～下旬のころであると推測される。とすれば、収穫された年貢米は一〇月下旬ごろには郷蔵に入れられることになる。

このように考察すれば、史料ｃの「年月」は、「永禄一二年一〇月」と推断できる。では、史料ｃの意味するところは何か。文面だけを読めば、「南小松にある軍役米を、手近の舟で海老江村の岸まで運ぶこと」と指示している。海老江村は、現在の長浜市湖北町海老江で、琵琶湖の北東部にある。そこから約数キロ東には長政の居城が建つ小谷山が見える（図参照）。

当時の一〇月二〇日は、本年の暦に置き換えれば一二月四日である（『21世紀暦』）。浅井氏の領する江北（滋賀県の北部）は積雪地帯であり、長政は雪が積もるまでに軍役米を籠城に備えたか、あるいは戦いの要所に備えたか、はたまた来春雪どけごろまで海老江村の郷蔵に保管し

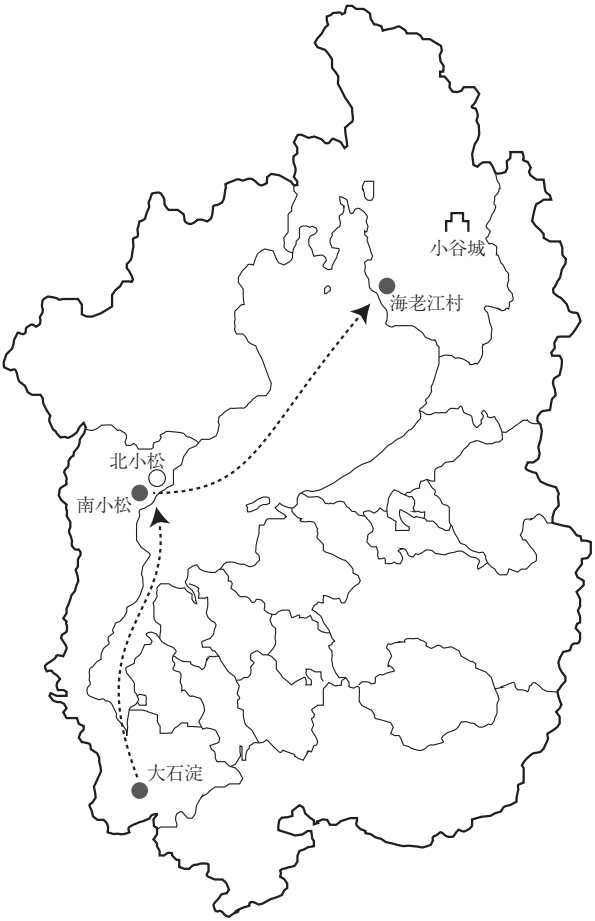

軍役米六百俵運搬経路

ておきたかったのであろう。

それにしても長政は、如何なる理由で、誰と何処で戦うために軍役米を備えたのか、この書状だけでは判断できない。そこで次の史料dからヒントを得ることにする。

史料d（『伊藤友三郎氏文書』）

南方より当郡に至り、乱入せしむべき風聞につきて、用（要）害然るべき在所に相尋ね候ところ、和迩の内、金藏坊居所然るべきの由各申し候の条、ただちに落合八郎左衛門差し遣わし候の条、相談あり、此度ばかり一所に在陣候らわば、祝着たるべく候、家光申すべく候也、恐々謹言、

十二月十日　　承禎判

小松伊藤殿

文意は、「南方から（敵が）当郡（滋賀郡）へ乱入するという風聞を聞いたので、和迩の金藏坊の居所を陣所としたい。落合八郎左衛門を遣わして守将とするので、このたびはあなたも一緒に在陣していただきたい」ということである。

宛名の伊藤氏は民部丞直祐（みんぶのじょうなおすけ）といい、近江国滋賀郡小松庄の豪族で、かつて白鬚神社の祠官だった。また、小松庄はもともと六角氏の領域である。

ではまず、南方よりとはどこからか、誰が当郡に乱入するのか、そして承禎は、どうして誰からその風聞（情報）を得たのか、さらには和迩の陣所で乱入者を防ぎ得たのだろうか。これらの疑問は、後述する六角承禎の書状「史料e」と『信長公記』等から推測することができる。

永禄一一年（一五六八）九月一三日、信長は六角氏の居城観音寺城（近江八幡市）を乗っ取り、義昭を供奉して上洛を果たした。承禎からみれば、乱入する敵は、京都から琵琶湖西を北進する信長であることに相違ない。

永禄一三年（一五七〇）四月二〇日、信長は京都から大津の坂本を経て和迩に至って陣所とする（『信長公記』）。承禎が「和迩の内、金藏坊居所」を陣所としようとするが、それはできなかったのである。

史料dでは、「此度ばかり一所に在陣候らわば、祝着たるべく候」と、承禎は小松庄の家臣に低姿勢で願い入れている。にもかかわらず、信長は和迩に陣所を置いた。ここに六角氏の権威・実力は、すでに衰退していることが感じ取れる。

なお、承禎が「南方より当郡に至り、乱入せしむべき風聞」を誰からどのようにして得たの

かは本項末尾に推論する。

承禎が史料dの書状発出から二ヶ月も経たぬのちのことである。承禎はさらに、次の史料eのとおり信長の侵攻する陸路だけでなく、軍需品等を運ぶであろう船路にも要害普請を行うよう直祐に求めている。

史料e（『伊藤友三郎氏文書』）

船路用（要）害普請の事、数日申し付けられ辛労是非に及ばず、未だ出来なき由の條、油断なく急がるるに於いては、喜び入るべく候、委細大塚（カ）須三に申し含め差し越し候、馳走肝要に存じ候、恐々謹言、

二月二日　　承禎判

小松伊藤殿

しかし信長は、四月二〇日京都より越前に向けて出立し、滞りなく兵を進めて坂本を越え和迩に陣所を構えた。四月二一日には、高島郡の田中城に宿泊し、二二日、若狭国熊川の松宮玄蕃允のもとに陣を取り、二三日、佐柿（福井県三方郡美浜）の粟屋越中守の所に着陣し翌日

まで逗留する。そして二五日、越前（福井県）の敦賀に出勢し天筒山城を攻撃する。次は金ケ城崎に朝倉中務太輔を攻め翌日退城させる。続いて疋壇城（敦賀市疋田）も立ち退かせ、木ノ芽峠（福井県の越前方面と若狭地方を隔てる峠）を越えて越前国へ乱入しようとした（『信長公記』）。

結局、承禎の信長に対する抵抗は、水泡に帰すことになったのである。

最後に、信長の義昭との和解条件である史料f、いわゆる「五箇条の条書」の検討に入ることにしよう。

史料f（『成簣堂文庫文書所蔵文書』）

条々

一、諸国へ御内書を以って仰せ出さるゝ子細あらば、信長に仰せ聞せられ、書状を添え申すべき事、

一、御下知の儀、皆以って御弃破あり、其上御思案なされ、相定めらるべき事、

一、公儀に対し奉り、忠節の輩に、御恩賞・御褒美を加えられたく候と雖も、領中等之なきに於いては、信長分領の内を以っても、上意次第に申し付くべきの事、

一、天下の儀、何様にも信長に任置かるゝの上は、誰々に寄らず、上意をうるに及ばず、

分別次第に成敗をなすべきの事、
一、天下御静謐の条、禁中の儀、毎時御油断あるべからざるの事、
巳上

永禄十參　　（朱印）
正月廿三日
日乗上人
明智十兵衛尉殿

信長は、永禄一三年正月二三日、日乗上人と明智十兵衛尉を介し、義昭に対する不満を条書に示し、和解の条件として義昭に承認させる。その条書が右の「条々」である。

これを現代文に要約すれば次のとおりである。

一、諸国へ御内書で命令される場合は、まず信長にその旨を伝え、信長からも書状を添えること。

一、すでに出した将軍の命令書は、すべて破棄した上、あらためて考え直すこと。

一、将軍に忠節を尽くした輩に恩賞や褒美を与えるべき領地がないのなら、信長の分国の内でも命令があれば提供する。
一、天下のことはすべて信長に任せたからには、誰であっても将軍の意見を伺う必要はない。信長の思いどおりにする。
一、天下は穏やかになったのだから、朝廷のことはいつも油断してはいけない。

この条書の背景について高柳光寿氏は、「信長が（前年一〇月一七日）急に帰国したことにはわけがあったらしい。そしてそのわけというのは義昭との間に面白くないことがあったためであるらしい。そしてまたその面白くないことというのは、信長が義昭の政治に対して不満であったということであり、この不満はこのときに起ったものではなく、不満をこのときににわかの帰国ということで表示したのであり、それは入京以前からの予定の行動であったかも知れない」と解される（『明智光秀』）。

義昭と信長の関係は、前年正月に信長が発した「殿中御掟」により幕府の政治権力に規制を加えたことから緊張が続いていた。

しかしこの条書は、前年一〇月一六日の「セリアヰ」と信長の突然の帰国が引き金になって

いる。それは第一条から第三条にあらわれている。

第一条の約諾について桐野作人氏は、「義昭が近臣に知行を与えることが寺社や公家との訴訟沙汰になることも多かったから、信長は義昭の御内書発給に起因する非分・押領を阻止しようとした」とされる（『織田信長』）。

奥野高広氏は、「条約成立後の五月に毛利輝元を左衛門督に任じた時の内書には、信長の奉書を添えた（『毛利家文書』）。このような例はまれである」と記される（『足利義昭』）。

谷口克広氏は、「当時の御内書にあたっても、第一条で進言している義昭が勝手に諸国の大名に命令するようなケースは見当たらない」といわれる（『信長と将軍嘉昭』）。

しかし、義昭が勝手に下した御内書は、史料aの北畠中納言に宛てたのものが端緒になっていると推断される。何故なら、第二条と第三条の約諾、そして後記（三）に記すとおり、史料aにより幕府の御料所・所領の寄進を求めたと信長が解したからである。

元亀三年（一五七二）九月、義昭に宛てた「信長よりの十七ヶ条」の異見書第二条には、「諸国え御内書を遣わされ、馬そのほか御所望の躰如何と存じ候間、御遠慮を加えられ、尤に存じ候、但、仰せ付けられ候はて叶わざる子細は、信長に仰せ聞かせられ、副状を仕るべきの旨、兼ねて申し上げ、御心得をなさるゝの由に候つれ共、左も御座なく、遠国え御内書をなされ、

御用を仰せ付けられ候儀、寂前の首尾相違に候」と記している（『信長文書』）。

これらのことから、信長が義昭の将軍としての行動を制約したものの、義昭はその後も信長の添状なく御内書を発給していたことがわかる。

次に第二条について奥野氏は、「従来義昭の出した下知をすべて取消せとあるが、その実行された証拠は、なにも残っていない」と指摘される（『足利義昭』）。

そして第三条は、義昭が北畠中納言に当てた史料ａの御内書が、大河内城開城の翌日に下されたことに対して、「（そのようなことをしなくても）将軍に忠節を尽くした輩に恩賞や褒美を与えるべき領地がないのなら、信長の分国の内でも命令があれば提供する」と、嫌味を述べている。

さらに第四条は、「天下のことはすべて信長に任せたことである」と主張している。これは永禄一一年一〇月二四日、御父織田弾正忠に宛てた御内書に、「いよいよ国家の安治、偏に憑み入るの外他になし」と記されたことを論拠にしているのであろうか。

最後の第五条は、義昭と信長の「セリアヰ」に直接関係のあることではないが、義昭に対する忠告であろう。

右のように義昭が表面上承認した和解条件ではあるが、とりわけ第一条と第二条は将軍の名

を虚仮にし、義昭のはらわたを抉った。口を塞がれ手足を縛られて身動きできない将軍があろうか。

義昭の脳裡を掠めたのは、大大名となった信長の武力に抗することはできないこと。そして兄義輝が三好三人衆らの武力に弑逆されたことであろう。さらに心のうちには、周囲の心配をも考慮しなくてはならないという自制心があった。

いや、もう一つ心底には、後記（四）に記すとおり、長政をして信長を殺める陰謀が盤踞していた。この陰謀と「約諾を実行しない」という決意が同居していた。

義昭はこのような心の葛藤を経て、本心は「否」でありながら、当面は屈辱に堪え和解条件に応ずることにしたにちがいない。

（三）義昭と信長の「セリアヰ」の原因

以上に見てきた史料a・b・c・d・e・fを通覧し、とりわけ史料fから義昭と信長の「セリアヰ」の原因が次のとおり読み取れる。

①一〇月一一日、信長の戦勝報告があったとき、一六日の「セリアヰ」前哨戦が行われた。そ

れはまず義昭の御内書（史料ａ）が争いの火種であった。そのことは、先述のとおり第一条から第三条にあらわれる。北畠中納言に御内書が下される二日前、信長と北畠氏との講和が成立しており、和睦を勧める御内書は信長にとって不要・不愉快なのである。将軍の御内書によって和睦が実現したときは、当事者双方から幕府に御料所・所領の寄進が行われてきた（白井進著『室町幕府と織田政権との関係について―足利義昭宛の条書を素材として―』）ことからも、信長は「義昭がそれを望んでの御内書発給」ととらえたのであろう。それは第三条に「領中等之なきに於いては、信長分領の内を以っても、上意次第に申し付くべき」と、義昭の狡猾さに立腹の様子が窺える。

② 大河内城開城の条件に、茶筅丸を北畠家の養嗣子とすることが、北伊勢の神戸氏・長野氏攻めの和議条件と同様であり、南伊勢も織田家が独占支配することに対して、義昭が信長の策謀と強大化する勢力に不快感を示したに相違ない。これに対して信長は、第四条に、「天下のことはすべて信長に任せたことである」と反論している。

なお、谷口克広氏は「セリアヰ」の原因を、「タイミングから判断して、やはり北畠攻めに関係すること以外には考えられない」と（『信長と将軍嘉昭』）、堀新氏もまた、「義昭が信長の伊勢平

定を快く思っていなかったための衝突である」と解される（『織豊期王権論』）。両氏の見解は肯綮（こうけい）に値すると賛同したい。

（四）義昭の心中と陰謀

信長の南伊勢戦勝報告を受けた義昭の心中を推しはかれば次のとおりである。

① 北畠中納言に宛てた御内書に対する信長の異見と、信長の天下静謐に名を借りた北畠家の乗っ取りに腹を据えかねた。

② この燃え立つ胸の内を誰かに明かして、溜飲を下げることができようかと焦慮した。

③ そこで昨年七月、長政と結んだ紐帯に思いを馳せた。すでに近江の大半を翼下に収め、忠節を誓う長政に白羽の矢を立て御内書を下した。

④ 御内書を持参させた使者には、自らの「意中」を伝えさせることにした。

この使者が長政に語った「義昭の意中」は、これまでの史資料から推測すれば次のとおりである。

① 一〇月一一日、信長の戦勝報告に関連して、北畠中納言に下した史料ａの御内書につき、義昭と信長が意を異にしたこと。

② 大河内城開城に伴う信長の条件である「茶筅丸を北畠家の養嗣子とする」ことに、義昭が不快感を表したこと。

③ 信長は、越前への出兵を計画している。その経路は琵琶湖西から若狭・越前に向かう予定であること。仍って、信長を挟撃する絶好の機会であること。

④ 信長は、織田家中・尾張・伊勢・美濃を制してきたが、今後も意に反する者に対し、「天下布武」を以て「我がもの」にするであろうこと。あわせて「北近江も油断なきように」と示唆したこと（ここに義昭の陰謀が蔵されている）。

（五）長政の趣

義昭の使者某が伝えた言葉に、長政は後記「四．長政の千慮と決断」に詳述するとおり思考を重ねたうえ、史料ｂの「趣」を法光坊へ託し奉答した。

その「趣」は史料ｃ・ｄ・ｅ及び義昭の使者某が述べたであろう「義昭の意中」から判断す

れば次のとおりである。

① 義昭の御意に従うこと。
② 信長の行動を注視しつつ、越前侵攻のとき信長の背後を突く決意であること。
③ この「趣」に義昭の御意を得たならば、直ちに戦備を整えること。

このように長政は信長と戦う意志を固めた。その陰には、第四章二「義昭、岐阜へ出向」に記したように、前年七月、義昭が浅井館に四日間逗留したとき、長政の義昭に対する恩義と互いに結んだ紐帯が存在する。

（六）「元亀争乱」の開扉

義昭は、長政の趣（史料b）を聞いて、時を移さず了承の意を法光坊に託した。そして稷社（しゃしょく）の臣（しん）（将軍の安危、存亡を一身に負う臣）長政の意を背にして、信長と再び対峙する決意を固めた。

一六日、信長との対話は義昭の予期に反し、両者の間を裂く「セリアヰ」となり、信長は怒

り心頭に発して岐阜に奔った。義昭はただちにこの間の模様を長政に知らせた。ここに「元亀争乱」の扉が軋みながら開かれた。開扉したのは長政ではなく義昭と信長である。

（七）長政、戦備の一手

義昭の飛報に長政がとった戦備の一手は、史料ｃが証すとおり正田大炊助に、「南小松から六百俵の軍役米を海老江村の岸」へ運ばせ兵粮を蓄えることであった。

次いで史料ｄが示すように、長政は信長の越前侵攻計画情報を「風聞」として六角氏に伝えたにちがいない。今や長政の敵は信長である。六角氏は信長と敵対関係にある。つまり長政にとって、「敵（信長）の敵（承禎）は味方」とすべきであり、それを試みたのである。

だが、なぜ「風聞」として伝えたのであろう。推測を重ねれば、浅井氏と六角氏は、初代小谷城主亮政と六角定頼の時代からずっと干戈を交えてきた。

そして永禄一一年に長政は、義昭の上洛に際して信長に与し、ともに六角氏を攻めている。それから一年余を経て長政は、「右の次第により信長を討つから協力願いたい」と言えるのか、あるいは信長と戦う勢力を六角氏が保持しているのか、もしやこの情報が信長方に漏えいすることはないのか等々の懸念が浮かんだことであろう。

このようなことからさらに推測を加えるなら、商人や隠密を遣って「風聞」として承禎に伝えたのであろう。

三．義昭が長政を頼った事由

長政の妻お市が、信長の妹であるにもかかわらず、義昭は長政に信長打倒の秘事を伝えた。このことがお市から信長に通報される危険を義昭はどのように考えていたのであろうか。まずは義昭の観たお市のことである。

（一）義昭の観たお市

義昭が信長打倒の策を考えたとき、実行者として信長の義弟である長政を選んだ。

しかし、もしやお市がこの策を知るか、あるいは悟るかして信長に通報した場合、義昭はのっぴきならない危機に陥るはずである。その危惧は『朝倉家記』に、「越州在陣身廻ノ爲、飛脚ヲ越被タリケルニ、文ヲハ遣サズ、口上ノ旨ノミ述ヘ、陣中ノ御菓子ニ成サルベク候トテ、袋ヘ小豆ヲ入、其袋ノ跡先ヲ縄ニテ結切リ、封ヲ付テ信長ヘソ贈ラレケル」と記されている。要約

すれば、「お市が小豆の袋の両端を結んで、朝倉と浅井に挟み撃ちされる危険を信長に知らせた」という。

しかし、これを史実として証す史料もなければ、後記（二）・（三）項の事績との整合性もない。にもかかわらず史実であるかの如く人口に膾炙してきた。が、これは史実でなく、お市を信長のまわしもの扱いとし、おもしろおかしく伝承した物語にすぎない。

それはさておき、永禄一一年七月、義昭は越前より岐阜へ向かう途次、浅井氏館に四日間逗留して、お市の謹厳実直な性格を観た。お市が「小豆の袋」、つまり朝倉軍と浅井軍に挟撃される危険を信長に知らすような、間者（かんじゃ）まがいの女性ではないと確信していたにちがいない。なぜそのように推察できるのか。お市とその娘たちのほか、東福門院（とうふくもんいん）（江の五女和子（まさこ））・その娘明正天皇（めいしょうてんのう）（興子内親王（おきこないしんのう））が紡いだ後々の事績から、彼女らの長政を慕う一斑がうかがえる。その事績を次にみることにしよう。

（二）小谷・北ノ庄落城とお市

天正元年（一五七三）九月一日、長政は信長に攻められ小谷山上の赤尾美作守清綱（あかおみまさかのかみきよつな）の屋敷で自刃した。ここに浅井氏は亮政の勃興から五〇余年にして落日を見る。

落城間近、お市の去処を『総見記』は、「廿八日の夜内室に三人の女子を（小谷城「京極丸」に居る）信長公へ送り越さる」と記している。

その後、お市の足取りは詳らかではないが、「いったん信長の岐阜城に入り、次いですぐ清洲城に入った。そして伊勢長島一向一揆が鎮圧された天正二年の十月すぎに、信包の居城伊勢上野城に入ったと考えられる」といわれる（『戦国三姉妹物語』）。

天正一〇年（一五八二）六月二日、明智光秀の謀反により、信長は本能寺に横死する。

六月二七日には、信長の遺領配分と後継者を決める清洲会議が開かれた。この場をはずされていた信長の三男信孝は、羽柴秀吉から徐々に距離を置くようになる。そして織田家が秀吉に簒奪されないように考えたのか、清洲会議の前からお市に柴田勝家との再婚を説得する。その結果この年、お市と娘の茶々・初・江三姉妹は越前北ノ庄城に移った。

しかし翌年四月二一日、勝家は秀吉と賤ヶ岳（長浜市）で戦い北ノ庄城に敗走する。同二四日、お市は勝家とともに自害するが、その前に娘たち三姉妹を秀吉に預けた。

さて、小谷落城からの九年間、お市は三人の娘たちに何を語って成長させてきたのであろうか。このことを証すために、三姉妹と孫の東福門院・曾孫の明正天皇の長政に対する追善事績の一片を追ってみる。

（三）三姉妹と東福門院・明正天皇の事績

先ずは長女の茶々。

天正一三年（一五八五）は、祖父久政、祖母壽松、父長政および兄萬福丸の一三回忌日、そして母お市の三回忌日にあたる。四月、五人の冥福を祈るため高野山十輪院に布施を納めた。

同一七年（一五八九）一二月、長政らの一七回忌日およびお市の七回忌日にその冥福を修し、父母の肖像画を高野山持明院に送り影供の用に供した。

文禄三年（一五九四）五月、亡父の菩提を弔うため古法住寺（京都市東山区）の境内に菩提寺を建立し、長政の諡号をもって養源院と名づけた。

翌四年には、秀吉が寺領三百石を寄附し、浅井石見守亮親の二子成伯を養源院の開祖とした。慶長二年（一五九七）、後陽成天皇は成伯に紫衣を下賜された。

次に二女の初。

江戸の東禅寺で長政の法要を営んだ。

寛永七年（一六三〇）には、自らの心の拠として、また、夫京極高次の菩提を弔い、さらに父母の供養のため、常高寺（小浜市）を建立し、槐堂和尚との知遇を得て開山として迎えた。

そして三女の江と東福門院・明正天皇。

元和七年（一六二一）、江は焼失した養源院を再建した。

寛永九年（一六三二）、東福門院（後水尾天皇に入輿した江の娘、長政の孫）は、「養源院にある亡祖父長政の御影は無位無官で、烏帽子姿は見苦しい」と感じ、後水尾上皇に贈官を奏請する。公卿僉議のうえ、同年九月一五日、正明天皇（後水尾上皇・東福門院の娘、江の孫、長政の曾孫）は、長政に正二位中納言を贈官された。

寛文一二年（一六七二）九月一日、浅井家の菩提寺徳勝寺（長浜市）において、長政の百回忌法要が執り行われた。東福門院は同年春、長政の御位牌を再興するとともに、白銀五〇枚を徳勝寺に下賜され、同寺ではこれをもって堂宇の造営にあてた。

では、長政・お市の子たちや孫・曾孫が、長政に対するこのような敬慕の萌芽・事績は、どうして生まれたのだろう。

（四）お市のこころと義昭の知覚

小谷落城のとき、長女の茶々は数え年五歳、次女の初は一つ年下で四歳、三女の江は生まれたばかりであった。したがって彼女ら三人は、長じて父の容姿を覚えているはずがない。お市は、

小谷落城から北ノ庄城に殉死するまでの間、「あなたたちの御父上は、斯く斯く然々、ご立派なお方だった」と、将としての父を、あるいは子たちを慈しむ父を、ずっと三姉妹に言い聞かせてきたにちがいない。

このお市のこころはまた、長政との相愛を証すものであり、彼女らの事績は、長政を敬慕する気持ちが為したものといえよう。このようにお市たちの事績の一端をみても、「小豆の袋」が、紛れなく「物語」であることが理解できる。

永禄一一年（一五六八）七月、浅井氏館を訪れた義昭は、「お市は長政に寄り添いつつ、思慮分別を有し、信頼するに足る人物である」と確信したに相違ない。

（五）頼れる長政

義昭が秘事を長政に明かした理由は史料に欠けるが、近江国の情勢についても考慮に入れていたであろうことに疑う余地はない。

越前・若狭国に隣接する北近江では、亮政が台頭して以来、浅井氏と六角氏が覇を競ってきた。永禄六年（一五六三）に至って六角氏は、すでに記した「観音寺騒動」という予期せぬ事態を惹起し勢力は衰微の一途を辿った。加えて、義昭の上洛にあたっては、その供奉を拒否して

信長・長政等の連合軍に攻められ落城の憂き目に遭う。信長との「セリアヰ」により腹を据えかねた義昭は、この経緯から六角氏に秘事を託すことはできない。

ひるがえって、永禄一二年（一五六九）の長政は、第三章四「長政の江南攻略」、五「長政の菅浦惣村への浸潤」、六「長政の湖西攻略」に述べたとおり、勢力を拡大して絶頂期にある。そして、将軍義昭に対する態度は忠恕・律儀そのものである。義昭にとって、近江国でまことの信を置くことのできるのは長政なのである。いわば「頼れる長政」であったからこそ秘事を明かし、自ら考えた策を長政に託せば失敗することはあるまいと確信したのであろう。

では次に、「信長を討つ決断」に至る長政の千慮と決断を検討する。

四．長政の千慮と決断

義昭の使者が携えた史料ｂの御内書と使者が述べたであろう委細に対して、長政は日時（とき）を移さず判断し決断している。そのとき長政と側近たちはどのように思いを巡らせたのであろうか。

まずは、義昭の使者が語った「義昭と信長のセリアヰ模様」、「信長の越前出兵計画」、「意に反する者は天下布武を以って『我がもの』にする信長」に加え、「北近江も油断なきように」と

の示唆、それらは昨年七月、義昭が浅井館を訪ねた義昭に対する恩義と相互に結んだ信頼関係の紐帯を覚醒させる。

それはまさに「この機会に信長を討つべし」との主命であると受け止めた。主命は絶対である。それに応えて、朝倉氏と手を結び信長を挟撃すれば勝利の可能性がある。

またそのことは『史記』の記す、「天の与える機会であり、それを取らざればかえってその咎めを受ける」とも考えたであろう。

さらには孟子の言葉、「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」が浮かぶ。上様・家臣・民との律儀、これらは先代・先々代に学び受け継いできたことである。家臣たちも異を唱えることはあるまい。

しかし『書経』にも聴く。「天のなせる孽はなお避くべし、自らなせる孽はのがるべからず」と。いや、「これが、孽であろうか。意に反する者は天下布武を以って『我がもの』にする信長である。ましてや『将軍を虚仮にする信長を討て』との主命に背くことは、人の道・武士の道にあるまじきこと、孽であろうはずがない」とも反芻する。

黒田惟信氏は、長政の性格を「一言以て之を蔽へば（ひとことで長政の性格を言い尽くせば）、則ち忠恕（まごころと思いやり）の二字、能く之を盡すに足るべき歟」と評される（『郡志二』）。

次に想起するのは、永禄一〇年（一五六七）九月一五日、長政がお市との結婚を決意して、市橋伝左衛門尉に執り成しを依頼したこと。このときまで長政の胸中に去来したのは、信長の性格と事跡、美濃を制した信長の次の一手・策略、対するわが身・わが勢・わが領地領民である。

意を決して織田家との縁を結んだものの、信長の弟信行の殺害や、北伊勢・南伊勢乗っ取りなどを思うと、いつ、いかなる時に、いかなる様に豹変するか分からない信長に、長政は不安と恐怖を抱いていたにちがいない。そして、これまでの信長の所行の一斑を見て、全豹（ぜんぴょう）を知るに至ったと思われる。

信長の所行の一斑は、すでに第二章三「謀略による家中の争いと西進」、四「信長の天下布武」、五「伊勢の攻略」、六「小谷落城後の残虐行為」に記した。

これらのことから、信長の嗜虐的性格に加え、姻戚であっても意に介さぬ野獣的性格の一面から長政の杞憂が証される。

このような不安と恐怖は、「天下布武」に凝縮される。池上裕子氏が指摘されるように、信長が、「武力で天下（畿内）を平定し、義昭を将軍として天下静謐の状態を保持し、他方でみずからの分国を拡大していく」とすれば、近江もまた伊勢と同様に乗っ取られる可能性を危惧しなければならない。加えて、「信長の支配は、一門・譜代以外の武士に安心・安定の居場所を与えず」

と解される部分、長政はここを感じ取っていたに相違ない。

長政には、いつまでも葛藤する余地はなかった。浅井館を訪れた義昭への恩義に応え、互いに結んだ紐帯と主命は身を以て遵守する。そしていつかは近江を乗っ取られるかも知れないという不安を、払拭せねばならないと決断する。ここに「長政が信長に反旗を翻した理由」が凝縮される。

「断じて敢行すれば鬼神も之を避く」と眦を決し、家臣たちと協議して、すぐさま義昭へ「信長打倒」の奉答書をしたためた。長政の趣は法光坊に託して裁可を仰ぐこととした。

奉答書の日付は一三日であるが、早馬を継いだとしても義昭の手に届いたのは翌日であったかも知れない

長政の奉答による義昭の判断と行動は、すでに記したとおり長政の趣を直ちに了承し、一六日再び信長と対話するが、両者の間を裂く「セリアヰ」となった。

五．義昭陰謀の傍証

義昭の陰謀を直接伝える史料は見当たらないが、これまで関連史資料とその背景により論じ

てきた。次にこの義昭の陰謀を裏付ける傍証を観ることにしたい。

（一）身の危険を感じた義昭

信長は、元亀元年（一五七〇）四月二五日、天筒山城を、翌日には金ケ崎城・疋壇城を攻めた。そして、木ノ芽峠を越え、越前一乗谷に向かおうとしたことは、すでに記した。

そのとき、長政が追撃してくるとの報せが入る。信長は、「虚説たるべき」と述べたが、方々より事実の注進があって、「是非に及ばず」と吐き捨てる。木下藤吉郎、明智光秀、池田勝正を殿とし、湖西の朽木を経て四月晦日、京都に辿り着いた。

ここに至って、同年五月一日付『二條宴乗記』に奇妙な事実が記されている。それは「公方様以外と御用じんなされ、御城つゝまれ候ハん由、上下の京蔵八木（米）半分づゝ御城へ入れらるべき由」というのである。

では何故、「御用じんなされ、御城つゝまれ」るのであろうか。奥野高広氏は、「将軍義昭は用心して、幕府の防備をかため、兵糧米を城中に運びこませたりした」と記される（『足利義昭』）が、何を用心されたのかは明記されていない。

桑田忠親氏は、姉川合戦のあとのことを、「信長が姉川で大勝したのを知ると、京都二条城に

いた足利義昭は、身の危険を感じ、三好三人衆や石山本願寺に檄を飛ばせ、救軍を求めた」と解しておられる（『戦国武将の手紙』）。

義昭には、「もしや長政に秘密情報を洩らし教唆煽動したことが露見して、信長が攻めてくるのではないか」との危惧があった。だからそのための「御用じん」であり、「幕府の防備をかためた」にちがいない。

（二）姉川合戦御動座の中止

思いがけずも義弟長政に追撃された信長は、怒髪天を衝き浅井氏攻めを計画する。元亀元年五月二五日、美濃の遠藤新右衛門・同新六郎に書状を以て、「江州北郡に至って相働くべく候、来月二四日以前におのおの岐阜まで打ち寄すべく候、今度の義、天下の為、信長の爲、旁々もって此の時に候、人数のことは老若を撰ばず出陣においては、祝着たるべく候」と参戦を指示する（『武藤文書』）。

さらに六月六日には若狭の武田彦五郎に、「来る二八日江州江北に至り行に及ぶべく候、それに就きて高嶋郡に御動座たるべきの旨に候、此時に候条、参陣を遂げられ御馳走簡（肝）要に候」と命じている（『尊経閣文庫』）。この朱印状の注目点は、「それに就きて高嶋郡に御動座たる

べきの旨に候」と記されて、義昭もこの戦いに向け高島郡に動座するということである。

その義昭は六月一七日、佐々木下野守に対し「今度其表に至り進発せしめ候（中略）其覚悟たるべき事肝要也」（『細川家記所収文書』）と軍忠を促し、さらに細川藤孝も、「淺井御退治として、其國に至り、御動座成され候。已前の御奉公の筋目に、忠節抽んでらるべき」（『細川家記所収文書』）と書状を添えている。

しかし、義昭は近江高島郡へ動座していない。また御内書の宛先である佐々木下野守は具体的に誰なのか判然としないが、「其表に至り」と記すことから、京極氏の一族なのかも知れない。だが、京極氏はこの合戦に参戦していない。それにしても義昭はなぜ動座しなかったのであろうか。

『言継卿記』六月一九日条には、「明日武家江州へ御動座延引云々、摂州池田内破云々、其外尚別心之衆出来之由風聞、又阿州讃州之衆三好三人衆、明日出張すべきの由注進共之有云々」と記す。要約すれば「将軍義昭の御動座は延期された。それは池田家の内紛によるらしいが、そのほかにも異心の衆もあるとか、また三好三人衆が明日にも出兵するなどの情報もある」という。

しかし、池田家の内紛が、義昭の動座を延期させるほど影響があるのだろうか。

佐藤圭氏は、「当初足利義昭が近江の高島郡方面へ動座してはさみ撃ちにする計画でしたが、摂津の三好勢の動きからそれは中止となり、浅井・朝倉両氏と信長・家康両軍の戦いになりました」との見解を示される（『朝倉氏と織田信長』）。摂津の三好勢の動きから、義昭は小谷城攻めを中止したといわれるが、義昭の軍事的指揮力、戦闘力等から、三好勢の攻撃を阻止できるのだろうか。

やや遡るが、永禄一二年（一五六九）正月、三好三人衆らが義昭を京の本圀寺（ほんこくじ）に囲んだとき、三好義継、和田惟政らが赴き難を凌いだという。この事実からも、義昭が三好三人衆に睨みを利かす威勢があったとは考え難い。

佐藤氏の見解に対し、奥野高広氏は、「長政や将軍側近の運動が奏功したのであろう」と解される（『信長文書』）。

それにしても、将軍の側近が、なぜ御動座を諫（いさ）めたのか、理由が明らかにされていない。その行間には、「義昭は、自ら長政をそそのかした自責の念と信長への面子に、抜き差しならぬ立場に追いやられたのであろう」との推測が略されているのではなかろうか。

信長は六月一九日、岐阜城を出立するが、戦備は万全を尽くし、右のように美濃の遠藤氏や若狭の武田氏に参陣を求めた。察するに義昭に対しては、嫌味を滲ませ動座を促していたと思

われる。すでに長政が反旗をひるがえしてから時をおかず、「義昭の陰謀」を察知していたにちがいない。

（三）「志賀の陣」の和睦

永禄の年号は一三年（一五七〇）四月二二日で幕を閉じ、翌二三日から「元亀」が始まる。元年九月から一二月にかけて、反信長包囲網と信長軍との戦いが大坂・京都・志賀において展開された。いわゆる「志賀の陣」、その模様を史資料から抜粋概観して、両者和睦後の関連史料により信長の意中をさぐってみることにしよう。

元亀元年七月二一日、三好三人衆が摂津国で蜂起した。これに対して信長は八月二五日、大坂方面に出陣する。この信長の行動に本願寺の顕如は、三好三人衆に味方し諸国の末寺・門徒へ挙兵を命じた（『尋憲記』）。

さらに九月一〇日には浅井久政・長政父子に「今度種々懇情の段、祝着是非に能わず候、弥以って油断なく入魂あるべきこと肝要に候」と書状を送り、親密に連携して行くべきだと述べている（『顕如上人御書札案留』）。

二〇日には、「（長政と義景は）、働相き大津の馬場・松本を放火し、二一日、逢坂を越え醍

醐・山科を焼き払い、既に京近々」まで進入した（『信長公記』）。

同日、「森三左衛門志賀の要害取出（砦、大津市宇佐山城）、坂本（大津市下阪本）を相抱える由に候間、拙者先勢として九月廿日、彼の口責め崩し、森三左衛門・信長の舎弟織田九郎信治を始め、数多討ち取り、即日落居候」、つまり、信長の舎弟・重臣を討ち取ったと山崎吉家の書状は綴る（『歴代古案所収文書』）。

二二日、長政は六角承禎の老臣三上越後守恒安入道栖雲軒士忠に書状を送り、「片時も早々御渡海なされ尤もに存じ候、これらの趣宜しくお執り成しにあずかるべく候」と、承禎の出兵を促す（『護国寺文書』）。

二三日、信長は京都に引きあげ、翌日には坂本に出陣し、「越前衆に向かって御働き。旗かしらを見申し、下坂本に陣取りこれある越北衆、癈軍（敗軍）の為躰にて叡山へ逃上り、はちが峯・あほ山（青山）・つほ笠山（壺笠山）に陣取」ったという（『信長公記』）。

しかし、長政・越前朝倉景健の主力は二四日、京に打ち入ろうと比叡山青山・将軍山に陣して、相図の狼煙を揚げ三好三人衆に報じている。たまたま信長が野田・福島の兵を収めて坂本に至ったとき、山下に留まる浅井・朝倉の小部隊と衝突した。多勢に無勢の浅井・朝倉の兵は山上に逃れた。『信長公記』はこの状況を記すが、その真を伝えていない。長政らはすでに

山上に登り予定の行動をとってる。このことは、山崎吉家が、「然れば三人衆兼（堅）約の旨に任せ、同廿四日、京表へ相越し、青山将軍山に於いて此の方相図の煙揚の事、信長南方衆引き払い、志賀へ打ち出しに付而、南方衆青山・局笠山・叡山、上坂本も同じく持ち続け、異儀なく相蹈り候」と記していることから証される（歴代古案所所収文書）。

同日、「（信長は）山門の僧衆十人ばかり召し寄せられ、今度信長公の御身方忠節申すに付いては、御分国中にこれある山門領、元のごとく還し附けらるべきの旨、御金打（約束をたがえない証拠に刀の刃か鍔などを打ちあわすこと）候て仰せ聞かせらる。併ながら出家の道理にて、一途の贔屓なり難きにおいては、見除（みのがし）仕り候へ、（中略）もし此両条違背に付いては、中根本堂・山王廿一社をはじめ奉り、焼き払わるべきの旨上意候キ。然りといえども、重ねて山門の僧衆兎角を申し上げず」（『信長公記』）。簡約すれば、「信長に従って忠節を尽くすなら山門領を返還する。また一方にのみ贔屓することができないというなら、いずれにも加担せず見のがしてほしい」と提案した。さらに、「もしこの二つの提案に従わないならば、延暦寺本堂・山王二一社をはじめことごとく焼き払うと警告した。しかし山門の僧たちは、兎角の返事をしなかった」という。

二五日、信長は叡山の麓をいっせいに取り巻く（『信長公記』）。

一〇月二〇日、信長は朝倉方に「一戦を以って相果さるべく候」と申し入れるが、返答は得られなかった。太田牛一は、「結句朝倉筋力を抛って（抵抗をやめて）無事を扱ひ候といへども、是非共、御一戦の上にて御鬱憤を散らさるべきの旨にて御許容これなし」とも記す。が、奥野高広・岩沢愿彦両氏はこれは疑問と指摘される（『信長公記』）。

同日、浅井・朝倉両軍は比叡山を下りて、洛北の一乗寺・修学院・松ヶ崎あたりを放火する（『言継卿記』）。

二二日、三好三人衆等は大坂より高屋城（羽曳野市）・烏帽子形城（河内長野市）へ取りかかり、畠山尾張守の兵一八〇人ばかり討ち取った。また若狭の武田五郎信景、武藤上野介・粟屋右京亮らは、義景に応じて山縣孫三郎の加羅加羅城（小浜市）を攻め落とした（『言継卿記』）。

一一月一二日、「廿一日、大津やく由也、曖の様、あざい信長へ詫言申し候え共、同心なきにより不調の由也」、長政が信長に和議を申し入れたと尋憲は記す（『尋憲記』）。

二一日、伊勢長島の一向一揆が尾張小木江城（愛西市）を攻撃し、信長の実弟信興を自裁させる。『信長公記』も「織田彦七御腹めされ、是非なき題目（事柄）なり」と記している。

しかし同日（『信長公記』は二二日と記す）、『言継卿記』は、「江州六角と織田弾正忠和睦云々」と記し、六角氏と信長が和睦したという。

このような状況において両軍に和睦の気運が生じた。二八日、将軍義昭と関白二条晴良が京都から三井寺に赴き、信長と義景・長政に対して講和すべき旨を伝えた（『公卿補任』）。

義昭は、将軍として大名間の争いを調停する権力を発動するという。しかし、和議を勧める御内書は見当たらない。その理由は、北畠中納言にあてた御内書が、信長との「セリアヰ」の一因であり、信長の「五箇条の条書」第一条にも抵触するため、御内書を発しなかったのであろう。況んや信長に対しては勿論のことである。

かつて、義昭は越前に逃れて義景に庇護された。前第四章二「義昭、岐阜へ出向」に記したとおり、一昨年三月、義秋（義昭）は近習と共に義景が催す歌会に招かれ、四月には義秋の元服儀式に際し、晴良が京から加冠役として下向した。また晴良の二男義演は，義昭の猶子となって醍醐寺三宝院門跡となっている。このようなことから、「三井寺に至り大樹御同道有るべき」（『尋憲記』）と義昭は晴良に協力を依頼したと推測される。

一二月一三日付『尋憲記』には次のとおり記されている（『大日本史料第十編之五』）。

一　略

一　朝倉と信長と和談、二條殿御　曖　候の由に候也、

一　數度御曖仰せられ、則ち中務將軍へ内證を以って（内々に）尋ねられ候へば、如何様とも御曖なされ候へ、似合いの御儀に候、如何様に候とも、任せらるべく参り候由仰せらるる通りに候、

一　達って仰せられ、去月下旬の末へ、三井寺お越し成されて、萬一同心なく候ば、高野の御すまいと仰せられ候へば、然らば御意應ずべき由、朝倉も信長も申し候て、相調い候由に候也、

一　略

一　略

一　いづれの御曖も、悉く二條殿御調いにて候、事の外御覚え是非無き由申し候也、（以下略）

右の記録を見れば、義昭は、「如何様共御曖なされ」と応えるのみに対し晴良は、「萬一同心なく候ば、高野の御すまい（高野山へ退隠する）」と告げ、義景も信長も晴良の覚悟のほどを感じて和談に応じたこと、そして「二條殿御曖候の由」「悉く二條殿御調いにて」と記し、実際に調停に奔走したのは晴良であると述べていることが注目される。

将軍義昭は、室町幕府の首長であり武家の棟梁である。したがって将軍の権力をもって、自

ら仲裁の指揮を執るべきではなかろうか。しかし空々しく「如何様共御曖なされ」と言い、「悉く二條殿御調いにて候」である。この行間には、自らの陰謀を長政に実行させたにもかかわらず、素知らぬ顔をする義昭の責任逃れが透けて見える。

さて信長は、講和にあたり次の朱印状を発したという。宛先を欠いているが奥野高広氏は、「浅井久政・長政父子か、長政にあてたものである」といわれる（『日本歴史』五二四号）。

史料Ⅰ

勅宣によって今度此の如く和談せしむるの上は、向後一亀二雁（鷹）の心得、相互に存ずべく候也、

一、浮説に就きて、不慮の仕合、これ有るに於ては、隔心の儀なく、誓紙の上、御相談を遂ぐべき事、

一、江州・濃州境目番手の儀、相互に有るべからず候、若し旗頭中に逆心の族これ有るに於ては、両国の勢を以って退治すべき乎、その時に随うべく候事、

一、朝家の御事、是れ、神国の要に候乎、然る上は、別して御馳走申すべき儀勿論の条、紙面の沙汰に及ばず候事、

一、公方家御政道、御越度の儀有るに於ては、相互に御相談を遂げ、道理の旨に任せて、天下万民のために然るべき様に相計らうべく候事、

一、公家・門跡方政道の儀、貴国より御沙汰の条、相違これあるまじき事、

元亀元年十一月廿八日　　（朱印）

簡約すれば、①勅命で和談する上は、互いに信頼しよう。②根拠のない説により不慮のことがあれば、疑心をもたず誓紙を交換して相談する。③江州と濃州の国境の守備兵は、互いに置かず、もし旗頭のなかに逆心の者があれば、両国の軍勢で退治するか、その時の状況により対処しよう。④朝廷のことは、神国の要であり忠節を尽くすべきは勿論のことで、誓紙にしたためるまでもない。⑤公方家の政治に落ち度があれば互いに相談し、道理に従い天下万民のため解決策を講ずる。⑥公家衆や門跡衆の政治につき、貴国から沙汰することは、相違のないことである。

小誌の主題からこれをみると、第四条の「公方家御政道、御越度の儀有るに於ては」と記される点が気にかかる。この文言を裏返せば、「公方家の政治に落ち度があった」から、このような条文を入れたのだと推測できる。

本状は信長から長政への提案で両者間の約束事が記されるべきものであるが、ここにあえて戦いを終結させるための仲介者である義昭の「政治に落ち度が云々」という文言のあることは、不自然でもあり意味ありげに思われる。

前年一〇月一一日および同一六日、義昭と信長の「セリアヰ」については、信長の和解条件である「五箇条の条書」を義昭が承認したことによって清算されている。わざわざ第四条に明記する理由は、「セリアヰ」と「五箇条の条書」の埋火（うずみび）か、それとも他に義昭に落ち度があったかであろう。

しかし、「セリアヰ」は清算済みであるから、信長が指摘する義昭の落ち度はその他に因があるといえよう。したがって、すでに述べた「身の危険を感じた義昭」・「姉川合戦御動座の中止」の傍証とあわせて考えれば、長政をして背後から信長を襲わせたことが「その他の因」であり、信長はそのことを「見抜いて長政に迫った」のではあるまいか。

一二月二日、晴良の名代が義景を訪れ交渉にあたったが、しばらくは和睦に至らなかった。このとき和睦条件の一つとして、「北郡浅井の知行は三分の一ほど、三分の二は信長が知行する」と提示している（『尋憲記』）。これに対し浅井・朝倉方は了承したようである。

延暦寺は、山門領の返還の言質にこだわったのか提案に同意しなかった。このため晴良は、

綸旨、御内書、御下知、信長誓紙を調えて提示したが、「然るところ御請け遅々」であったという。しかし、十日ごろから和睦が調いはじめ、一四日には双方陣払いしたという（『尋憲記』）。

晴良が延暦寺に示した綸旨（蔵人が天皇の命令を受けて出す公文書）は、次のとおりである。

史料Ⅱ（『伏見宮御記録』）

今度義景・信長防戦の儀に就きて、公武の筹策（仲裁）に任せて、和与（和解）の由、尤も神妙也、殊に山門の領、先規の如く相違あるべからざるの段、併ながら仏法・宝祚平安の基、何事か之に如哉、其旨を存ずべきの由、天気によって件の如し、

庚午（元亀元年）

十二月九日　　右中辨（烏丸光宣）判

山門衆徒中

ここには「公武（晴良と義昭）の仲裁に任せて」と記され、関白晴良と将軍義昭が和睦仲介者として務めていることが認められている。

山門（比叡山延暦寺）の領知については、先規のとおりであることを伝えているが、これは

信長が奪った領地のことを指しているのであろう。すでに記したように『信長公記巻三』には、「今度御身方忠節申すに付いては、御分国中にこれある山門領、元のごとく還し附けらるべき旨、御金打候て仰せ聞かせらる」と記すように、これと関係する領地のことに相違あるまい。

これに対し信長は、山門領の返還について、義昭の側近曽我助乗・一色藤長に宛て、承諾する旨次のとおり伝えている。

史料Ⅲ（『伏見宮御記録』）

山門の儀、今度無事の条、種々書き載せ付けて、仰せ出さるるの通り、存知仕り候、自今已後、公儀に帯（対）し奉り、疎略なきの旨に於ては、信長別儀を存ずべからず候、八幡御照覧あるべく候、偽りを申すに非ず、此の旨仰せ聞かせられ候べき旨、御披露あるべく候、恐々謹言、

十二月十二日　　信長在判

一色式部少輔殿

曽我兵庫助（頭）殿

山門のことについて、今度不問にするよう種々書き付けて仰せ出られるとおり承知するという。また、今後、山門が公儀（義昭）を疎略にしないとのことに、異議はないとも記す。これは前記史料Ⅱの「公武の筭策に任せて和与の由」を差してのことと思われる。そして「（公武とせず）公儀に対して疎略なきの旨」と記すのは、義昭の側近一色と曽我に宛てているからであろうか。

次に和議受諾に際して、信長が義景に提出した起請文を示す。

史料Ⅳ（『後撰芸葉』、桐野作人著『織田信長』）

元亀元年十二月、坂本において、義景・織田入魂の聯盟

霊社起請文前書の事

一、山門の儀、同寺務等佐々木定頼の時の如くたるべき事、

一、浅井備前守に対し非分の儀一際（切）これあるべからず候、それに就き卒尓の事相定むる上は、聊かも相違あるべからず候様、横山・肥田十日内に破城あるべし、并に佐和山表の陣取も同前これ引き払うべき事、

一、江州中、義景・長政・味方軍、身上・領知相違あるべからざる事、

一、小坂に対し遺恨あるべからざる事、
一、義景に対し自今已後、深重に申し談ずべき事、
右、上意のため申し談ずる上は、条々の表裡・抜公事毛頭これあるべからず候、万一相違においては、霊社起請文御罰深厚罷り蒙るべきもの也、仍て前書件の如し、
元亀元庚午十二月　　信長
朝倉左衛門督殿

この起請文は和睦の条件が記されている。①比叡山延暦寺の事務は佐々木定頼の時と同様とする。②浅井備前守に対し非分のことは一切しない。横山・肥田城は十日内に破城するし、佐和山城も陣払いする。③江州中の財産・領地は従来のとおりとする。④本願寺に対する遺恨はない。⑤今後、義景と何度も話合う。⑥最後に上意のため申しあげる上は嘘偽りはないと胸を張る。

桐野作人氏は、「（この誓書は）義景と信長の間の和睦であるにもかかわらず、延暦寺、浅井、大坂本願寺についての条項が含まれていること（中略）は元亀争乱での反信長陣営の領袖が義景であったことを示している。義景は他の同盟者たちの安全保障も含めて、包括的な和睦条件

を信長から獲得する必要があった」とされる（『織田信長』）。

しかし後記史料Ⅵの信長書状には、「越前の朝倉義景は、城裏にありて（浅井に）加担せしむるの条」と記す。さらに一例を挙げれば、元亀三年（一五七二）一二月、義景は急遽小谷城から一乗谷へ帰城してしまう。これを知った武田信玄は、「途轍失い候」（『武家事紀古案』）、「驚き入り候、（中略）唯（労兵を）寛宥せしめての御帰りは、労して効なし歟」（『伊能文書』）と厳しく非難している。

このようなことから、反信長包囲網の領袖が義景であったとは言い難く、むしろ実質的領袖は不在であったのではなかろうか。この「領袖不在」が反信長包囲網組織の大きな弱点であったと思われる。義景の領袖は、「志賀の陣」終結にあたってのものにすぎなかったのであろう。

起請文第二条には、「浅井備前守に対し非分の儀一切これあるべからず候」と記すが、あくまで和議のための起請文であるから、「かりそめの言質」に過ぎない。

結びに、「上意のため申し談ずる上は」とあるように、この和睦に義昭が関わっていたことを仄めかしている。しかし、一二月一三日付『尋憲記』が記すように、「いづれの御曖も、悉く二條殿御調いにて候」とあれば、あくまで「上意のため申しあげる上は嘘偽りはない」と言うのみであろう。

この信長の誓書に対して、義景が信長に次のとおり起請文を出している。

史料Ⅴ（『信長文書』）

朝倉誓帋写之　趣

霊社起請文前書の事、

一、今度上意を加えられ、深重に申し談じ候条、誓印の条数、違変なきに於ては、別心疎略あるべからざるの事、

一、公方様に対し奉り、疎略有るべからざる事、

一、此方に対し、敵心の者に、其方通ぜず候はゞ、互に其覚悟をなすべきの事、

右の条々偽り申すに於ては、霊社の起請文の御罰罷り蒙るべきもの也、仍って起請文の前書件の如し、

元亀元年十二月十三日　　義景

織田弾正忠殿

ここでは第三条に、「将軍義昭に対して疎略があってはならない」と確約させているのが目立

つ。

さて、これら五通の書状等を通覧してみると、信長の義昭に関する文言は、史料Ⅰでは、「公方家御政道、御越度の儀有るに於ては」として、暗に義昭の政道に落ち度があることを仄めかし、史料Ⅲでは、「公儀に対し奉り、疎略なきの旨に於ては、信長別儀を存ずべからず候」と、山門が義昭を疎かにしないことに異議のない旨を述べ、史料Ⅳでは、「上意のため申し談ずる上は、条々の表裡・抜公事毛頭これあるべからず候」と、義昭の意見によって話合うからには、嘘偽りはないとし、史料Ⅴでは義景が、「公方様に対し奉り、疎略有るべからざる事」と釘を刺している。

穿った見方をすれば、これらの記述は、調停者としての義昭を表敬している様子が窺えるが、とりわけ史料Ⅰ第四条「公方家御政道、御越度の儀有るに於ては」の異質な表現が気にかかる。加えて、実際に周旋に奔走したのは晴良であるといわれるにもかかわらず、なぜか公方・公儀・上意の表現が目立つ。

第一章七「足利義昭陰謀説」でも一部記したが、池内昭一氏が、「（「志賀の陣」に於いて浅井・朝倉軍は）雪のこないうちに軍を越前に退きたいと考えて、将軍義昭に嘆願して、信長軍との和解の斡旋を請うた。義昭も信長に対して、和睦をすすめたが、信長は同意せず、対陣を続け

たが、その一方で信長は義昭に働きかけて、朝廷から講和勧告の綸旨を出させるよう求めた。義昭は、自分が浅井・朝倉をそそのかして信長に敵対させていることにはとぼけて知らぬ顔をし、信長も義昭の策動を知りながら、そ知らぬ顔をして、義昭を責めようとはしなかったので、義昭はほっとした」（『織田信長事典』）と断じられる。文中の後段は、右史料の義昭に関する条々の行間を埋めるに相応しい主張であろう。

（四）毛利輝元・小早川隆景に宛てた信長書状

小谷落城から数日後のことである。信長は毛利輝元等からの書状に対し、東国辺りの状況について「大形の有る姿を」伝えている。少々長文になるがその全文を次に示し、この書状から信長の義昭・長政に対する真意を窺ってみよう。

史料Ⅵ（信長文書）

一書の趣永々敷候へ共、東国辺の躰、其方へ相聞えざるの由に候条、大形の有る姿を申し展べ候、

別紙（毛利輝元等の書状）の趣披閲せしめ候、京都の躰、先書に申し旧り候、公儀真木嶋江

御移り候、御逗留は不実の由に申候キ、時宜に於て相違なくんば、其隠れあるべからざるの条、重説に能わず候、仍って江州北郡の浅井、近年信長に対し、不儀を構え候、即時退治すべきの処、天下の儀に取り紛れて日を送り候、殊に越前の朝倉義景は、城裏（京都の背後）にありて荷担（加勢）せしむるの条、何かと此節に至って遅々候、余りに際限なく候間、去月十日行に及び、彼の大嵩乗り執り候刻、後詰として義景江越の境目迄出張し、陣を備え候、幸の儀と相覚え、同十三日夜半に切り懸け一戦を遂げ、手前に於て朝倉の同名親類を初め、随一の者共の首三千余を討ち捕り、切捨は数を知らず候、然る間越前へ乱入せしめ、府中ニ馬を立て候、一乗の谷に押し寄するの処、朝倉退散候条、谷中一宇を残さず放火候、左候の処、彼国の傍に義景楯篭の由に候間、人数を遣して取り巻き、義景に腹を切らせ候、首京都江差し上らせ候、残党共は太略召し出し、一国平均の条、開陣候、郡代を残し置き、同廿六日江北に至って打ち帰り候、則ち廿七日夜中に浅井の構へ取り懸け、翌日廿八日責め崩し、浅井親子の首を切り候、是れ又洛中・洛外の者の見物の爲めに上らせ遣し候、近年の儀、彼等の所行を以って、甲州の武田・越前の朝倉の類を敵となし候、公儀御造意（謀略）も此の故に候、一方ならざる遺恨深重の処、悉く以って討ち果すの条、大慶賢慮に過ぎ候、此の如きの間、加賀・能登は信長の分国として申し付け候、越後の上杉輝虎は多年知音の間、別条

なく候、北国の儀、皆以って下知に任せ候、甲州の信玄病死候、其跡の躰は相続き難く候、駿州の今川数年信玄に追い出され候て、北条を相頼み、豆州に蟄居、此節此方江走り入らるゝの条、黙止難く許容せしめ候、駿州出張の儀馳走候、本意幾程も有るべからず候、近日上洛たるべきの条、南方辺りの事、承り合すべく候、拙子に於ては御心易かるべく候、次に日乗（朝山）の　承り候趣、其心をえ候、彼の口上に有るべく候、猶追々申し述ぶべく候、恐々謹言、

元亀四　　信長

九月七日

毛利右馬頭殿

小早川左衛門佐殿

進らせ候

義昭は七月三日、山城槙島城に兵を挙げ信長に対抗した。しかし同一八日、信長軍に追われ若江城に移る。それからも義昭は、毛利輝元・小早川隆景・吉川元春に援助を求めるなどして再起をはかろうとする。義昭の依頼を受けた毛利氏は苦しい立場に置かれる。義昭の意を受け

入れれば信長との衝突は避けられない。このため義昭と信長の間を調停し、義昭を再び京都へ帰らせる方針を固める。このことを秀吉から信長にそれとなく話をし諫めてもらう。信長はこれに同意する。このことが右書状の背景にある。

しかし信長の脳裡には、そのことよりも浅井・朝倉との戦いの残像が色濃く残っていたのであろう。

この書状は、①将軍義昭が槙島に移ったが、逗留はしていないことを述べ、②長政が不儀を構えたので浅井・朝倉を滅亡させたことを綴り、③加賀・能登、越後、甲州、駿府の状況を伝えるという構文から成っている。

この①から②への接続詞「仍って」以下について補足する。

「仍って」とは、前の事柄が原因・理由になって、後の事柄が起こることを示す言葉である（『日本国語大辞典』）。この書状に当てはめれば、「将軍義昭が槙島に移ったが、逗留はしていない」そのため、「浅井長政が、近年信長に対して不儀を構えた」ということになる。しかし、このような文理解釈では歴史の流れとも異なり文意が理解できない。

では、これをどのように解釈するのか。②の全文に第五章二「義昭の陰謀と長政の趣」を重ね、さらに後段に記す「公儀御造意も此の故に候」の表現に視点をあてて玩味すれば、「①に至る原

因は、そもそも『公儀御造意』があったため、②の事柄が生じた」と判読できる。

後述するように、信長はそのことをあからさまに著さず、「仍って」の前に「公儀御造意」の文言を意識的に略している。したがって、②の冒頭は、「（公儀御造意に）仍って、江州北郡の浅井、近年信長に対し、不儀を構え候」と論理的に訓める。

それに連なる文は、信長のただならぬ瞋怒、つまり「遺恨深重」が、時空を超え元亀元年（一五七〇）四月にまで遡っていることを窺わせ、浅井・朝倉を破滅に追いやったことを細々と記している。

『信長公記巻六』は、義昭の信長への反旗を「去程に、公方様内々御謀叛思食立の由其隠れなく候」と記し、奥野高広・岩沢愿彦両氏はこの表現に「将軍義昭は秘かに本願寺・武田信玄・朝倉義景・浅井長政らとはかり信長を討伐しようとしたが、それは周知のことになった」と注釈を加えておられる。

すでに本章五（二）「姉川合戦御動座の中止」で見たように、信長は右に記された本願寺など四者のなかでも、長政が義昭の謀反に荷担していたことを見通していた筈である。さらに②の末節には、「彼等の所行を以って」、「公儀御造意も此の故に候」と記し、長政らの謀反により義昭が造意をはかったとしている。が、信長の「真意」はその逆であることを前段に述べている。

すなわち「義昭が長政に不儀を構えさせた」ことを示唆している。

この書状には、浅井・朝倉を壊滅させる過程に多くの文詞を費やしている。しかし義昭については、「公儀真木嶋江御移り候」、「公儀御造意も此の故に候」の表現に留め、「彼等の所行」の因が義昭であることを知りつつも、義昭を悪し様に、あるいは表面に著さない信長の「心中」が透けて見える。

以上に見てきた「身の危険を感じた義昭」、「姉川合戦御動座の中止」、「志賀の陣の和睦に関する書状・起請文等」、「毛利輝元・小早川隆景に宛てた信長書状」は、義昭の陰謀により、長政が反旗をひるがえしたことの傍証であるといえよう。

六．まとめ

永禄一一年（一五六八）七月、小谷城下清水谷の館において義昭と長政の宿運的紐帯が結ばれた。このとき両人の行く先に一点の曇りもなかったはずである。

同年一〇月一八日義昭は、晴れて将軍の座に着き、ここに至るまでの信長の功に謝意を述べるのみならず「御父」と記すなど信長との蜜月は頂点にあった。義昭は将軍としての采配を振

るいつつも自身の基盤を固める。しかしここに私欲も出芽する。

信長もまた、義昭を奉じて上洛し将軍の地位に就かせたものの、「将軍」と「義昭」との乖離に気付かされる。ここに両者（義昭と信長）の間に隙間風が生じやがて狂風に変ずる。それが表立ったのは、永禄一二年一〇月のことであった。

一一日信長は、南伊勢から凱旋して義昭に戦勝を報告する。このとき、義昭と信長は互いに相手の所行を非難し口論を生ずる。義昭にとって信長は「御父」から「刹鬼」に変貌し、腹を据えかねた義昭は長政に一書を下す。

その一書を持参した某は、信長との「セリアヰ」模様と朝倉攻めの秘事を長政に明かすとともに、「信長を討つべし」と示唆する。この知らせを受けた長政は千慮を尽くす。

千慮は、まず永禄一一年七月、義昭が浅井館を訪ねたことに恩義を感じ、相互に結んだ信頼関係の紐帯である。今ここに義昭からの示唆は、「天の与える機会（とき）」であると解する。

次に信長の性格・事跡、さらにこれまで抱えてきた信長に対する不安・憂慮である。そして長政の判断と決断を左右したのは、信長との国力・兵力の差よりも義昭に対する忠恕と律儀の精神（こころ）であった。同一三日長政は、主命に従い一身を抛（なげう）って信長を討つ決意を奉答する。

同一六日、義昭はこの奉答を背に信長と再会したが、双方の思惑・疑心が正面衝突して再び「セ

リアヰ」を起こす。このとき「元亀争乱の引金」に指をかける。引金を引いたのは義昭と信長である。この知らせを受けた長政は、ただちに正田大炊助に軍用米運搬を命じて戦備を調え始める。そしてかつての宿敵であった六角氏にこの情報を伝えて共闘を企図する。

義昭と信長の「セリアヰ」の原因は、その翌年正月二三日、信長が日乗上人と明智光秀に宛てた「五箇条の条書」、つまり義昭との和解条件に示される。義昭はこれを受け入れて仮初めの平静を示す。しかし、義昭の心中が穏やかでなかったことはのちの事跡が明らかにする。

義昭と信長の「セリアヰ」が、元亀元年四月、長政を「打倒信長」へと奔らせる。

しかし天正元年（一五七三）九月一日、北近江の雄長政は信長の前に涙を飲む。「将たること三世なる者は必ず敗る」という、白起王の予言が的中することに至ったといえようか。

長政が主と仰いだ義昭も、信長に追われた末備後の鞆へ移徙する。天正一五年帰京するが、翌年一月出家して昌山と号する。慶長二年八月二八日、叶わぬ夢を棄て大坂に眠る。

信長もまた、策成らずして天正一〇年（一五八二）六月二日、明智光秀の奇襲に遭い本能寺の炎の中に消える。斯く無常の風は吹くのである。

第六章　浅井氏は「あさい氏」か「あざい氏」か

小誌に登場する戦国時代の浅井氏は、「あさい氏」といったのか、それとも「あざい氏」と「さ」を「ざ」と濁って表音していたのか。

このテーマは言い古されてきた感もするが、宮島敬一氏、太田浩司氏、最近では北村圭弘氏が論じておられる。小誌では歴史学のほか民俗学・国語学の視点からも考察してみることとした。

なお、「浅井」の語源について、宮島敬一氏は、「『あさひ』の転化と考えられる」といわれる（『浅井氏三代』）。

これに対し黒田惟信氏は、「若し果たして然らんには、淺井といへる地名は、其地勢の北に山を負ひ、南面曠豁して朝陽に向かへるより起りたる者なりと謂わざるべからず。（中略）淺井の二字は、歴然天武紀及姓氏録三巻に見ゆ。斯る時代に於て、果たして波行音の既に和行音（波行音が一般に和行音に変じたのは、「はる」「ひと」「ふね」「へた」のやうに語の最初にある場合でなく、「かはる」「こひ」「おもふ」「かへる」「かほ」の如く、語の中または終にある場合である（『岡倉先生記念論文集』）。）に轉移したることありや否や。況んや和名鈔には、淺井郡の中に朝日郷を繋げ、之を明白に安佐比と訓讀し居るに於てをや」と「浅井が朝日の転訛ではない」とされる（『郡志一』）。首肯すべきであると思われる。

しかし本章は、戦国時代浅井氏の呼称を論じたもので、「浅井」の語源・意義を含めて追究す

る目的ではないので、語源については右の紹介に留めることとしたい。

一・先達の見解

当地（滋賀県湖北地方をいう。以下同じ）では、旧郡名・姓の「浅井」を「あざい」と表音している。しかし、全国各地の「浅井」姓のお方は、「あさい」といわれる方が多いようである。

では、戦国時代の浅井氏はどうであったのか、まずは先達の見解から紹介することにしよう。

宮島敬一氏は、「浅井は『あさい』と訓じる。近時、辞典類にも『あざい』とあるが、承平年間（九三一～八）成立の『和名類聚抄』に『あさい』と訓じてある。また、古代・中世に『浅井』以外の表記はなく、本来『浅』を『あざ』と訓ずることはない。近世になって濁ったようで、古本の『節用集』（黒本本）に記載はなく、近世に流布した『節用集』（易林本）に『あざい』とあるが、そこでは朝倉も『あざくら』とする。（中略）浅井の語源は、郡内に朝日郷があり『あさひ』の転化と考えられる」と論じておられる（『浅井氏三代』）。

また、太田浩司氏は、公卿鷲尾隆康（一四八五～一五三三）の日記『二水記』や浅井氏の菩提寺徳勝寺に伝来する書状などから考察され、「（この）議論は堂々巡りで、結論は得られない」

といわれる（『浅井長政と姉川合戦』）。

やや遡るが黒田惟信氏は、「浅井は和名鈔に清んで阿佐爲と讀めり」と記される（『郡志一』）。

二．『和名類聚抄』にみる「浅井」

『和名類聚抄』は、源順が承平年中（九三一～八年、異説あり）に撰進したといわれるが、その原本は失われて現存していない。しかし、もっとも古い写本とされる高山寺本や江戸時代に刊行された元和古活字那波道圓本（以下、「那波道圓本」という）など、いくつかの写本により本題を検討することができる。

多くの『和名類聚抄』書写本があるなかで、渡辺實氏は、「（高山寺本の）天理図書館善本叢書『和名類聚抄』の資料的信憑性を他のすべての倭名抄現存写本より高らしめる」、また同写本は、「平安末期書写」といわれる（天理図書館善本叢書『和名類聚抄』）。

那波道圓本は、元和三年（一六一七）、那波道圓が刊行した写本である。

ところで少々横道に入るが、和銅六年（七一三）五月二日のこと。ときの元明天皇は、「畿内と七道諸国の郡・郷の名称は、好い字をえらんでつけよ」と、いわゆる「好字二字」の詔書を

下された。

しかし、諸国がただちにこれにこたえたとは言い難く、中央政府は延長三年（九二五）に、さらに延喜式（延長五年〔九二七〕に撰進し康保四年〔九六七〕施行の律令施行細則）にも「好字二字」の報告を催促している。

近江国の郡・郷名が、いつ改字・報告されたか不明であるが、『和名類聚抄』那波道圓本の巻第五、國郡部の東山郡第六十二近江國には、郡名が「淺井」と記され、その下にやや小さめの万葉仮名で「阿佐井」と、割注が施されている（『諸本集成和名類聚抄』）。

同様に巻第五の八には、畿内國・東海國・東山國・北陸國・山陰國のうちに国名が記されているが、そこには一部を除き国名に割注が入る。それらのなかで現在濁音で表音表記している国名の割注をみると次のとおりである（国名の次の括弧内は現在の表音で筆者の注記、その下のやや小さな文字が割注）。

和泉（いずみ）　以都三
伊賀（いが）　以加
駿河（するが）　須流加

相模（さがみ）　佐加三
飛騨（ひだ）　比太
出羽（でわ）　以天波
丹波（たんば）　太波
但馬（たじま）　太知萬

そして、高山寺本の巻第七、郷里二近江郷八十八の郷名に、同じく現在濁音で表音表記しているところを抽出すると次のとおりである。

老上（おいがみ）　於友加三
上坂（こうざか）　加无左賀
益田（ますだ）　末須多

右のようにいずれの割注も、元明天皇が命じた「好字二字」に改めるまでの表記で、現在濁音で表音している部分のほとんどの文字は、「清濁兼用仮名」を用いている。ただ一つ、「上坂（こ

うざか）加无左賀」の「左」は「清音仮名」として多く用いられていたが、大野透氏は、「少なくとも通俗的表記では濁音に對して清音の常用乃至準常用音假名が流用される事が普通であった」といわれるとおり（『新訂 万葉假名の研究』）、「加无左賀」の「左」を「ざ」と表音していた可能性があると考えられる。

では、「阿佐爲」はどうだろう。同氏は「佐」を「清音假名」として分類される（『新訂 万葉假名の研究』）が、確実な濁音流用例として次のとおり示される。

①「（大宝二年〔七〇二〕の）御野國（美濃国）戸籍の字音表記は固有名詞に限られてゐる。全體的に見て、通俗的表記の傾向が強く、清濁は餘りよく書分けられてゐるとはいへない」と断りながらも、味蜂間郡春部里戸籍の「阿佐麻呂」は「アザマロ」、山方郡三井田里戸籍の「佐ミ伎」は「サザキ」と表音するといわれる（『新訂 万葉假名の研究』）。

②『大日本古文書二』では、「越前國江沼郡山背郷計帳」（年代は判然としないが、本計帳の注釈として『宮内省本題シテ、越前國江沼郡山背郷天平十二年計帳ト爲セリ、蓋シ據アラン、今姑ク之ニ從ヘリ』と記されている）に「正丁、兵士、右足比佐上疵」とあり、「右足ヒザ（膝）上の疵」と読むという（『續 萬葉假名の研究』）。

その他、『万葉集巻第十』「秋の雑歌」の一首にも、「黄葉之丹穂日者繁然鞆妻梨木乎手折可佐寒」とあり、「もみち葉のにほひは繁し然れども妻梨の木を手折りかざさむ（可佐寒）」と詠まれている（『新編 日本古典文学全集8万葉集③巻十』）。

右の用例は、いずれも『和名類聚抄』の成立よりずっと以前のものである。そのことからすれば、黒田惟信氏が、「淺井は和名鈔に清んで阿佐爲と讀めり」といわれる「阿佐爲」も、当地では「あざい」と表音していたかも知れない。

濁音を濁点表記する時代については後述するが、割注のように万葉仮名で国名・郡名を表記していたころは、濁音表記方法が定まっていないため右のように表記されていたのである。

これらのことから、『和名類聚抄』に記された「淺井」を仮に「あさい」と清音していたとしても、当地では、いつのころからか現在に至るまで「あざい」と表音しているのである。その「いつのころからか」がわからない限り、『和名類聚抄』に記されたという「阿佐爲」を以て、戦国時代の浅井氏を「あさい氏」と呼んでいたという確証にはならない。

三．当地の地名や姓にみる濁音表記・表音

当地の地名や姓には、濁音で表記表音するものが多い。ちなみに、浅井氏の居城があった小谷山は、「おたにやま」でも「こたにやま」でもなく、「おだにやま」と表音し、その西麓の脇坂村（長浜市小谷丁野町）は、「わきざかむら」と表音している。

また、脇坂村出身の戦国武将脇坂安治のご子孫も「わきざか」さん、そして、地元（長浜市小谷丁野町をいう）の浅井さん、脇坂さんは、それぞれ「あざい」さん、「わきざか」さんである。

さらに鎌倉～室町時代、北近江を支配していた京極氏の家臣上坂氏は「こうざかし」で、出身地の地名長浜市西上坂町も「ながはましにしこうざかちょう」である。

いずれもその時代には、地名や姓の「谷」や「坂」は、「だに」・「ざか」と連濁表音し、「浅井」も「あざい」と連濁的に訛って表音していたと考えられよう。

宮島敬一氏が、「本来『淺』を『あざ』と訓ずることはない」といわれるように、「谷」も「だに」、「坂」も「ざか」と訓ずることはない。

しかし、清んで読む文字でも、連濁や地域の訛言葉などでは濁って読む場合があるので、「淺」を「あざ」と読まないから「浅井」を「あさい」と読むとはいいきれないのである。

四．徳勝寺楊巖和尚の書状

そして、『大日本史料第十編之十七』（天正元年八月廿七日条）に載る『南部文書』は、浅井氏の菩提寺徳勝寺の楊巖（ようがん）和尚が慶長一六年（一六一一）七月一日に、浅井三代の茶堂所の建立を幕府関係者に嘆願したものである。しかし、この嘆願書には宛所が記載されていないので、実際に使用されたものの写し（控え）であろうか。

それは兎も角、ここには「浅井」を「あさい」とも「あざい」とも記されているので、これが大きなヒントになる。少々長文になるがその内容を前記史料から左に引用する。

あふミの國おだ□□（にのカ）さんじやうかいひやくのしゆご、さきのあさいびぜんのか□（みカ）、なのりハすけまさ（亮政）、かいミやうハきうくわいそうごこぢなり（救外宗護居士）、これハとくしやうじのかいさんりやうざん（龍山）おしやうの御けちミやくの御てしなり、二たゐめハ、あさいしもつけのかミひさまさ（久政）、かいミやうハきうがくりやうしゆんこぢなり（久岳良春居士）、これハとくしやうじ二たいめもだ（茂道）うおしやうの御けちミやくの御でしなり、つぎの三だいのちのあざいびぜんのかミながまさ（長政）、かいミやうハてんゑいそうせいこぢなり（天英宗清居士）、これもとくしやうじ三だいめのゆふざん（雄山種英）おしやう

の御けちミやくの御てしなり、ことにさんぜんなとのぎ、ねんころになされしにつゐて、御くわら（羯羅）をゆるされ候、しかれハだゐ〳〵の御ゐはいじよ、そのかくれなきものなり、さりなからおだにらくじやうのみ□（ぎカ）りハ、てんしやうくわんねんミづのとのとりのとしなり、それより此かたけいちやう十六ねんまてハ三十八ねんなり、しかれハらくじやういらいも、しだん（師檀）の御すちめをたがへす、ことしにいたるまて、一日もごんぎやう、御ちやたうおこたらす、御とふらいをいたし申候、しかれハわれらのぼうすつね（坊主）〳〵申ふくめられ候やうハ、たゝいまのふんにてハ、あざい三たいの御ちやたうどころ（茶湯所）ハたいてん候ハんあひた、うへさまへよき御ゑんをもつて、このふんを申あけ候ハゝ、とくしやうじを御こんりうなされ候ハんまゝ、さやうに候ハゝ、みらいまて御ちやたう御りやうぐゆだんなくそなへらるへく候、すこしもこのぎゆだんなく申つけられ候あひた、一つハだんなの御ため、一つハぼうず申おかれ候あひた、その一きをそんし、けいちやう十三ねんよりたうしよにこれある事に御座候へとも、うへさまの御みゝにたち申候事かなわさるによつて、こんにちにいたるまて、むなしく月日をおくり申候、ひぜんのかミ殿御たかかい（行カ）の□□（ときまカ）て、われらのぼうずぢよさい申されす候事、よにかくれあるましく候、ねんころにハ申あけす候、おの〳〵御ぞんじのまへにて御ざ候、これらのおもむき御すきをもつて、おほせあけられ候ハゝ、かたしけなかるへく候、

慶長十六年七月朔日　とくしやうじやうがん（楊嚴）

さて、ここに記された文字・語句を詳細に見てみると、「浅井」の表記は、浅井亮政と久政が「あさい」、長政は「あざい」と、それぞれひらがなで書かれている。また、「浅井三代」は「あざい三たい」とする表記も見える。

文中、ひらがなの清・濁混在表記に視点を置くと、「浅井」のひらがな、及び「つね〳〵」の表記を除くと、正しい濁音表記が五四文字。これに対して濁点を略して清音表記しているのは四五文字である。

そして当然のこととはいえ重要なことは、清音表記すべきところに濁音表記はまったくないのである。したがって当時、もし「浅井」を「あさい」と表音していたとすれば、「あさい」とだけ表記しているはずである。ところが前述のとおり二カ所に「あざい」と濁音表記している。

そのほか、文中には同じ語句を使用する場合でも、濁点の有無や異なる文字を使用するなど、表記方法が異なるところが見える。例えば、「あさい・あざい」のほか、「二代目・三代目」を「二たゐめ・三だいめ」、「坊主」を「ぼうす・ぼうず」などである。

さらに拗音（ようおん）表記すべき音節も現在とは異なり、「開闢の守護」は、「かいひやくのしゆご」となっ

ている。

五．『東寺過去帳』における浅井氏の表記

さらにもう一つ、『東寺過去帳』文亀元年（一五〇一）六月の記事を次のとおり引用する（『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』）。

表書「於江州北郡、京極中務少輔（高清）与同治部少輔（材宗）合戦死亡輩数百人」
裏書「文亀元六、治部少輔自濃州打入云々、アザイ、ミタムラ〈ミタホラ〉、治部少輔方ヘウラカヘリ中書ヲ責戦之處、六角中書ヲ合力之間入衆大概生涯、アサイ、ミタホラ討死、多賀新左衛門以下逃散云々」

これを読み下し文にすれば、

表書は、「江州の北郡に於いて、京極中務少輔（高清）と同治部少輔（材宗）が合戦し死亡の

輩数百人」

裏書は、「文亀元年六月、治部少輔濃州より打ち入り云々、アザイ、ミタムラ（ミタホラ）、治部少輔方へ裏返り中書（高清）を攻め戦っているところ、六角が中書を合力の間入衆大概生涯（生害）、アサイ、ミタホラ討ち死、多賀新左衛門以下逃散云々」

であり、このことは『江北記』にその史実が裏付けられている。何はともあれ、ここには「アザイ」とも「アサイ」とも記されている。

北村圭弘氏は、小野正弘氏著「近代の文字」（『概説日本語の歴史』）を参考に、同じ書のなかで同じ語句の「初出箇所が濁音表記であることに関連する。つまり、文脈で判断できる場合は濁点を付さないという原則に沿った表記と考えられる」とされる（『淡海文化財論叢』第九輯、「浅井氏の名字について」）。このことは、次項「濁音表記方法の変遷」に触れたことと矛盾はない。

したがって、文亀元年六月に、真海が過去帳に右のとおり「浅井」を「アザイ・アサイ」と記していることから、当時も「あざい」と表音していたことは明らかである。

なお、この『東寺過去帳』は、「真海が東寺の観智院の継承を契機に、自らにかかわる人々を供養する目的で」、「明応六年（一四九七年）からおおよそ天文二年（一五三三年）四月までに

作成された」ものであるといわれる。

また本過去帳は、「文政二年（一八一九年）には東寺の観智院の所蔵であったが、その後に流出し、大正十年（一九二一年）には男爵岩崎小彌太の所蔵であった。原本とみられる岩崎男爵家本は現在、所在不明で」、冒頭に引用した『東寺過去帳』は、「岩崎男爵家本の影写本で、巻子装の模本である。大正十年一月に東京帝国大学史料編纂所が影写し、現在は東京大学史料編纂所が所蔵する」ものであるとも記される。

六．濁音表記方法の変遷

ひらがなに濁点を打つ濁点表記方法について、国語学の識者は次のように述べておられる。

山内育男氏は、「濁点が普通に用いられだしたのは室町時代の辞書（『節用集』文明六年本、一四七四年写・『温故知新書』一四八四年成る）や抄物（『周醐本碧巌録不二抄』一四二五年書写・『論語抄』一四七五年刊）などからである。濁点の位置はかなの右側であるが、初めは右肩とは一定せず、また二点ではなくて三点のもあり、濁音節のすべてにつけるというのではなく、特に清音節と紛れやすいものにつけたようである」（『続日本文法講座2』）。

浜田敦氏は、「濁点が（中略）一般化し、謂わば庶民のものとなったのは、早くても近世元禄前後、庶民教育が普及し、印刷の発達によって相当広く文献がゆきわたるようになって以後のことに属する」（『続日本文法講座２』）。

坂梨隆三氏は、「近世になると濁点はかなり高い割合で付けられるようになる。しかし、当然濁るべき箇所に濁点のない場合がある。（中略）もし、それが清濁両様の可能性がある語がある場合、濁点があればそれは濁っていたと判断されるが、濁点がないからといってそれを百パーセント清音であったと見なす訳にはいかない」（『国語学叢書６ 江戸時代の国語上方語』）。

山本真吾氏は、「仮名の右肩に濁点を打つ方式の定着は、だいたい１６００年前後と考える。しかし、濁音には必ず濁点を打つというわけではなく、江戸時代に入っても任意の状況が長らく続く。（中略）これが平仮名文にまで広く普及し、丁寧に付されるようになるのは江戸時代前期以降であり、それでもなお、しばらく濁点は任意の符号であった」（『図解日本の文字』）。

浜田、坂梨、山本各氏の共通する点は、「今日のように平仮名の右肩に濁点を打つのは、江戸時代のはじめかその前後であり、そのころでも濁音には必ず濁点を打つというわけではなく、濁点は任意の符号であった」とされる。

そして濁音のほか、拗音の表記についても、現在のような「かなづかい」になるのは、昭和

二一年（一九四六）一一月、「現代かなづかい」として内閣訓令が公布され、さらに同六一年（一九八六）七月には、「現代仮名遣い」として改訂版が告示されてからのことである。

これらのことから、前項楊巖和尚の書状における「浅井」は、「あさい」とも「あざい」とも表記されているが、「あざい」と表音していたと解釈できる。

また、同書状中には、「亮政は徳勝寺の開山龍山和尚の、久政は徳勝寺二代目茂道和尚の、長政は徳勝寺三代目雄山和尚の血脈の御弟子であり、殊に参禅などの儀は懇ろになされ、御羯羅（から）を許されている」と述べている。このことからも、徳勝寺の楊巖和尚が「あざい」を「あさい」と呼び間違えることはあり得ず、文中の清・濁混在表記は、当時の濁音表記方法にその因があるといえよう。

なお、先達が引用された『和名類聚抄』・『節用集』が成立し、『二水記』が記された時代、そして浅井氏が活躍した大永～元亀年間には、今日のような濁音表記方法がまだ確立されていなかったことを添えておきたい。

七．まとめ

『和名類聚抄』の国名・郷名の割注、当地の地名・姓の訛言葉、徳勝寺楊巖和尚の嘆願書、東寺過去帳、そして濁音表記方法の変遷から考察すれば、戦国時代には「阿佐爲郡・浅井郡」は「あざいのこおり、あるいは、あざいぐん」、「浅井氏」は「あざいし」と表音していたと考えられる。

第七章　浅井氏の居住地

小谷城址には、山上に「大広間・本丸」跡と呼ばれる曲輪があり、また、城下南西麓の清水谷（きよみずだに）には、浅井氏が居住していたと伝えられる「御屋敷」跡がある。これらの「跡」が、往時どのような役割を果たしていたのか、中井均氏が先年、「山城に住んでいた三姉妹」と題して新しい見解を示された。

氏は、「おそらく御屋敷は常の生活空間ではなく、対面所として用いられたのではないだろうか。天文三年（一五三四）に浅井亮政が京極父子を饗応しているが、そうした場合に用いられたのである。山麓の御屋敷は表の場、つまり公邸として用いられ、山上の大広間は奥の場、私邸として用いられたのである」といわれる（『大学的滋賀ガイド』）。

その論拠は、「ルイス・フロイスは『日本史』のなかで、岐阜城の山頂には信長の婦人と子息のみがいたと記している。また、安土城では本丸にいた女房たちは信長の許可なく、他のエリアに出向くことはできなかった。同様に安芸（あき）の郡山城（こおりやまじょう）でも山上には毛利輝元（もうりてるもと）とその夫人が居住していたことが知られている。（中略）小谷城も大広間には長政の婦人である、お市や三姉妹が暮らしていたのであろう」と明記される（同右）。

しかし、岐阜城・安土城・郡山城と小谷城を単純に比較・類推して、山麓の「御屋敷」が公邸、小谷城の「大広間」が私邸と断じていいのだろうか。

斎藤道三の稲葉山城、織田信長の岐阜城、毛利元就の郡山城の歴史を辿りつつ、浅井氏の公邸と私邸について検証してみたい。

一．稲葉山城から岐阜城へ

信長は永禄一〇年（一五六七）八月、斎藤龍興を追い落として稲葉山城に入城し、井口と呼ばれていた城下町を岐阜と改め城を改築する。改築成った岐阜城は、ルイス・フロイスの記録によれば、「宮殿は非常に高い山の麓にあり、その山頂に彼の主城があります。（中略、主城の信長は）貴婦人たちおよび息子の王子たちによって仕えられていた」と記している（『完訳フロイス日本史2』）。

しかし、信長が改築する以前の稲葉山城について、中嶋両以（一六〇四～？）は、「斎藤山城井ノ口村因幡山在城ニ思立（天文一七年頃カ）嶺ニ因幡権現社檀之有、南之方只今之洞へ写（ママ）（うつ）シ、嶺ニ家作リ色々要害拵、山之西麓ニ常之居住拵、惣構只今之土居堀也」と書き残している（『中嶋両以記文』）。

すなわち、斎藤氏の時代には、稲葉山の西麓に同氏が常住する邸があったというのである。

また、『史跡岐阜城跡保存管理計画書』には、山麓部の発掘調査状況を次のとおり記している。

「山麓部の発掘調査では永禄一〇年（一五六七）から慶長五年（一六〇〇）の段階と考えられる第一遺構面の下層から、信長の稲葉山城攻めの際の火災跡と考えられる炭・焼土層が確認された。その直下の第二遺構面では石積み、階段等が検出されており、これが斎藤段階の遺構と考えられている。このような状況から信長は火災後に整地して新たに建物を建てたとみられるが、基本的に平坦地については斎藤段階のものをベースにしつつも大改修をおこなっているようである」

つまり、ルイス・フロイスが見た宮殿は、信長が建て直したもので、斉藤氏の段階ではここが「常之居住」の場所であったのである。

では、郡山城主の場合はどうであったのか、次項で検証する。

二．郡山城

三浦正幸氏は、「毛利氏が安芸国吉田荘に入部したのは建武（けんむ）三年（一三三六）のことで、間もなく郡山城を創築している。その後毛利氏代々の本拠となり、大永三年（一五二三）毛利元就（もうりもとなり）

（一四九七～一五七一）は本家を継いで郡山城へ入城した。その当時の郡山城は、郡山の東南一画に過ぎず、（中略）一般的な中世山城であって、平時は城主は城外の居館に住み、強敵来攻の時にだけ城に入った」、「元就が郡山城を拡張したのは晩年になってからで、一六世紀中葉頃と想像される。（中略、拡張された郡山城は）山頂に本丸がある。本丸付近にだけ石垣が使われ、そこに元就の住居が建てられ、『かさ』と呼ばれた」といわれる（『毛利元就の城と戦略』）。

このように、元就が晩年になって拡張した郡山城には、山上に元就の住居が設けられたが、それまでは「城外の居館に住」んでいたのである。

次に本題の小谷城主浅井氏が居住した場所を探索する。

三．小谷城

小谷城址「大広間・本丸」跡の発掘調査は、昭和四六～四八年度に行われている。ここから出土した遺物三万四千余点から考察すると、同跡は政治、祭事、生活の場であったと考えられている。

だが、この遺物だけを以て、ここが「表の場・公邸」、あるいは「奥の場・私邸」と断ずるこ

とはできない。なぜなら、清水谷に住まいしていた人たちは、浅井長政が織田信長に反旗をひるがえした元亀元年（一五七〇）四月前後ごろからであろうか、山上に逃避し生活していたと考えられるからである。

それでは、何を以て城主の「公邸・私邸」を判断するのかである。浅井氏の発給文書に「公邸」の解が見える。

山林の境界争い、姉川・高時川の取水争いなど当事者間の相論について、浅井氏が発給したいくつかの書状が残っている。そこには、「登城仕」・「双方長々在城候て」・「急與登城せしめ」や「急度登城候て」などの文言が記される。その書状の関係箇所を抜粋すれば次のとおりである。

① 草場入会をめぐる相論においては、「来る廿八日、詮作を遂げるべく候間、早朝登城仕り、申明すべく候」（『伊香文書』）。

② 高時川の用水相論では、「双方長々在城候て、切々申し候処」（『三田村文書』）。

③ 村の物議には、「如何之在る儀に候哉、子細有るに於いては、急與登城せしめ申明さるべく候」（『清水文書』）。

④ 井関七郎兵衛尉方下地のことについては、「数年相剋候て、いまだに相果てざる由に候、急

度登城候て子細承るべく候」（『加藤文書』）。

これらの書状は、浅井氏が相論当事者を小谷城に呼び、それぞれの意見を聴取したうえで裁定を下していたことの証である。したがって、公事（審理・裁判）は山上の「大広間」、つまり公邸で行われていたことがわかる。

さらに、清水谷の「御屋敷」が、公邸であったか否かにつき、亮政の京極氏饗応を検討してみる。

四．亮政の京極氏饗応

天文三年（一五三四）亮政は、主君京極高清・高延とその一族および重臣らを招いて饗応している。その内容は『天文三年浅井備前守宿所饗応記』（以下、『饗応記』）に記されている。しかし表題から饗応した場所は、「宿所」と訓めるものの、その「宿所」が何処に在ったのか本文に明記されていない。ただ、本文末には次のとおり具体的な場所を推測できそうな記述がある。

「御馬之御覧時ハ。御座敷ノ末御縁ヨリ。一間計上ニ御座ある也。御一家衆も御縁へ御出あり。

各（おのおの）御庭（おにわ）へをる丶也（なり）。多賀豊後守御太刀（たがぶんごのかみおんたち）を持（もち）て。御座所之前左（ござしょのまえひだり）ノかたの御縁（ごえん）ニ祗候有（しこうあり）。」

現地を渉猟すると、このような所は、「大広間」などのある山上には見当たらない。城下清水谷西側の「御屋敷」跡と伝えられる尾崎山東麓を探索してみると、縦横に大中小の、あるいは細長い曲輪跡がいくつも見られる。さらにその麓には、南端から「御屋敷」跡までおよそ一キロメートルにわたり直線的に切岸（きりぎし）（山城・平山城において、曲輪の防衛機能を高めるため、人工的に構築された断崖状の施設）が遺っている。まさしく小谷城主が常に居住するにふさわしい曲輪・防御構造が見てとれる。しかし、右の『饗応記』が記す饗応の具体的場所を特定することはできなかった。が、「それらしい」ところは在る。

宮島敬一氏は、「この饗応が浅井亮政によって初めて企画された出来事とは考えにくい。将軍の御成りを参考にしたと考えられる」といわれ（『浅井氏三代』）、また、堀内秀樹氏は、「御成とは将軍または時の権力者が家臣などの邸へ訪れることである」と定義される（『加賀殿再訪』）。

『饗応記』本文末の記載と現地の形状ならびに宮島・堀内両氏の見解から、浅井亮政の饗応は、「御屋敷」と伝わる私邸で行われたといえよう。

五．足利義昭、浅井館に動座

永禄一一年（一五六八）七月、足利義昭は信長に招かれて越前朝倉氏の一乗谷から岐阜に向かう途次、小谷に立ち寄り四日間逗留している。逗留した場所は小谷のどこか、そこは公邸であろうか私邸であろうか。

『多門院日記』の永禄一一年七月二七日条には、「公方様去十六日ニ越前ヨリ江州浅井館へ御座ヲ移被、同廿二日濃州ニ御座移サレ了」と記されている。義昭が御座を移した「江州浅井館」は、小谷城の「大広間」だったのか、それとも清水谷の「御屋敷」だったのか。

推測を重ねれば、当時、管領クラスが将軍など貴人を饗応する場合は私邸に迎えている。長政は近く将軍に就任する義昭を迎えるにあたり、義昭を将軍と同様に接待すべく、「浅井館」、つまり私邸である「御屋敷」に迎えたと考えられる。

六．まとめ

中井氏が、小谷城主居住の場所を判断する基準の一つは、岐阜城・安土城や郡山城との比較

である。しかしそれらは何れも、初代小谷城主亮政が築城したころとは年代などを異にする。つまり一六世紀前半と後半の違いであり、城主の交替や城郭の改築・拡張などの違いである。

浅井氏が初代から三代までの間に、常住の場所を変更したのは、元亀元年四月前後のことで、それまでは清水谷の「御屋敷」であったと伝承されている。このような小谷城と対比するなら、岐阜城・安土城、拡張後の郡山城ではなく、斉藤氏の稲葉山城であり、拡張前の郡山城であろう。

斉藤氏は、「山の西麓ニ常の居住を拵え」ていた。また、ルイス・フロイスの見た「主城」は、信長が建てたもので、斉藤氏の「常之居住」の場所ではなかった。

郡山城拡張前の毛利元就は、「城外の居館に住んでいた」といわれている。

浅井亮政が京極氏らを饗応した場所は、御成と同様に私邸で行われたと考えられ、そこは「御屋敷」であったにちがいない。また、長政が足利義昭を迎えた「浅井館」も私邸の「御屋敷」であったと考えられる。

浅井氏は、山上の「大広間」で公事を行っており、ここは公邸であることが明らかである。

これらの証例から、小谷城の「大広間」は公邸であり、城下の「御屋敷」は浅井氏の私邸であったと判断できる。

おわりに

思いがけない年月（とき）が流れた。記憶に刻まれた史料を三点ばかり振り返ってみた。

先ず『東淺井郡志 巻四』から最初に目を留めたのは、義昭の御供衆 一色式部少輔にあてた長政の書状である。『同 巻貳』による同書状の解説が、鷹を賜与されたことへの礼状であるとし、書状後半の記述には触れていない。しかしそれは、どのように考えても、「委曲法光坊え申し入るゝ趣、宜しく御執り成しに預かるべく候、御意を得べく候」と記す長政の意中を看過することはできなかった。

次に長政の正田大炊助にあてた書状である。ここには「軍役米六百俵、（中略）海老江村へ着岸肝要に候也」と戦備を調えている様子が記される。書状の日付は、月が欠け日だけが遺されている。原本を求め一年余を経て判明したことは、すでに焼失されていたことであった。しかし偶然にも「月」が判読出来る史料に恵まれて、筆を進めることができた。

もう一つは、『多門院日記』永禄一一年（一五六八）七月二七日条「公方様去十六日ニ越前ヨリ江州淺井館へ御座ヲ移サレ、同廿二日濃州ニ御座移サレ了」の記述である。義昭が越前朝倉

氏の一乗谷から岐阜城へ向かう途次、浅井館へ立ち寄ったというだけのことであるが、この記述を素通りするわけには行かなかった。それは当時将軍が家臣の邸を訪う「御成」を参考に、義昭と長政の意中を推察してみると、小誌テーマの主因が蔵されていると直感し胸の高鳴りを覚えた。

戦国の世にあって雲中白鶴とも評すべき長政は、忠恕と律儀を旨としつつわずか二九歳の生涯を閉じた。頭脳明晰にして天下国家のあるべき方向へ邁進しようとする信長は、策略を駆使しつつも本能寺の炎に包まれた。将軍の権威に憧れ縋り付いた義昭もまた不運な人生を送ることになった。筆を擱いてみると、三者三様の人生観と世の儚さを感じた。

執筆にあたって、数え切れないほどの史資料に恵まれた。とりわけ長浜市立図書館司書 松山ゆかり氏からは、労を厭わずその機会や種々アドバイスをいただいた。

また、小稿執筆を含めこれまで郷土史の研究において、長浜市市民協働部学芸専門監 太田浩司氏、滋賀県文化財保護課 北村圭弘氏には格別のご指導に与ってきた。

さらに小誌刊行にあたっては、関西福祉科学大学学長 八田武志氏のご支援と、ユニオンプレス 池田肇氏のご高配を賜った。ここに誌上を借りて深甚の謝意を表してお礼のご挨拶を申し上げる。

参考文献一覧

【辞典・事典類など】
『日本国語大辞典』第二版 日本大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部 小学館
『國史大辭典』第一版 国史大辞典編集委員会 吉川弘文館
『21世紀暦 曜日・干支・九星・旧暦・六曜』日外アソシエーツ編集部編 日外アソシエーツ
→『21世紀暦』

【史料】
『大日本史料』東京大学出版会
『増訂 織田信長文書の研究 上巻』奥野高広 吉川弘文館→『信長文書』
『東淺井郡志巻壹・貳・四』滋賀県東浅井郡教育会編 日本資料刊行会→『郡志一・二・四』
『江濃記』『群書類従・第二十一輯合戦部』続群書類従完成会
『桶狭間・姉川の役 日本の戦史1』旧参謀本部編 徳間書店
『復刻 淺井三代記』底本 元禄二年正月版 木村重治
『脇坂文書五』『東淺井郡志巻四』朝倉景紀書状 六月二十二日条
『史籍雑纂第二』『當代記』国書刊行会編纂 続群書類従完成会
『物語 日本史大系第七巻』『織田軍記』早稲田大學出版部

『信長公記』奥野高広・岩沢愿彦＝校注 角川書店
『毛利家文書』『大日本史料』第十編之四 東京大学出版会
『上杉家文書』『大日本古文書家わけ第十二ノ一―三』東京大学史料編纂所編 東京大学出版会
『織田信長年譜』『織田信長辞典』新人物往来社
『川角太閤記』『改訂 史跡集覧第十九冊』すみや書房
『信長記 上巻』小瀬甫庵撰・神郡周＝校注 現代思潮社
『島記録』『戦国史叢書6 近江浅井氏』小和田哲男 新人物往来社
『島記録一九』『東淺井郡志巻四』今井定清書状 永禄二年五月二十五日条
『西村文書四』『東淺井郡志巻四』平井定武書状 天文二十二年十一月二十六日条
『阿部文書二六』『東淺井郡志巻四』浅井久政書状 天文二十三年四月十二日条
『南部文書七』『東淺井郡志巻四』門池吉信書状 弘治三年四月十七日条
『竹生島文書一二七』『東淺井郡志巻四』浅井賢政書状 永禄四年四月二十五日条
『垣見文書五』『東淺井郡志巻四』浅井長政書状 永禄四年六月二十日条
『垣見文書八』『東淺井郡志巻四』浅井長政宛行状 元亀四年八月十八日条
『片桐文書』『成簀堂文庫文書所蔵文書』元亀四年八月二十九日条
『西野文書』『浅井長政と姉川合戦』元亀四年八月八日条
『加藤文書』『江州小谷城主 浅井氏三代文書集』浅井長政宛行状 元亀四年八月十二日条
『垣見文書七』『東淺井郡志巻四』浅井長政宛行状 元亀四年八月十二日条
『武州文書』『東淺井郡志巻四』浅井長政感状 元亀四年八月二十六日条
『古文書編纂所所収文書』『日本歴史』第二四八号

『福田寺文書』『東淺井郡志巻四』 和田惟政書状 十二月十七日条
『續應仁後記巻八・九』『改定 史籍集覧第三冊』臨川書店
『下坂文書一六』『東淺井郡志巻四』 進藤賢盛書状 十二月二十八日条
『沖島共有文書二』『東淺井郡志巻四』 浅井長政沙汰状 永禄八年十二月二十日条
『山中文書』『東淺井郡志巻四』 蒲生野陣立書 永禄九年七月二十九日条
『山中文書』『東淺井郡志巻貳』 六角承禎書状 永禄九年九月二十日条
『山中文書一』『東淺井郡志巻四』 浅井長政契約状 永禄十一年二月二十七日条
『山中文書二』『東淺井郡志巻四』 埴生百介（千介）書状 元亀三年七月十九日条
『誓願寺文書九』『東淺井郡志巻四』 江州十ヶ寺惣中書状 元亀三年九月二十二日条
『正田文書』『東淺井郡志巻四』 浅井長政書状 永禄十二年十月二十日条
『多門院日記』 永禄九年九月三・四日条『増補 續史料大成』第三十八巻 臨川書店
『菅浦文書上・下巻』滋賀大学日本経済文化研究所
『伊藤家古記録所収文書』 浅井長政感状 二月十日条
『渡邊文書一』『東淺井郡志巻四』 浅井長政宛行状 十一月二十七日条
『堅田郷士共有文書一』『東淺井郡志巻四』 浅井家沙汰状 二月七日条
『来迎寺文書二』『東淺井郡志巻四』 浅井長政宛行状 永禄九年四月十八日条
『増補 高島郡誌 全』 高島郡教育会原本編著 饗庭昌威増補編輯 弘文堂書店
『朽木文書』『東淺井郡志巻四』 浅井長政父子連署起請文前書 永禄十一年十二月十二日条
『御湯殿の上の日記』『続群書類従・補遺三』 永禄九年二月十七日条
『言継卿記第四』 國書刊行會編纂 続群書類従完成会

『加越闕諍記二』『史跡雑纂第一』国書刊行会編纂 続群書類従完成会
『永禄四年三好亭御成記』『続群書類従第二十三輯下 武家部』続群書類従完成会
『松陰日記』『柳沢家の古典学（上）』元禄四年春～夏
『楽只堂年録』元禄十年十一月十四日条
『伊佐早文書』『愛知県史資料編一一』織豊1 愛知県
『謙信公御書集』『愛知県史資料編一一』織豊1 愛知県
『永禄記』『群書類従第二十輯 合戦部』続群書類従完成会
『細川両家記』『群書類従・第二十輯 合戦部』続群書類従完成会
『仁和寺文書』『織田信長文書の研究上巻』室町幕府殿中掟案 永禄十二年正月十四日・十六日条
『古簡雑纂』足利義昭御内書 十月五日条
『浅井長政書状』『東淺井郡志巻四』古証文所収文書一二 永禄十二年十月十三日条
『伊藤友三郎氏文書』『近江蒲生郡志巻二』永禄十二年十二月十日・永禄十三年二月二日条 滋賀県蒲生郡役所
『足利義昭・織田信長条書』『織田信長文書の研究上巻』永禄十三年正月二十三日条 吉川弘文館
『武藤文書』『織田信長文書の研究上巻』元亀元年五月二十五日条 吉川弘文館
『織田信長若狭武田信方宛朱印状』『織田信長文書の研究上巻』元亀元年六月六日条 吉川弘文館
『足利義昭御内書』『細川家記所収文書一』『東淺井郡志巻四』元亀元年六月十七日条
『細川藤孝添状』『細川家記所収文書二』『東淺井郡志巻四』元亀元年六月十七日条
『尋憲記』『大日本史料第十編之五』十一月十二日条 東京大学出版会
『顕如証人御書札案留』『大日本史料第十編之四』九月十日条 東京大学出版会
『尋憲記』『大日本史料第十編之五』十二月十三日条 東京大学出版会

『歴代古案所収文書一』『東淺井郡志巻四』山崎吉家書状 元亀二年正月二十二日条
『護国寺文書』『東淺井郡志巻四』浅井長政書状 元亀元年九月二十二日条
『伏見宮御記録』『大日本史料第十編之五』十二月九日・十二日条 東京大学出版会
『新編 日本古典文学全集８ 万葉集③』小島憲之・木下正俊・東野治之＝校注・訳 小学館
『完訳フロイス日本史２』松田毅一・川崎桃太訳 中央公論新社
『天理図書館 善本叢書 和書之部第二巻 和名類聚抄・三寶類字集』天理大學出版部
『諸本集成和名類聚抄』京都大学文学部国語学国文学研究室編 臨川書店
『南部文書』『大日本史料第十編之十七』天正元年八月二十七日条
『中嶋両以記文』『信長―岐阜城とその時代 図録』岐阜市歴史博物館
『史跡岐阜城跡保存管理計画書』岐阜市教育委員会
『伊香文書一』『東淺井郡志巻四』浅井久政召状 天文二十四年四月二十六日条
『三田村文書二』『東淺井郡志巻四』浅井久政書状 天文二十四年七月十日条
『清水文書』『東淺井郡志巻四』浅井久政書状案 六月八日条
『加藤文書』『改訂 近江國坂田郡志 第六巻』浅井久政書状 七月二十三日条
『天文三年浅井備前守宿所饗応記』『續群書類従・第二十三輯下 武家部』続群書類従完成会
『多門院日記 第三巻』永禄十一年七月二十七日条 三教書院

【論考】
秋田裕毅『神になった織田信長』小学館 一九九二年
明智憲三郎『本能寺の変４３１年目の真実』文芸社 二〇一五年

池内昭一「浅井・朝倉攻め」『織田信長事典』新人物往来社 一九八九年
池上裕子『織田信長』吉川弘文館 二〇一三年
同右「時代のなかの『信長像』」『歴史読本』七月号 新人物往来社 二〇一一年
市河三喜編『岡倉先生記念論文集』岡倉先生還暦祝賀会 一九二八年
岩沢愿彦『前田利家』吉川弘文館 一九九五年
太田浩司『浅井長政と姉川合戦』サンライズ出版 二〇一一年
同右「長政の〝信長離叛〟の原因は朝倉との『旧縁』ではなかった」『歴史読本』四月号 新人物往来社 二〇〇一年
同右『戦国大名浅井氏と北近江―浅井三代から三姉妹へ―』長浜城歴史博物館 二〇〇九年
同右「中世菅浦『惣村』の変遷」『菅浦文書が語る民衆の歴史』長浜城歴史博物館 二〇一四年
大野透『新訂 万葉假名の研究』高山本店 一九七七年
同右『續 萬葉集仮名の研究』高山本店 一九七七年
奥野高広『武田信玄』吉川弘文館 二〇〇〇年
同右「織田信長と浅井長政の握手」『日本歴史』第二四八号 吉川弘文館 一九六九年
同右「血は水よりも濃い」『日本歴史』五二四号 吉川弘文館 一九九二年
同右『足利義昭』吉川弘文館 一九八一年
荻野三七彦「浅井長政最期の感状」『古文書研究』第三一号 日本古文書学会 一九八九年
小和田哲男『信長 徹底分析十七章』ＫＴＣ中央出版 二〇〇三年
同右『戦国三姉妹物語』角川書店 一九九七年
神田千里『織田信長』ちくま新書 二〇一四年

北村圭弘「浅井氏の名字について」『淡海文化財論叢第九輯』淡海文化財論叢刊行会二〇一七年
同右「浅井長政と市の結婚時期について」『淡海文化財論叢第五輯』淡海文化財論叢刊行会二〇一三年
桐野作人『織田信長』新人物往来社二〇一一年
桑田忠親『流浪将軍 足利義昭』講談社 一九八五年
同右『戦国武将の手紙』人物往来社 一九六二年
小島英記『城と戦国武将 信長はなぜ叛かれるのか』ポプラ社 二〇〇八年
小島廣次「兄弟姉妹」『織田信長事典』新人物往来社 一九八九年
坂梨隆三『江戸時代の国語 上方語（国語学叢書6）』東京堂出版 一九八七年
佐藤圭「大永五年朝倉教景の小谷攻城」『福井県日本史の会 第三号』福井県生涯学習センター 一九九一年
同右「朝倉氏と近隣大名の関係について―美濃・近江・若狭を中心として―」『福井県史研究 第一四号』福井県総務部 一九九六年
同右「概説 朝倉氏と織田信長」『朝倉氏と織田信長』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 一九九五年
白井進「室町幕府と織田信長との関係について―足利義昭宛の上書を素材として―」久野雅司編著『足利義昭』戎光祥出版 二〇一五年
水藤真『朝倉義景』吉川弘文館 一九八六年
高木叙子『室町最期の将軍―足利義昭と織田信長』滋賀県立安土城考古博物館 二〇一〇年
高橋敏子代表研究『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』東京大学史料編纂所 二〇〇五年
高柳光寿『明智光秀』吉川弘文館 一九九六年
谷口克広『信長の天下布武への道』吉川弘文館 二〇〇六年

同右「浅井長政と織田信長」『浅井長政のすべて』新人物往来社 二〇〇八年
同右『信長と将軍嘉昭』中央公論新社 二〇一四年
徳川家広「没後四百年家康に学ぶ平和国家の作り方」『文藝春秋』七月号 二〇一六年
中井均「山城に住んでいた三姉妹」『大学的滋賀ガイド』昭和堂 二〇一一年
長江正一『三好長慶』吉川弘文館 一九九四年
長浜市長浜城歴史博物館編『菅浦文書が語る民衆の歴史』長浜城歴史博物館 二〇一四年
浜田敦「濁音・撥音・促音表記の沿革」『続日本文法講座2』明治書院 一九五九年
堀内秀樹「史料から見た御成と池遺構出土資料」西垣良宏編『加賀殿再訪』東京大学出版 二〇〇〇年
堀新「信長公記とその時代」堀新編『信長公記を読む』吉川弘文館 二〇〇九年
同右『織豊期王権論』校倉書房 二〇一一年
三浦正幸「城にみる毛利氏の戦略『山城から平城へ』」『戦乱中国の覇者 毛利元就の城と戦略』成美堂出版 一九九六年
光成準治『毛利輝元』ミネルヴァ書房 二〇一六年
宮城谷昌光「乱世を生きるということ」『文藝春秋』二月特大号 二〇一三年
宮島敬一『浅井氏三代』吉川弘文館 二〇〇八年
山本真吾「濁点」『図解日本の文字』三省堂 二〇一一年
山内育男「表記法の変遷」『続日本文法講座2』明治書院 一九五九年
渡辺世祐「上洛前の足利義昭と織田信長」久野雅司編著『足利義昭』戎光祥出版 二〇一五年
同右「足利義昭と織田信長との関係に就いての研究」久野雅司編著『足利義昭』戎光祥出版 二〇一五年

索引

あ行

浅井家臣の不満説　24
浅井賢政の改名　46
浅井長政書状―一色式部少輔あて　99
浅井長政書状－正田大炊助あて　103
浅井久政のご内儀阿古　42
朝倉・浅井の連合　16
朝倉氏への旧恩説　11
朝倉義景、浅井久政・長政の首　42
足利義昭陰謀説　26
足利義昭書状―北畠中納言あて　98
姉川合戦御動座の中止　132
伊勢の攻略　40
市橋伝左衛門　58
今井定清　50
お市のこころと義昭の知覚　125
小谷攻略不安説　17
小谷城　181
小谷落城後の残虐行為　41
御成　87

か行

垣見助左衛門尉　54
片桐孫右衛門尉　55
観音寺騒動　63
岐阜城　179
朽木元網を招降　79
元亀争乱　27
元亀争乱の開扉　119
元和偃武　39
郡山城　180
五箇条の条書　110

さ行

三姉妹と東福門院・明正天皇の事績　123
志賀の陣　135
将軍の御内書によって和睦　116
杉谷善住坊　41
亮政の京極氏饗応 183

た行

濁音表記方法の変遷　173
頼れる長政　126
地位確保と目的相違説　21
天下支配の野望説　20
天下布武　37
殿中御掟　94
東寺過去帳　172
当地の地名や姓にみる濁音表記・表音　166
独裁者不要説　25
徳勝寺楊巌和尚の書状　168

な行

中嶋両以記文　179
長政最期の感状　55
長政、戦備の一手　120
長政とお市の結婚時期　56
長政の趣　118
長政の江南攻略　63
長政の国力　10
長政の湖西攻略　75
長政の菅浦惣村への浸潤　71
長政の千慮と決断　127
長政の人となり　49
信長の大河内城攻め　97
信長の御形儀　30
信長の策謀と策士たち　43
信長の謀略　35
信長は上洛の通路を確保　86
信秀の病気快癒祈願と葬儀　31

は行

偏諱　47

ま行

正田大炊助　103
身の危険を感じた義昭　131
毛利輝元・小早川隆景に宛てた信長書状　151

や行

山中俊好を招降　67
義昭、越前朝倉氏館へ移徙　84
義昭、岐阜へ出向　85
義昭が長政を頼った事由　121
義昭と信長の「セリアヰ」　115
義昭の陰謀と長政の趣　96
義昭の上洛　89
義昭の心中と陰謀　117
義昭は近江小谷の浅井館に　86
義昭を征夷大将軍に　90

ら行

綸旨　144
六角承禎書状―小松伊藤あて　107

わ行

和田惟政　59
和名類聚抄　162

著者略歴

香水 敏夫（かすい としお）
1934 年 静岡市生まれ。
1991 年 NTT ㈱京都中支店長を辞し、ドコモ関西㈱等を経て、郷土史研究。
著作に、新人物往来社刊 共著『浅井長政のすべて』「小谷落城」、湖北町丁野区刊 共著『しが湖北 丁野誌 璨』、湖北町立小谷小学校刊 共著『ふるさと読本 浅井氏三代と小谷城』などがある。

小谷城主浅井長政の謎　なぜ、信長に刃向かったのか
2020 年 7 月 9 日　初版発行
著　者　香水 敏夫
発行者　池田 宏史
発行所　ユニオンプレス／株式会社ユニオンサービス
542-0062 大阪市中央区上本町西 5 丁目 1 番 6 号
電話 06 6763-5431　ファックス 06 6763-5463
E-mail　info@union-services.com
振替口座　00900-0-33598
印刷・製本　デザインインターナショナル
ISBN　978-4-909848-02-4
© Toshio Kasui 2020

Printed in Japan

定価は、裏表紙に明示してあります。乱丁・落丁はお取り替えいたします。

本書の一部または全部について、弊社から文書による許諾を得ずに、複写複製、転載することは法律で認められた場合を除き、著作権及び出版権の侵害となります。

ISBN978-4-909848-02-4
C3021 ¥1200E

発行　ユニオンプレス／株式会社ユニオンサービス

Cover design
Design International

本書の概要

永禄 11 年 7 月、足利義昭は織田信長から「ご入洛の御共早速申すべく候」との申し出に応じて一乗谷を発し岐阜へ向かった。その途次、小谷城下浅井館に 4 日間逗留し、浅井長政と信頼関係の紐帯を結んだ。

同年 9 月 7 日、信長は上洛に向け大軍を催し、徳川家康の援軍をも従えて岐阜を発ち長政もこれに加わった。江南を平定し 9 月 26 日、義昭を奉じて入洛を果たし、10 月 18 日、義昭を征夷大将軍に就かせた。

翌 12 年 8 月、信長は南伊勢北畠氏の大河内城を攻め、10 月 4 日に開城させた。翌日、義昭は北畠中納言あて和睦勧奨の御内書を下す。11 日、信長は義昭に戦勝を報告する。

だが、義昭は信長の北畠家乗っ取りを、信長は北畠中納言にあてた御内書を、互いに非難し「セリアヰ」となった。

腹に据えかねた義昭は長政に一書を下す。使者には「セリアヰ」模様と信長の朝倉攻め秘事を、さらに「北近江も油断無きように」と示唆させる。

長政はこの示唆を「信長を討て」との主命であると解する。次いで信長の性格・事跡が、さらに義昭と結んだ信頼関係の紐帯から忠恕と律儀の心が覚醒する。「断じて敢行すれば鬼神もこれを避く」と眦を決し、13 日、義昭へ奉答書をしたためた。

翌元亀元年 4 月、長政は越前朝倉氏攻めに向かう信長の背後を突いた。

Union Press

小谷城主浅井長政の謎　なぜ、信長に刃向かったのか
定価　本体1,200円＋税